

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
2	要望の内容	総額型控除上限の10%引上げ等
3	担当部局	国土交通省大臣官房技術調査課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除</p> <p>昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分…25%税額控除</p> <p>昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分…25%税額控除</p> <p>昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除</p> <p>昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設</p> <p>昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算</p> <p>平成 5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)</p> <p>平成 9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)</p> <p>平成11年度 拡充 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額[前期及び前々期の試験研究費の額]を超える場合に限り)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。</p> <p>縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止</p> <p>平成13年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。</p> <p>縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。</p>

		<p>平成15年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設</p> <p>平成18年度 創設 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設 縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止</p> <p>平成20年度 創設 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度 (増加型)の創設 売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する 制度(高水準型)の創設</p> <p>平成21年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に 規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究 に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用 を加える。 拡充 (経済対策)試験研究費の総額に係る税額控除制度等につ いて ①平成21、22年度において税額控除ができる限度額を 当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、 ②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額につ いて、平成23、24年度において税額控除の対象とす ることを可能とする。</p> <p>平成22年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年延長 (23年度末まで)。</p>	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上にする。」(「新成長戦略」平成22年6月30日閣議決定)</p>
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標44 技術研究開発を推進する に包含。
	③ 達成目標 及び測定 指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持 する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し 上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく 寄与することが可能。</p>	

8	有効性等	① 適用数等	<p>・利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>																																																																
		② 減収額	<p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成15年度 1,046億円(21億円) 平成16年度 4,242億円(147億円) 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考) 平成21年度 2,540億円 平成22年度 2,358億円 (財務省による減収額試算)</p>																																																																
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.33</td> <td>1.42</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.63</td> <td>2.85</td> <td>2.98</td> <td>3.22</td> <td>3.47</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.66</td> <td>2.59</td> <td>2.62</td> <td>2.66</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.69</td> <td>1.73</td> <td>1.76</td> <td>1.79</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.98</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.48</td> <td>2.54</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44	中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49	韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47	アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68	イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08	ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54	イタリア	1.11	1.10	1.09
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																														
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44																																																														
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49																																																														
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47																																																														
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68																																																														
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79																																																														
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88																																																														
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12																																																														
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08																																																														
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54																																																														
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-																																																														

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位: %)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.8
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.3
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55

出典: OECD 「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

平成22年度の減税試算額における、総額型控除上限の引上げ効果:
406億円程度

↓

後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき、平成22年度に総額型控除上限を10%引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成22年度～平成31年度の累計)を減税額割合で按分して試算:
約2,213億円(うち中小企業分:223億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

経済波及効果の試算 (※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

【①総額型・②特別試験研究税制・③中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

●減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

①平成22年度減収額:1,712億円(財務省試算)

②平成22年度減収額:1.08億円(財務省試算)

③平成22年度減収額:153.87億円(財務省試算)

↓ ①・②研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果:1.38倍

↓ ③中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果:1.70倍

①研究開発投資押し上げ額:2,362億円(1,712億円×1.38)

②研究開発投資押し上げ額:1.49億円(1.08億円×1.38)

		<p>③研究開発投資押上げ額: 262億円 (153.87 億円×1.70)</p> <p>●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算 上記基に、押し上げられた研究開発投資中長期的に及ぼす GDP 押上げ効果を、マクロモデル(平成 16 年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成 22 年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。</p> <p>①研究開発投資押上げ額: 1, 712億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果: 約9, 146億円 同様の計算により、平成22年度～平成31年度までの10年間におけるGDP押上げ効果は以下のとおり。 ②: 約60億円 ③: 約1, 015億円</p> <p>【④経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】 上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。 ・平成22年度減収額(大企業分): 372億円(財務省試算を基にした経産省試算) ・平成22年度減収額(中小企業分): 34億円(財務省試算を基にした経産省試算) ↓ ・10年間(平成 22～31 年度)累計のGDP押上げ効果(大企業分): 約1, 990億円 ・10年間(平成 22～31 年度)類型のGDP押上げ効果(中小企業分): 約223億円</p> <p>【⑤増加型・⑥高水準型】 上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。</p> <p>⑤ 増加型(大企業分)のGDP押上げ効果 ・平成22年度減収額: 62. 76億円(財務省試算) ・10年間(平成 22～31 年度)累計で約336億円</p> <p>⑤ 増加型(中小企業分)のGDP押上げ効果 ・平成22年度減収額: 3. 01億円(財務省試算) ・10年間(平成 22～31 年度)累計で約20億円</p> <p>⑥ 高水準型のGDP押上げ効果 ・平成22年度減収額: 19. 08億円(財務省試算) ・10年間(平成 22～31 年度)累計で約103億円</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72. 5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98. 5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0. 9%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫

			あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算上の措置(補助金)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外インフラプロジェクト準備金の創設
2	要望の内容	我が国企業が、海外インフラプロジェクトを受注する場合、当該プロジェクトの損失に備えるため、当該プロジェクトの収入額の1%を準備金として積み立てた場合、当該金額を損金に算入する。 我が国企業が、海外インフラプロジェクトを行う法人に出融資する場合、当該出融資の損失（株式の価格の低落等）に備えるため、当該出融資額の30%を準備金として積み立てた場合、当該金額を損金に算入する。 （平成23年4月1日から平成25年3月31日まで）【新設】
3	担当部局	総合政策局国際建設市場室、総合政策局国際建設推進室、総合政策局国際企画室、総合政策局国際業務室、土地・水資源局水資源計画課、都市・地域整備局都市・地域政策課、都市・地域整備局都市計画課都市計画調査室、都市・地域整備局下水道部下水道企画課、河川局河川計画課、河川局砂防部砂防計画課、道路局企画課、住宅局建築指導課、鉄道局総務課企画室、鉄道局鉄道国際戦略総室、港湾局国際・環境課国際企画室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内インフラ市場の拡大が見込めない中、アジア諸国等の海外インフラ市場では長期的なインフラ需要が見込まれているところ、我が国の優れたインフラシステムを展開することにより、二国間関係の強化に寄与するとともに、これらの地域におけるインフラ整備需要を、我が国の優れたインフラ関連産業が獲得し、国際競争力を確保しつつ、積極的に国際展開し、アジア等の成長力を取り込み、我が国の成長に貢献するとともに、開発途上国等への国際貢献を図る。</p> <p>（達成目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国建設企業の平成22～26年度における海外受注実績を累計で5兆円とする 我が国国土交通関連企業（海外現地法人を含む。）が官民連携を通じて獲得した新規海外受注実績を平成22年度から平成32年度までの合計で10兆円以上とする <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）</p> <p>新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大する。さらには、日本の建設業のアジア展開を後押しする。</p>

			<p>○「国土交通省成長戦略」(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議) 我が国の優れたインフラ関連産業が、海外市場において活躍の場を拡げ、世界市場で大きなプレゼンスを発揮している姿を目指す。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 35 建設市場の整備を推進する 及び 政策目標 12 国際協力、連携等の推進 施策目標 45 国際協力、連携等を推進する に包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・我が国建設企業の平成22～26年度における海外受注実績を累計で5兆円とする</p> <p>・我が国国土交通関連企業（海外現地法人を含む。）が官民連携を通じて獲得した新規海外受注実績を平成22年度から平成32年度までの合計で10兆円以上とする</p> <p>【参考】 ○新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） （インフラ分野）「官民連携して海外展開を推進することにより、2020年までに、19.7兆円の市場規模を目指す」、「建設業の新規年間海外受注高1兆円以上」</p> <p>○国土交通省成長戦略（平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告） （戦略目標）「我が国企業が獲得した海外受注のうち、国土交通省が積極的に働きかけて官民連携により新たに獲得した海外受注高を2020年までの合計で10兆円以上とする」</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・我が国建設企業の海外受注実績 ・我が国国土交通関連企業（海外現地法人を含む。）が官民連携を通じて獲得した新規海外受注実績</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該租税特別措置によって、プロジェクト実施後における様々なリスクによる損失を、準備金を用いて会計上平準化し、企業側における適切なリスク管理を促進することによって、我が国の優れたインフラ関連産業が、自ら適切なリスク管理を行いながら、海外のインフラ整備需要を獲得し、国際競争力を確保しつつ、積極的に国際展開する効果が見込まれる。このため、我が国建設企業の海外受注実績及び我が国国土交通関連産業の海外受注実績の目標が達成されることにより、我が国の優れたインフラ関連産業が、海外のインフラ整備需要を獲得したことが確認され、我が国インフラ関連産業が、国際競争力を確保しつつ、積極的に国際展開し、アジア等の成長力を取り込み、我が国の成長に貢献するとともに、開発途上国等への国際貢献を図るといふ政策目的に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平年度 約200件 （1）受注額ベース（平年度） 建設業（海外土木案件）については、</p>

		<p>海外土木案件の2009年度実績が、196件、3,129億円であるため、 平年並みとして、<u>196件</u>。 鉄道については、計4件。(ヒアリングによる)</p> <p>(2) 出資額ベース(平年度) 道路、水インフラ、鉄道、港湾、都市開発で4件程度。(ヒアリングによる)</p>
	② 減収額	<p>平年度 2,296百万円 (別添参照)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度) 政策目的として、我が国の優れたインフラシステムを展開することにより、アジア等の成長力を取り込み、我が国の成長に貢献し、二国間関係の強化及び開発途上国等への国際貢献を図ることとし、目標として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国建設企業の平成22～26年度における海外受注実績を累計で5兆円とする ・我が国国土交通関連企業(海外現地法人を含む。)が官民連携を通じて獲得した新規海外受注実績を平成22年度から平成32年度までの合計で10兆円以上とする <p>とされているところ、当該租税特別措置の適用期間である平成23年度及び24年度において、当該2年間の我が国建設企業の累計海外受注実績は約2兆円が見込まれる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>我が国建設企業の海外受注実績(平成21年度)は6,969億円であるため、現状では達成目標には到達していないが、当該租税特別措置によって、我が国の優れたインフラ関連産業が海外のインフラ整備需要を獲得し、達成目標の実現に寄与することが見込まれる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>当該租税特別措置等が新設されない場合、企業は、プロジェクト実施後における様々なリスクによる損失により経営に悪影響を及ぼす可能性が高まり、我が国の優れたインフラ関連産業が海外インフラプロジェクトを躊躇し、ないしはリスクを極端に回避する行動にでることが懸念され、海外のインフラ整備需要を獲得できず、積極的な国際展開は進まないと考えられることから、我が国の優れたインフラシステムを展開することにより、アジア等の成長力を取り込み、我が国の成長に貢献し、二国間関係の強化及び開発途上国等への国際貢献を図るとする政策目的の実現が困難となる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>当該租税特別措置によって、プロジェクト実施後における様々なリスクによる損失を、準備金を用いて会計上平準化し、企業側における適切なリスク管理を促進することによって、我が国の優れたインフラ関連産業が、自ら適切なリスク管理を行いながら、海外のインフラ整備需要を獲得し、国際競争力を確保しつつ、積極的に国際展開する効果が見込まれる。</p>

			<p>具体的には、当該租税特別措置の適用期間である平成23年度及び24年度において、当該2年間の我が国建設企業の累計海外受注実績は約2兆円が見込まれ、我が国の優れたインフラシステムを展開することにより、アジア等の成長力を取り込み、我が国の成長に貢献し、二国間関係の強化及び開発途上国等への国際貢献を図るとする政策目的の実現に寄与することが見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>プロジェクトのリスクは本来企業活動の中で吸収すべきものであるところ、プロジェクト実施後における様々なリスクによる損失を、会計上平準化し、企業側における適切なリスク管理を促進する効果を持つのは準備金制度しかない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、我が国インフラ関連産業のトップセールスの実施など、主としてプロジェクトの実施前における支援である。また、国際協力銀行（JBIC）の先進国向け投資金融（高速鉄道は措置済み。都市鉄道、上下水道や工業用水等は措置予定。）による金融上の措置は、長期・多額の資金調達の高難性をカバーするものである。一方、本税制は、プロジェクト実施後における様々なリスクによる損失を、準備金を用いて会計上平準化し、企業側における適切なリスク管理を促進するものであることから役割が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>海外インフラプロジェクトを地域のインフラ関連産業が受注することにより、地域経済の活性化に資する。また、インフラプロジェクト受注の効果は幅広い産業に広く裨益するものであり、広く地域の活性化にも資するものである。</p>
10	有識者の見解		<p>○インフラチームジャパンを世界へ！～Think Globally, Act Locally～（平成22年3月社団法人土木学会建設マネジメント委員会提言）</p> <p>2. 戦略その1;「しくみ」づくり</p> <p>(1)チームジャパンの始動</p> <p>②チームジャパン推進機関の創設</p> <p>CO₂削減効果の高い海外建設プロジェクトに対する税制上の特例措置などをこの推進機関を通じて行うことなどが考えられる。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

減収見込額積算根拠

項目 海外インフラプロジェクト損失準備金の創設（建設業）

1. 法人税の減収見込み

（現状）

我が国建設業者（本邦法人）の海外土木案件の受注実績は、約 3,000 億円
（2009 年度実績）

（減収見込み）

$$\begin{array}{rccccccc} 3,000 \text{ 億} & & \times & & 1 / 100 & \times & 30 \% \\ \text{(初年度及び平年度収入額予想)} & & & & \text{(損金算入率)} & & \text{(税率)} \\ = & 900 \text{ 百万円} & & & & & \end{array}$$

2. 地方税の減収見込み

（初年度及び平年度）

法人住民税法人税割

$$\begin{array}{rccccccc} 900 \text{ 百万} & & \times & & 17.3 \% & = & 156 \text{ 百万円} \\ \text{(国税減収額)} & & & & \text{(税率)} & & \end{array}$$

減収見込額積算根拠 (収入額)

項目 海外インフラプロジェクト損失準備金の創設 (鉄道)

1. 法人税の減収見込み

(現状)

我が国鉄道関連メーカー及び商社 (本邦法人) の鉄道インフラプロジェクトの受注実績は、約 1,059 億円

(2009 年度実績)

(減収見込み)

$$\begin{array}{l} 1,865 \text{ 億} \quad \times \quad 1 / 100 \quad \times \quad 30 \% \\ \text{(平年度収入額予想)} \quad \text{(損金算入率)} \quad \text{(税率)} \\ = \quad 560 \text{ 百万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} 1,300 \text{ 億} \quad \times \quad 1 / 100 \quad \times \quad 30 \% \\ \text{(初年度収入額予想)} \quad \text{(損金算入率)} \quad \text{(税率)} \\ = \quad 390 \text{ 百万円} \end{array}$$

2. 地方税の減収見込み

法人住民税法人税割

(平年度)

$$\begin{array}{l} 560 \text{ 百万} \quad \times \quad 17.3 \% \quad = \quad 97 \text{ 百万円} \\ \text{(国税減収額)} \quad \text{(税率)} \end{array}$$

(初年度)

$$\begin{array}{l} 390 \text{ 百万} \quad \times \quad 17.3 \% \quad = \quad 67 \text{ 百万円} \\ \text{(国税減収額)} \quad \text{(税率)} \end{array}$$

減収見込額積算根拠

項目 海外インフラプロジェクト損失準備金の創設（道路）

1. 法人税の減収見込み

（減収見込み）

$$\begin{array}{rcll} 250 \text{ 百万円} & \times & 30 / 100 & \times 30 \% \\ \text{（平年度出資額予想）} & & \text{（損金算入率）} & \text{（税率）} \\ = & & & 23 \text{ 百万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcll} 500 \text{ 百万円} & \times & 30 / 100 & \times 30 \% \\ \text{（初年度出資額予想）} & & \text{（損金算入率）} & \text{（税率）} \\ = & & & 45 \text{ 百万円} \end{array}$$

2. 地方税の減収見込み

法人住民税法人税割

（平年度）

$$\begin{array}{rcll} 23 \text{ 百万} & \times & 17.3 \% & = 4 \text{ 百万円} \\ \text{（国税減収額）} & & \text{（税率）} & \end{array}$$

（初年度）

$$\begin{array}{rcll} 45 \text{ 百万} & \times & 17.3 \% & = 8 \text{ 百万円} \\ \text{（国税減収額）} & & \text{（税率）} & \end{array}$$

減収見込額積算根拠

項目 海外インフラプロジェクト損失準備金の創設（水）

1. 法人税の減収見込み

（減収見込み）

$$\begin{array}{l} 500 \text{ 百万円} \times 30 / 100 \times 30 \% \\ \text{（平年度出資額予想）} \quad \text{（損金算入率）} \quad \text{（税率）} \\ = 45 \text{ 百万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} 0 \text{ 百万円} \times 30 / 100 \times 30 \% \\ \text{（初年度出資額予想）} \quad \text{（損金算入率）} \quad \text{（税率）} \\ = 0 \text{ 百万円} \end{array}$$

2. 地方税の減収見込み

法人住民税法人税割

（平年度）

$$\begin{array}{l} 45 \text{ 百万} \times 17.3 \% = 8 \text{ 百万円} \\ \text{（国税減収額）} \quad \text{（税率）} \end{array}$$

（初年度）

$$\begin{array}{l} 0 \text{ 百万} \times 17.3 \% = 0 \text{ 百万円} \\ \text{（国税減収額）} \quad \text{（税率）} \end{array}$$

減収見込額積算根拠 (出資額)

項目 海外インフラプロジェクト損失準備金の創設 (鉄道)

1. 法人税の減収見込み

(現状)

我が国鉄道関連メーカー及び商社 (本邦法人) の鉄道インフラプロジェクトへの出資額は、約 7 億円

(2009 年度実績)

(減収見込み)

$$\begin{array}{rcll} 5 \text{ 百万円} & \times & 30 / 100 & \times 30 \% \\ \text{(平年度出資額予想)} & & \text{(損金算入率)} & \text{(税率)} \\ = & 0 & \text{百万円} & \end{array}$$

$$\begin{array}{rcll} 5 \text{ 百万円} & \times & 30 / 100 & \times 30 \% \\ \text{(初年度出資額予想)} & & \text{(損金算入率)} & \text{(税率)} \\ = & 0 & \text{百万円} & \end{array}$$

2. 地方税の減収見込み

法人住民税法人税割

(平年度)

$$\begin{array}{rcll} 0 \text{ 百万} & \times & 17.3 \% & = 0 \text{ 百万円} \\ \text{(国税減収額)} & & \text{(税率)} & \end{array}$$

(初年度)

$$\begin{array}{rcll} 0 \text{ 百万} & \times & 17.3 \% & = 0 \text{ 百万円} \\ \text{(国税減収額)} & & \text{(税率)} & \end{array}$$

減収見込額積算根拠

項目 海外インフラプロジェクト損失準備金の創設（港湾）

1. 法人税の減収見込み

（減収見込み）

$$\begin{array}{rcll} 3,775 \text{ 百万円} & \times & 30 / 100 & \times & 30 \% \\ \text{（平年度出資額予想）} & & \text{（損金算入率）} & & \text{（税率）} \\ = & & & & 340 \text{ 百万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcll} 3,300 \text{ 百万円} & \times & 30 / 100 & \times & 30 \% \\ \text{（初年度出資額予想）} & & \text{（損金算入率）} & & \text{（税率）} \\ = & & & & 297 \text{ 百万円} \end{array}$$

2. 地方税の減収見込み

法人住民税法人税割

（平年度）

$$\begin{array}{rcll} 340 \text{ 百万} & \times & 17.3 \% & = & 59 \text{ 百万円} \\ \text{（国税減収額）} & & \text{（税率）} & & \end{array}$$

（初年度）

$$\begin{array}{rcll} 297 \text{ 百万} & \times & 17.3 \% & = & 51 \text{ 百万円} \\ \text{（国税減収額）} & & \text{（税率）} & & \end{array}$$

減収見込額積算根拠

項目 海外インフラプロジェクト損失準備金の創設（都市開発）

1. 法人税の減収見込み

我が国都市開発関連業者（本邦法人）が都市開発事業を行う法人に1件あたり20億円の出資を行うものとして試算。

（減収見込み）

$$\begin{array}{rcll} 10 \text{ 億円} & \times & 30 / 100 & \times 30 \% \\ \text{（平年度出資額予想）} & & \text{（損金算入率）} & \text{（税率）} \\ = & & & 90 \text{ 百万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcll} 20 \text{ 億円} & \times & 30 / 100 & \times 30 \% \\ \text{（初年度出資額予想）} & & \text{（損金算入率）} & \text{（税率）} \\ = & & & 180 \text{ 百万円} \end{array}$$

2. 地方税の減収見込み

法人住民税法人税割

（平年度）

$$\begin{array}{rcll} 90 \text{ 百万円} & \times & 17.3 \% & = 16 \text{ 百万円} \\ \text{（国税減収額）} & & \text{（税率）} & \end{array}$$

（初年度）

$$\begin{array}{rcll} 180 \text{ 百万円} & \times & 17.3 \% & = 31 \text{ 百万円} \\ \text{（国税減収額）} & & \text{（税率）} & \end{array}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設(事業権(仮称)の償却可能化)
2	要望の内容	<p>PFI 法※第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業において、施設の所有権を移転せず、民間事業者にインフラの事業運営や開発に関する権利を事業権(仮称)として付与される場合に、当該事業権(仮称)を事業期間(今後検討)で償却できるよう要望するもの。</p> <p>※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (新設)</p>
3	担当部局	総合政策局政策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	初
6	適用又は延長期間	無期限
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 民間の創意工夫に基づく PPP/PFI の活用が飛躍的に進み、維持管理を含め、真に必要な社会資本整備が戦略的かつ重点的に行われている姿を目指す。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 民間の創意工夫に基づく PPP/PFI の活用が飛躍的に進み、維持管理を含め、真に必要な社会資本整備が戦略的かつ重点的に行われている姿を目指す。(国土交通省成長戦略(平成22年5月17日))</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標33 社会資本整備・管理等を効率的に推進するに包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国土交通省関連の PPP/PFI 事業費について 2020 年までの合計で新たに2兆円実施する。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国土交通省所管 PFI 事業の事業費</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い投資家の参加を促す要素を組み込んだ、新たな制度を構築することで、PPP/PFI の活用が飛躍的に進む。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成 23 年度 2件</p>

		② 減収額	コンセッション方式を導入し、民間のビジネス機会の増大を図れば、法人税・所得税の増収が図られる(地方港共同体等が実施していた事業をコンセッション方式で民間事業者に発注した場合には増収となる)。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) 幅広い投資家の参加を促す要素を組み込んだ、新たな制度を構築することで、PPP/PFI の活用が飛躍的に進む。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) 国土交通省関連の PPP/PFI 事業費について 2020 年までの合計で新たに2兆円実施。 ※国土交通省所管 PFI 事業の事業費 平成 17 年度～21 年度平均 1071 億円。これを約2倍。なお、事業費には公費で賄わない費用も含めてカウントすることが必要。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) コンセッション方式を活用する PPP/PFI 事業を行う民間事業者においては、事業権(仮称)に大きな投資を行うため、償却方法を明確に定めなければコンセッション方式の普及が図れない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) コンセッション方式を導入し、民間のビジネス機会の増大を図れば、法人税・所得税の増収が図られる(地方公共団体等が実施していた事業をコンセッション方式で民間事業者に発注した場合には増収となる)。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	コンセッション方式を活用する PPP/PFI 事業を行う民間事業者においては、事業権(仮称)に大きな投資を行うため、償却方法を明確に定めることはコンセッション方式の普及を図るための的確かつ必要。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実に行うとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式等による新たな PPP/PFI 事業の導入、インフラファンドの形成促進等を支援する。</p> <p>予算措置と税制措置が車の両輪として働くことにより、優良な PFI 事業が創生され、財政負担の軽減に資する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		国土交通省成長戦略会議において、コンセッション方式における事業実施権を、たとえば「事業権」等のように、対抗要件を具備し、民間の資金・ノウハウが活用しやすい包括的な一つの財産権として位置づけるとともに、財産権の税法上の償却が必要との指摘を受けた。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(経営革新計画)
2	要望の内容	「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除のいずれかの選択適用を認める措置について、適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	国土交通省 総合政策局 建設市場整備課 建設施工企画課 海事局 船舶産業課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 創設(「中小企業経営革新支援法」施行) 平成13年度 適用期限を2年間延長 平成15年度 適用期限を2年間延長 平成17年度 「中小企業経営革新支援法」改正(「新事業活動促進法」施行)に伴う改組 平成19年度 適用期限を2年間延長 平成21年度 適用期限を2年間延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国経済の柱である中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発等による新たな事業活動の取組を支援することにより、中小企業の「経営革新」を促進し、中小企業者の活性化・健全な発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○中小企業基本法 第12条において、設備の導入の促進等、国は中小企業の経営の革新を促進するため、必要な施策を講ずることを規定。 ○中小企業新事業活動促進法第15条に基づく措置。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護 施策目標：35 建設市場の整備を推進する 施策目標：39 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p> <p>に包含。</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済の柱である中小企業者が創意工夫をして行う新事業活動を支援することは重要である。 一方、中小企業者が、急速に変化する市場に対応した事業を展開するため、消費者ニーズに迅速に対応する必要があり、それに伴う新商品・新サービスの開発段階や事業化段階(生産販売体制の構築等)においても設備投資が必要である。 しかしながら、資金力等の経営資源の弱い中小企業者にとっては、設備投資の初期負担は重いことから、経営革新の目標を達成させるためには、これらの負担を軽減させることが必要不可欠である。 そこで、本租税特別措置等により、設備投資初年度の負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投資資金の早期回収を図り、中小企業者の積極的な設備投資を促進させ、中小企業者の成長・発展を通じ、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の目的は、経営革新制度で定められた測定指標を達成させることであるため、付加価値額等の年率3%以上の向上を達成とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 設備投資は、生産性の向上につながり、売上高の増加が見込まれることから、本租税特別措置の目標である、付加価値額の増加に寄与するものである。 本租税特別措置を利用し、平成20年10月から平成21年9月に計画を終了した企業の付加価値額を計算すると、経営革新計画実施前と比べて付加価値額は28社で計約700百万円増加している。</p>																					
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<table border="1" data-bbox="568 1160 1425 1361"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>57件</td> <td>68件</td> <td>84件</td> <td>50件</td> <td>22件</td> <td>56件</td> </tr> <tr> <td>うち国交分</td> <td>8件</td> <td>10件</td> <td>12件</td> <td>7件</td> <td>3件</td> <td>8件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済産業省試算(件数は、計画の承認を受けた中小企業者に対するアンケート調査(各都道府県が実施)により利用の確認できた件数) ※ うち国土交通省分は、経済産業省試算適用件数に国土交通省分の比率(14.8%)を乗じて算出。</p> <p>22年度件数見込み(中小企業庁試算) 年間承認件数 × 特別償却利用率 4,615 × 0.17% = 8件…① 年間承認件数 × 税額控除利用率 4,615 × 1.05% = 48件…② ① + ② 8件 + 48件 = 56件 22年度件数見込み(うち国土交通省分) 56件 × 14.8% = 8件</p> <p>※年間承認件数 : 平成17年度から平成21年度の承認件数の平均 ※特別償却利用率 : 平成17年度から平成21年度における利用率 ※税額控除利用率 : 平成17年度から平成21年度における利用率</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (見込み)	適用件数	57件	68件	84件	50件	22件	56件	うち国交分	8件	10件	12件	7件	3件	8件
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (見込み)																	
適用件数	57件	68件	84件	50件	22件	56件																	
うち国交分	8件	10件	12件	7件	3件	8件																	

件数は、中小企業投資促進税制と重複しない本租税特別措置の実質拡張部分の対象となる経営革新承認企業（資本金1億円超（税額控除については、資本金3,000万超））が利用した件数である。

また、近年（平成17年度～平成21年度）の経営革新の承認件数は、年間4,600件程度であり、そのうち本租税特別措置の実質的拡張部分の対象となる資本金1億円超の中小企業者の件数を踏まえれば、想定外に僅少ではない。

実質的拡張部分の件数（中小企業庁試算）
 年間承認件数 × 資本金1億円超の割合
 4,615 × 15.7% = 725件

※年間承認件数：平成17年度～平成21年度の承認件数の平均
 ※資本金1億円超の割合：平成20年度と平成21年度における割合

② 減収額

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (見込み)
減収額	3.6億円	4.4億円	5.1億円	4.6億円	1.2億円	4.2億円

※ 経済産業省試算（減収額は、計画の承認を受けた中小企業者に対するアンケート調査（各都道府県が実施）により利用の確認できた金額）

上記同様、中小企業投資促進税制と重複していない租税特別措置の実質的拡張部分の対象となる資本金1億円超の中小企業者の件数を踏まえれば、想定外に僅少ではない。

22年度減収額見込み（中小企業庁試算）
 22年度特別償却利用見込み × 特別償却実施額 × 法人税率
 (資本金1億円超)
 8件 × 68,269千円 × 30%
 = 163,846千円…①
 22年度税額控除利用見込み × 税額控除実施額
 48件 × 5,328千円 = 255,744千円…②
 ① + ②
 163,846千円 + 255,744千円 = 419,590千円

※特別償却実施額：平成17年度から平成21年度における平均額
 ※税額控除実施額：平成17年度から平成21年度における平均額

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21年4月～平成22年3月）
 過去5年間の目標を達成した企業の割合は、以下のとおりとなっている。

○達成目標の実現状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
適用件数	57.3%	59.0%	62.8%	53.2%	47.2%

※経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びがあった企業の割合。
 出典：経産省「終了企業調査」

経営革新計画の承認件数は、平成21年度末までで約4万1千件となっており、近年は年間4,600件が承認されている。また、承認経営革新計画終了企業

の約6割が、経営革新の目標達成の指標としている「年率3%以上の付加価値額または一人当たり付加価値額の向上」を達成している。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成22年3月)

経営革新計画の承認件数は、平成21年度末までで約4万1千件となっており、近年は年間4,600件が承認されている。また、承認経営革新計画終了企業の約6割が、経営革新の目標達成の指標としている「年率3%以上の付加価値額または一人当たり付加価値額の向上」を達成している。

なお、目標が達成できなかった4割の企業の要因としては、中小企業者は外部の環境変化(外的要因)に影響を受けやすく、特にリーマン・ショック以降の需要・受注量の減少、販売単価減・コスト削減等による売上不振、資源価格・仕入価格の高騰などによるものである。また、このような外部環境の直接的な影響となったもののほかに、新規の販路開拓や技術開発が予定通りできなかったなど、外部環境の影響を起因とした間接的な要因もある。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成22年3月)

平成17年度から平成21年度の1社あたりの平均減収額は約670万円であり、当該金額は、中小企業者の新たな事業活動の取組として、雇用の確保や充実した営業活動等に活用され、付加価値額の向上に資するものである。

本租税特別措置が延長されなかった場合、当該金額を借り入れ等で確保しなければならず、資金繰りの厳しい中小企業者にとっては大きな負担となり、本政策目的である新商品・新サービスの開発等による新たな事業活動の取組に対する円滑な実施ができなくなる恐れがある。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成22年3月)

本租税特別措置を利用し、平成20年10月から平成21年9月に計画を終了した企業の付加価値額を計算すると、経営革新計画実施前と比べて付加価値額は28社で計約700百万円増加しており、本税制により企業活動が活性化したといえる。従って、本租税特別措置は、中小企業者の活性化が図られ、もって我が国経済の活性化に寄与する効果がある。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置等による政策目的は、我が国経済の柱である中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発等による新たな事業活動の取組を支援することにより、中小企業の「経営革新」を促進し、中小企業者の活性化・健全な発展を図ることである。</p> <p>一方、中小企業者が、急速に変化する市場に対応した事業を展開するため、消費者ニーズに迅速に対応する必要があり、それに伴う新商品・新サービスの開発等による事業化には設備投資等が必要であり、また、事業化段階（生産販売体制の構築等）においても生産設備の投資等が必要である。</p> <p>しかし、「経営革新」を図るため、研究開発や新たな事業活動への進出等に係る設備投資を行おうとする中小企業者にとっては、資金力等の経営資源が弱いもとの計画実施の初期段階の投資負担を軽減することが課題である。</p> <p>そこで、このような事業者に対して、税額控除あるいは特別償却の適用を措置することで、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となることから、事業者の積極的な設備投資を促進させる上で有効な政策手段である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>政策金融（融資、保証）による支援は、自己資金だけでは設備投資や運転資金の確保が難しい中小企業者に対して、低利融資と信用補完によって新たな事業の円滑な実施に必要な資金の事前供給を目的としている。</p> <p>一方、本租税特別措置は、計画実施の初期段階における投資負担を軽減させるため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の事後回収を目的としており、役割は異にするもの。</p> <p>（他の支援措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府系金融機関の特別貸付 ・ 信用保証の特例
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>承認した経営革新計画は、中小企業者の経営が相当程度向上すると都道府県知事が認めた計画であり、本税制特別措置により、中小企業者の新たな事業活動への取組を支援することは、地域経済の活性化につながるものとして、地方公共団体にも有効な措置である。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(法人税)												
2	要望の内容	<p>期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合等(以下「組合」という。)については、さらに法定繰入率(※)の16%増しとすることが認められているもので、本制度の適用期限を2年間延長する。</p> <p>(※)法定繰入率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業 種</th> <th style="text-align: center;">法定繰入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">卸・小売業</td> <td style="text-align: center;">10/1000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">製造業</td> <td style="text-align: center;">8/1000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金融・保険業</td> <td style="text-align: center;">3/1000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割賦販売小売業</td> <td style="text-align: center;">13/1000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">6/1000</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	法定繰入率	卸・小売業	10/1000	製造業	8/1000	金融・保険業	3/1000	割賦販売小売業	13/1000	その他	6/1000
業 種	法定繰入率													
卸・小売業	10/1000													
製造業	8/1000													
金融・保険業	3/1000													
割賦販売小売業	13/1000													
その他	6/1000													
3	担当部局	<p>総合政策局建設市場整備課</p> <p>自動車交通局技術安全部整備課</p>												
4	評価実施時期	平成22年8月												
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○昭和25年度 貸倒準備金制度創設</p> <p>○昭和39年度 貸倒引当金への変更</p> <p>○昭和41年度 中小企業の特例創設(割増率20%)</p> <p>○昭和55年度 中小企業の割増率の縮減(割増率20%→16%)</p> <p>○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止</p> <p>○平成17年度 2年延長</p> <p>○平成19年度 2年延長</p> <p>○平成21年度 2年延長</p>												
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)												
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業の経営基盤の強化を図るため、①中小企業の貸倒引当金の繰入れに係る事務負担の軽減を図るとともに、②組合における貸倒引当率を増加させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び、組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業組合制度は、中小企業者が経営資源を補完し合い、協同して事業を行うことにより、本来、中小企業者が保有する機動性、柔軟性、創造性等を活かし、創業、新事業創出、経営革新等を図るための制度であり、「中小企業基本法」において「中小企業の事業の共同化のための組織の整備」(第16条)と、また、「中小企業憲章」の基本原則において、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。</p> <p>組合が実施する共同経済事業は、営利性を強く有するものではなく、剰余が発生しにくいものである。共同経済事業の内容に応じて、売掛債権(原材料の共同購入)、貸付債権(資金の貸付)、金銭債権(共同販売)を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は原材料等の仕入れや製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を</p>												

		及ぼすおそれがある。																																																
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:9 市場環境の整備、生産性の向上、消費者利益の保護 施策目標:35 建設市場の整備を推進する</p> <p>政策目標:5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:18 自動車の安全性を高めるに包含。</p>																																																
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図るため、業種ごとに中小企業(法人全般)よりも低い水準に留まっている組合の貸倒引当率を、中小企業(法人全般)並の水準まで引き上げる。本税制措置による組合の経営基盤の強化により、組合の貸倒リスクに対する資金繰りは改善の兆しが見え始めてきた。しかし、依然として厳しい状況が続いているため、本特例による中小企業組合の経営基盤の強化は、引き続き必要である。</p> <p>※「中小企業月次景況調査」(全国中央会DI調査。対象 2,700 組合の役職員調査)</p> <p>○平成21年6月期 ▲51.3 ○平成21年9月期 ▲49.1 ○平成21年12月期 ▲47.7 ○平成22年3月期 ▲36.4 ○平成22年6月期 ▲29.6</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>主な業種の貸倒引当率を中小企業と比較すると、卸小売業は組合1.11%対中小企業1.65%、以下、製造業は組合1.69%対1.71%、割賦販売小売業は組合1.24%対2.42%と依然として低い水準に留まっている。</p> <p>なお、割賦販売小売業については、平成18年貸金業法の改正に伴い、貸倒引当率は減少傾向にある。</p> <p>【主な業種の貸倒引当率の比較】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">中小企業 (法人全般)</th> <th colspan="2">組 合</th> </tr> <tr> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸小売業</td> <td>1.65%</td> <td>1.09%</td> <td>1.11%</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1.71%</td> <td>1.67%</td> <td>1.69%</td> </tr> <tr> <td>割賦販売小売業</td> <td>2.42%</td> <td>2.04%</td> <td>1.24%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td></td> <td>1.13%</td> <td>1.25%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td></td> <td>2.41%</td> <td>2.13%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td></td> <td>2.09%</td> <td>2.64%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:中小企業(法人全般) 民間データベース等の情報をもとに中小企業庁推計(平成20年11月)、組合 全国中央会調査)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっていることから、引き続き本税制措置の継続が必要である。</p> <p>【貸倒発生組合数及び貸倒発生件数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>846</td> <td>754</td> <td>773</td> <td>828</td> <td>911</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>15,228</td> <td>2,262</td> <td>2,319</td> <td>3,972</td> <td>2,186</td> </tr> </tbody> </table>		中小企業 (法人全般)	組 合		H20 年度	H21 年度	卸小売業	1.65%	1.09%	1.11%	製造業	1.71%	1.67%	1.69%	割賦販売小売業	2.42%	2.04%	1.24%	サービス業		1.13%	1.25%	建設業		2.41%	2.13%	運輸業		2.09%	2.64%		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	発生組合数	846	754	773	828	911	発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186
	中小企業 (法人全般)	組 合																																																
		H20 年度	H21 年度																																															
卸小売業	1.65%	1.09%	1.11%																																															
製造業	1.71%	1.67%	1.69%																																															
割賦販売小売業	2.42%	2.04%	1.24%																																															
サービス業		1.13%	1.25%																																															
建設業		2.41%	2.13%																																															
運輸業		2.09%	2.64%																																															
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度																																													
発生組合数	846	754	773	828	911																																													
発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186																																													

8	有効性等	① 適用数等	(出典:全国中小企業団体中央会調査)																																							
			(参考) 【中小企業倒産比率の推移】																																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.27%</td> <td>1.02%</td> <td>1.16%</td> <td>1.55%</td> <td>1.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:中小企業白書、法務省「登記統計」の情報をもとに算出)</p> <p>近年の状況を見ると、本税制利用組合数については、全体の約2割が貸倒引当金を見積もっており、このうちの8割以上が本税制措置を利用している。 (国土交通省分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>844</td> <td>924</td> <td>815</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会サンプル調査等をもとに算定)</p> <p>なお、貸倒引当金を繰り入れている組合は全体の2割程度となっているが、平成19年3月の全国中央会「中小企業組合実態調査」によると、組合の重点事業として「共同購買・仕入事業」「共同販売事業」が上位を占め、債権回収リスクが比較的高い事業(原材料の共同仕入れ、共同販売など)を実施している組合は全体の約2割であり、本税制は実質的な適用対象組合にはほぼ利用されている。また、本税制は幅広い業種で利用されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同購買・仕入事業</td> <td>26.9%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>クレジット事業、前払式証票事業</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>金融機関に対する債務保証事業</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(回答組合母数:13,158 組合) (出典:平成19年3月全国中小企業団体中央会「中小企業組合実態調査」)</p> <td rowspan="3">② 減収額</td> <td>減収額の推移(推計) 単位:百万円</td>		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	倒産比率	1.27%	1.02%	1.16%	1.55%	1.50%		H19年度	H20年度	H21年度	特例利用組合数	844	924	815		重点事業としている組合の割合	共同購買・仕入事業	26.9%	共同販売事業	13.5%	事業資金の貸付事業	6.4%	クレジット事業、前払式証票事業	2.8%	金融機関に対する債務保証事業	2.5%	② 減収額	減収額の推移(推計) 単位:百万円					
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																																					
倒産比率	1.27%	1.02%	1.16%	1.55%	1.50%																																					
	H19年度	H20年度	H21年度																																							
特例利用組合数	844	924	815																																							
	重点事業としている組合の割合																																									
共同購買・仕入事業	26.9%																																									
共同販売事業	13.5%																																									
事業資金の貸付事業	6.4%																																									
クレジット事業、前払式証票事業	2.8%																																									
金融機関に対する債務保証事業	2.5%																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>29.8%</td> <td>31.1%</td> <td>32.2%</td> <td>27.4%</td> <td>34.9%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>15.9%</td> <td>15.3%</td> <td>14.8%</td> <td>16.9%</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>8.1%</td> <td>8.4%</td> <td>7.2%</td> <td>9.0%</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>6.3%</td> <td>6.9%</td> <td>6.3%</td> <td>6.3%</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>13.8%</td> <td>13.5%</td> <td>14.5%</td> <td>13.0%</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>16.1%</td> <td>17.0%</td> <td>14.5%</td> <td>17.8%</td> <td>16.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査)</p>		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	製造業	29.8%	31.1%	32.2%	27.4%	34.9%	建設業	15.9%	15.3%	14.8%	16.9%	13.6%	運輸業	8.1%	8.4%	7.2%	9.0%	7.8%	卸売業	6.3%	6.9%	6.3%	6.3%	7.5%	小売業	13.8%	13.5%	14.5%	13.0%	13.9%	サービス業	16.1%	17.0%	14.5%	17.8%	16.2%
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																																					
製造業	29.8%	31.1%	32.2%	27.4%	34.9%																																					
建設業	15.9%	15.3%	14.8%	16.9%	13.6%																																					
運輸業	8.1%	8.4%	7.2%	9.0%	7.8%																																					
卸売業	6.3%	6.9%	6.3%	6.3%	7.5%																																					
小売業	13.8%	13.5%	14.5%	13.0%	13.9%																																					
サービス業	16.1%	17.0%	14.5%	17.8%	16.2%																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度 (見込)</th> <th>H23年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>36</td> <td>40</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>(全国中小企業団体中央会調査等をもとに試算)</p>		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度 (見込)	H23年度 (見込)		36	40	34	34	34																														
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度 (見込)	H23年度 (見込)																																					
	36	40	34	34	34																																					
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年~平成21年)</p> <p>主な業種の貸倒引当率を中小企業と比較すると、卸小売業は組合1.11%対中小企業1.65%、以下、製造業は組合1.69%対1.71%、割賦販売小売業は組合1.24%対2.42%と依然として低い水準に留まっている。</p> <p>現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p>																																									

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。

【貸倒発生組合数及び貸倒発生件数】

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
発生組合数	846	754	773	828	911
発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186

(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計)

(参考)

【中小企業倒産比率】

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
倒産比率	1.27%	1.02%	1.16%	1.55%	1.50%

(出典:中小企業白書、法務省「登記統計」の情報をもとに算出)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成17年度～平成21年度)

組合の貸倒引当率は低い水準にとどまり、中小企業(法人全般)との格差は一層拡大し、その結果、組合員企業の新規事業の展開、新たな社会的貢献・社会的活動への取り組みが低迷し、産地等地域経済までも停滞することが推測される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成21年度)

民間における需給ギャップが深刻化する中、中小企業の倒産比率が高水準で推移している。組合の主力事業である共同購買等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。なお、組合は、経済情勢に対応した貸倒引当金を設定している。

本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。

組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。

特に経済危機から脱していない現下の厳しい状況下では、貸倒引当金の繰入れを十分に行うことによって、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。

また、1組合当たりの平均事務職員数1.97人(平成19年3月全国中小企業団体中央会「中小企業組合実態調査」)である組合の実態に鑑みれば、貸倒実績率ベースでの引当では組合の経理事務の負担が重くなり、法定繰入率ベースとなる本税制措置による支援が効果的である。

組合が貸倒引当金を十分に繰り入れるためには、組合員等への影響の大きさに鑑み、引当金の繰入率の割増を継続することが有効である。

② 他の支援措置や義務付け等との役割

本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。

なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の22%の軽減税率が適用されているほか、貸倒引当金の特

	<p>分担</p>	<p>例、留保所得の特別控除等各般の税制上の支援措置が講じられている。</p> <p>法人税率の22%の軽減税率は、以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2)組合は、具体的には、共同購入、資金の貸付け、共同販売、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、これらの共同経済事業は、営利性があるものではなく、剰余が発生しにくいものとなっている。また、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>貸倒引当金の特例については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の16%増しとすることが認められている。</p> <p>留保所得の特別控除は、出資総額1億円以下の財務基盤が脆弱な組合に限定され、中でも設立後10年以下の組合を中心に更なる内部留保を図るため、剰余金32%を損金算入することが認められている。</p> <p>以上の3つの支援措置は、いずれも内部留保の充実に関わるものではあるが、</p> <p>(1)軽減税率により全ての組合について共通に内部留保の充実を図り、</p> <p>(2)貸倒引当金の特例により、組合が行う事業のリスクに対応した形での引当の上積を認めるものであり、その結果、中小企業全般の連鎖倒産を防止する効果をもたらし、組合が実施する共同事業の継続性と組合員の利益の保護を図り、</p> <p>(3)特に財務基盤の弱い組合に対しては、留保所得の特別控除により内部留保の充実を加速させる</p> <p>こととしており、それぞれ、内部留保の充実を図ることの対象又は目的が異なり、これらの3つの特例措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p> <p>また、組合が利用できる他の税制として、持分調整金としての加入金の益金不算入(法人税法22条)、徴収しすぎた賦課金の返還を目的とした事業利用分量配当の損金算入(法人税法60条の2)等があるが、これらの措置はいずれも組合の事業遂行上、必要な措置となっている。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方では、本制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものである。</p> <p>また、中小企業等の貸倒引当金の特例の延長について法人税において、当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(租税特別措置法第57条の10、第68条の59において措置された場合、国税との自動連動を図る。)</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	

中小企業等の貸倒引当金特例措置 国土交通省分適用実績（合計）

適用実績及び減収見込み額（単位：百万円）

平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)
36百万円	40百万円	34百万円
平成22年度 (見込み)	平成23年度 (見込み)	
34百万円	34百万円	

※別添建設業及び自動車整備業の合計額（百万円未満は四捨五入）

特例適用組合数

平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)
844	924	815
平成22年度 (見込み)	平成23年度 (見込み)	
815	815	

※別添建設業及び自動車整備業の合計

中小企業等の貸倒引当金特例措置 国土交通省分適用実績
(建設業)

適用実績及び減収見込み額 単位：百万円

平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)
36百万円	40百万円	34百万円

(サンプル調査結果) 金額：千円

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸倒引当金繰入額(合計)①	68,667	92,652	68,404
特例分の金額(合計)	4,979	11,362	9,871
16%割増繰入限度額(合計)	36,101	82,375	71,567
繰入限度額(合計)	31,121	71,013	61,696
調査対象組合数	235	282	291
貸倒引当金の引き当て実施組合数 (実施率②)	46組合 (実施率19.6%)	61組合 (実施率21.6%)	47組合 (実施率16.2%)
特例利用組合数(特例利用割合③)	38組合(82.6%)	51組合(83.6%)	46組合(97.9%)

(中小企業組合白書より)

建設業の組合数④	4947	4858	4903
うち適用組合数(D)	801	877	778

【算出方法】

1 組合あたり貸倒引当金繰入額

= 貸倒引当金繰入総額① ÷ 貸倒引当金実施組合数・・・A

1 組合あたり法定繰入額

= 1 組合あたり貸倒引当金繰入額 A × 100 / 116・・・B

1 組合あたり減税額

= (A - B) × 税率0.22・・・C

建設業関係の適用組合数

= 建設業の組合数④ × 実施率② × 特例利用割合③・・・D

建設業関係組合全体の減税額

= C × D

中小企業等の貸倒引当金特例措置 国土交通省分適用実績
(自交局整備課分)

適用実績及び減収見込み額 単位：千円

平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)
100千円	100千円	60千円
平成22年度 (見込み)	平成23年度 (見込み)	
60千円	60千円	

特例適用組合数

平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)
43	47	37
平成22年度 (見込み)	平成23年度 (見込み)	
37	37	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	商工組合等の留保所得の特別控除(法人税)																																																																																													
2	要望の内容	事業年度終了日における出資総額が1億円以下の事業協同組合等(設立後10年以内の組合(その設立が、法の規定により都道府県ごとに1個又は全国を通じて1個に限定されている法人を除く。))が、その所得の全部又は一部を留保した時は、期末利益積立金額(当該事業年度で留保した金額を含む)が出資総額の1/4に達するまで、その留保所得の32%を損金算入することができるとするもので、本制度の適用期限を2年間延長する。																																																																																													
3	担当部局	総合政策局総合政策局建設市場整備課																																																																																													
4	評価実施時期	平成22年8月																																																																																													
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>創設時から現在に至るまでの延長・拡充・縮減の経緯は、次の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">税制改正年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">出資総額1億円以下の組合</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">出資総額金1億円超の組合</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">積立金額 2,500万円超の場合</th> <th style="text-align: center;">積立金額1億円超の場合</th> <th style="text-align: center;">積立金額2億円超の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">39</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">毎事業年度の留保所得について控除率1/2により損金算入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1/5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">40/100</td> <td style="text-align: center;">27/100</td> <td style="text-align: center;">20/100</td> <td style="text-align: center;">16/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">58</td> <td style="text-align: center;">36/100</td> <td style="text-align: center;">24/100</td> <td style="text-align: center;">18/100</td> <td style="text-align: center;">14/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">34/100</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">元</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">23/100</td> <td style="text-align: center;">17/100</td> <td style="text-align: center;">13/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">32/100</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">22/100</td> <td style="text-align: center;">16/100</td> <td style="text-align: center;">12/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">21/100</td> <td style="text-align: center;">15/100</td> <td style="text-align: center;">11/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">出資金1億円超の組合については、設立後5年以内の事業年度に限り適用。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">20/100</td> <td style="text-align: center;">14/100</td> <td style="text-align: center;">10/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">廃止</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">2年延長</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">2年延長</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">2年延長 設立後10年以内の事業年度に限り適用(商工組合、同連合会を除く)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	税制改正年度	出資総額1億円以下の組合	出資総額金1億円超の組合			積立金額 2,500万円超の場合	積立金額1億円超の場合	積立金額2億円超の場合	39	毎事業年度の留保所得について控除率1/2により損金算入				51	-	1/3	-	-	52	-	-	1/4	-	54	-	-	-	1/5	55	40/100	27/100	20/100	16/100	58	36/100	24/100	18/100	14/100	62	34/100	-	-	-	元	-	23/100	17/100	13/100	3	32/100	-	-	-	4	-	22/100	16/100	12/100	7	-	21/100	15/100	11/100	9	-	出資金1億円超の組合については、設立後5年以内の事業年度に限り適用。			11	-	20/100	14/100	10/100	16	-	廃止			17	2年延長	-			19	2年延長	-			21	2年延長 設立後10年以内の事業年度に限り適用(商工組合、同連合会を除く)	-		
税制改正年度	出資総額1億円以下の組合	出資総額金1億円超の組合																																																																																													
		積立金額 2,500万円超の場合	積立金額1億円超の場合	積立金額2億円超の場合																																																																																											
39	毎事業年度の留保所得について控除率1/2により損金算入																																																																																														
51	-	1/3	-	-																																																																																											
52	-	-	1/4	-																																																																																											
54	-	-	-	1/5																																																																																											
55	40/100	27/100	20/100	16/100																																																																																											
58	36/100	24/100	18/100	14/100																																																																																											
62	34/100	-	-	-																																																																																											
元	-	23/100	17/100	13/100																																																																																											
3	32/100	-	-	-																																																																																											
4	-	22/100	16/100	12/100																																																																																											
7	-	21/100	15/100	11/100																																																																																											
9	-	出資金1億円超の組合については、設立後5年以内の事業年度に限り適用。																																																																																													
11	-	20/100	14/100	10/100																																																																																											
16	-	廃止																																																																																													
17	2年延長	-																																																																																													
19	2年延長	-																																																																																													
21	2年延長 設立後10年以内の事業年度に限り適用(商工組合、同連合会を除く)	-																																																																																													
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)																																																																																													
7	<div style="display: flex;"> <div style="width: 15%; text-align: center;">必要性等</div> <div style="width: 15%; text-align: center;">① 政策目的及びその根拠</div> </div>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業組合制度は、中小企業者が経営資源を補完し合い、協同して事業を行うことにより、本来、中小企業者が保有する機動性、柔軟性、創造性等を活かし、創業、新事業創出、経営革新等を図るための制度であり、事業協同組合等(以下「組合」という。)が共同事業を円滑に実施するためには、内部留保の充実等を図ることによって経営基盤を強化する必要がある。中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図るため、組合における出資総額に対する累積積立率を引き上げることにより、内部留保の充実と経営基盤の強化を図る。</p>																																																																																													

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業組合制度は、中小企業者が経営資源を補完し合い、協同して事業を行うことにより、本来、中小企業者が保有する機動性、柔軟性、創造性等を活かし、創業、新事業創出、経営革新等を図るための制度であり、「中小企業基本法」において、「中小企業の事業の共同化のための組織の整備」(第16条)と、また、「中小企業憲章」の基本原則において、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。</p> <p>さらに、組合の経営基盤を強化するため、「中小企業等協同組合法」において、組合に対し、出資総額の2分の1に達するまで毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てることを義務付けている(法第58条第1・2項)。さらに、その取崩しは、損失の補てんに充てる場合のみに限定している(法第58条第3項)。</p>																																		
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:9 市場環境の整備、生産性の向上、消費者利益の保護 施策目標:35 建設市場の整備を推進するに包含。</p>																																		
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>出資総額に対する累積積立率が4分の1を超える組合の割合を75%(設立後10年を経過した組合と同レベル)にするとともに、出資総額1億円以下の組合の自己資本比率及び流動比率を出資総額1億円超の組合並とする。</p> <p>【組合の自己資本比率と流動比率の推移】</p> <table border="1" data-bbox="544 1034 1441 1323"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自己資本比率</th> <th colspan="2">流動比率</th> </tr> <tr> <th>出資総額1億円以下</th> <th>出資総額1億円超</th> <th>出資総額1億円以下</th> <th>出資総額1億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H18年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>5.3%</td> <td>11.8%</td> <td>90.0%</td> <td>121.4%</td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>9.9%</td> <td>42.6%</td> <td>152.0%</td> <td>170.8%</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>17.5%</td> <td>43.2%</td> <td>148.7%</td> <td>168.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査推計 ※H17・H18年度調査データなし)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>出資総額1億円以下の組合の自己資本比率及び流動比率を出資総額1億円超の組合並とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>全国中小企業団体中央会の調査によると、出資総額1億円以下の組合と1億円超の組合との格差は流動比率をみると縮小しつつあることから、内部留保の措置が組合の経営基盤の強化に結びついている。</p>		自己資本比率		流動比率		出資総額1億円以下	出資総額1億円超	出資総額1億円以下	出資総額1億円超	H17年度	—	—	—	—	H18年度	—	—	—	—	H19年度	5.3%	11.8%	90.0%	121.4%	H20年度	9.9%	42.6%	152.0%	170.8%	H21年度	17.5%	43.2%	148.7%	168.9%
	自己資本比率			流動比率																																
	出資総額1億円以下	出資総額1億円超	出資総額1億円以下	出資総額1億円超																																
H17年度	—	—	—	—																																
H18年度	—	—	—	—																																
H19年度	5.3%	11.8%	90.0%	121.4%																																
H20年度	9.9%	42.6%	152.0%	170.8%																																
H21年度	17.5%	43.2%	148.7%	168.9%																																
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成22年6月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、出資総額1億円以下であって、かつ、利益積立金額が出資総額の4分の1未満で設立10年以内の組合数は平成21年度で831組合(推計)存在。</p> <p>過去の本税制利用組合は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="544 1762 1259 1834"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>2,014 組合</td> <td>1,710 組合</td> <td>831 組合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査をもとに推計)</p> <p>適用を受ける組合(設立10年以内)の数は、建設業の組合全体の約2割程度で推移しており、僅少であるとはいえない。</p>		H19年度	H20年度	H21年度	建設業	2,014 組合	1,710 組合	831 組合																										
	H19年度	H20年度	H21年度																																	
建設業	2,014 組合	1,710 組合	831 組合																																	

② 減収額

減収額の推移(推計) 単位:百万円

H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
138	408	213	213	213

(全国中小企業団体中央会調査をもとに試算)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成21年)

平成22年6月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、出資総額が1億円以下の組合について、出資総額に対する累積積立率が4分の1超に達している組合の割合は、平成17年度57.1%、平成18年度59.6%、平成19年度63.6%、平成20年度64.9%、平成21年64.2%と推移している。

現下の厳しい経済情勢の影響から、組合員及び取引企業の不振・廃業等により内部留保の充実を図ることが困難な状況になっているが、本制度は、設立当初期の財政地盤の弱い組合に対して内部留保の充実を加速させるものであり、一定の効果をあげていると考えられる。

【出資総額に対する累積積立率4分の1を超える組合の割合の推移】

	累積積立率 1/4超の組合の割合	設立10年以内の組合に限った場合	設立10年超の組合に限った場合
H17年度	57.1%	37.3%	64.2%
H18年度	59.6%	36.2%	64.0%
H19年度	63.6%	44.4%	73.6%
H20年度	64.9%	45.7%	74.8%
H21年度	64.2%	46.7%	75.2%

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計)

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成21年)

全国中小企業団体中央会の調査によると、出資総額1億円以下の組合と1億円超の組合との格差は流動比率をみると縮小しつつあることから、内部留保の措置が組合の経営基盤の強化に結びついている。

【出資総額規模別流動比率の比較】

	出資総額1億円以下の組合			出資総額1億円超の組合		
	事協	商工	計	事協	商工	計
H17年度	—	—	—	—	—	—
H18年度	—	—	—	—	—	—
H19年度	78.7%	94.1%	90.0%	130.1%	120.5%	121.4%
H20年度	159.9%	141.5%	152.0%	189.2%	144.1%	170.8%
H21年度	145.5%	177.2%	148.7%	185.4%	144.1%	168.9%

(備考 事協:事業協同組合・同協同組合連合会、商工:商工組合・同連合会)

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計 ※H17・H18年度調査データなし)

【出資総額規模別自己資本比率の比較】

	出資総額1億円以下の組合			出資総額1億円超の組合		
	事協	商工	計	事協	商工	計
H17年度	—	—	—	—	—	—
H18年度	—	—	—	—	—	—
H19年度	7.0%	4.7%	5.3%	11.1%	11.9%	11.8%
H20年度	9.7%	10.6%	9.9%	37.7%	47.9%	42.6%
H21年度	18.3%	15.3%	17.5%	38.9%	47.9%	43.2%

(備考 事協:事業協同組合・同協同組合連合会、商工:商工組合・同連合会)

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計 ※H17・H18年度調査データなし)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

平成22年6月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、出資総額1億円以下であって、かつ、利益積立金額が出資金の4分の1未満の組合数は平成21年度で6,202組合(推計)存在しており、これら未達成組合の財務基盤強化が著しく遅れ、また未達成の組合が増加することが推測される。

【過去5年度の本税制利用組合】

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
8,638組合	7,420組合	7,686組合	8,683組合	6,202組合

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

平成21年度において積立金額が出資総額の4分の1に満たない組合が全体の約35%にのぼる点を踏まえると、本税制は、組合支援ひいては小規模零細企業者支援の観点から、引き続き措置が必要である。

また、内部留保が出資総額の4分の1に満たない組合の設立年数別分布を見てみると、設立後10年以内の組合が52.5%ある。加えてここ数年、新規に設立される組合数は600件程度で推移しており、設立時の自己資本(出資総額)は少額なものが多いことから、これらの設立後間もない経営基盤の強化のためのインセンティブ付与が必要である。

組合が内部留保を充実させることにより、組合員の教育・訓練に資する研修を行うことや、組合資産となる会館・倉庫等の共同施設の建設が可能となる。

組合を核として新連携、地域資源活用、農商工連携等の異分野への新たな事業創出や後継者育成、産業集積地の技能継承を支え、各種国等の施策を提供するなど地域の基盤と言ってもよい存在である。組合の内部留保の充実と経営基盤の強化を図ることで、組合が安定的な運営ができるようになるため、組合員企業ひいては地域・業界が発展し、地域経済の貢献につながる。

また、組合が組合員のための各種事業を安定的かつ円滑に実施できるよう組合の内部蓄積を高めることは、取引先や金融機関等極めて多くの関係者に対する信用力を保持することとなり、地域経済の安定化に資する。

留保所得の特別控除を利用して内部留保(出資総額の4分の1(25%))が達成された組合は、25%未満の設立後10年以内の組合に比して流動比率、自己資本比率及び借入金比率のいずれの指標も優れ、財務体質が安定しており、本税制措置が寄与しているものと考えられる。

【出資総額1億円以下の組合の流動比率等の比較】

	自己資本比率	流動比率	借入金比率
25%未満 (設立後10年以内)	16.7%	143.2%	38.9%
25%以上	17.8%	149.7%	29.1%
平均	17.5%	148.7%	30.4%

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計)

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

組合が内部留保を充実し経営基盤の強化を図ることは、組合の活性化・健全な発展だけでなく、300万中小企業及び取引先である債権者等の利益の保護を図る観点からも重要。未だ多くの組合では内部留保が十分でなく、経営基盤が脆弱な状況にあることから、引き続き本税制措置の継続が必要である。

また、積立て限度額や、損金算入の額についても設立後早い段階で内部留保の強化を図るため、本税制措置は極めて有効である。

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>出資総額1億円以下の財務基盤の脆弱な組合に限定され、中でも設立後10年以下の組合を中心に更なる内部留保を図るものとしており、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。</p> <p>なお、組合に対する主な支援措置として法人税率の軽減、貸倒引当金の特例措置がある。軽減税率(法人税率の22%)により全ての組合について共通に内部留保の充実を図り、特に設立初期等の財務基盤の弱い組合に対しては、本制度により内部留保の充実を加速させるものである。</p> <p>法人税率の22%の軽減税率は、以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、共同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2)組合は、具体的には、共同購入、資金の貸付け、共同販売、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、これらの共同経済事業は、営利性があるものではなく、剰余が発生しにくいものとなっている。また、中止企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>貸倒引当金の特例については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒によって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の16%増しとすることが認められている。</p> <p>留保所得の特別控除は、出資総額1億円以下の財務基盤が脆弱な組合に限定され、中でも設立後10年以下の組合を中心に更なる内部留保を図るため、剰余金32%を損金算入することが認められている。</p> <p>以下の3つの支援措置は、いずれも内部留保の充実に関わるものではあるが、</p> <p>(1)軽減税率により全ての組合について共通に内部留保の充実を図り、</p> <p>(2)貸倒引当金の特例により、組合が行う事業のリスクに対応した形での引当の上積を認めるものであり、その結果、中小企業全般の連鎖倒産を防止する効果をもたらし、組合が実施する共同事業の継続性と組合員の利益の保護を図り、</p> <p>(3)特に財務基盤の弱い組合に対して、留保所得の特別控除により内部留保の充実を加速させる</p> <p>こととしており、それぞれ、内部留保の充実を図ることの対象又は目的が異なり、これらの3つの特例措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p> <p>また、組合が利用できる他の税制として、持分調整金としての加入金の益金不算入(法人税 22 条)、徴収しすぎた賦課金の返還を目的とした事業利用分量配当の損金算入(法人税 60 条の2)等があるが、これらの措置はいずれも組合の事業遂行上、必要な措置となっている。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方では、本制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する事業協同組合等の財政基盤の健全化が図られ、事業が活性化されることにより裨益されるものである。</p> <p>また、商工組合等の留保所得の特別控除の延長について法人税において、当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(租税特別措置法第61条において措置された場合、国税との自動連動を図る。)</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	

減収見込額調書

項目 商工組合等の留保所得の特別控除

(平年度ベース)

213百万円

(算出根拠)

【推計値算出方法】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
留保所得額計(千円) (設立10年以内) (※2)	300,822	955,110	346,672
調査組合数 (設立10年以内) (※2)	309	282	95
1組合平均額(千円)①	974	3387	3649
年度末における建設業の組合数	4,947	4,858	4,903(※1)
うち、出資1億円以下の組合数	4,683	4,598	4,641(※1)
うち、積立が1/4に達していない設立10年以内の組合数②(※2)	2,014	1,710	831
減収額(実績)	138百万円	408百万円	213百万円

(※1) 平成19～20年度の組合数の平均

(※2) 平成21年度の延長時に対象組合が設立10年以内のものに限定されるまでは設立年数に制限がなかったため、平成19～20年度は設立10年超の組合を含む

③損金算入限度割合 32/100

④組合等の法人税率 22%

減収見込額 = ① × ② × ③ × ④

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人の導管性要件である投資口国内 50%超募集要件の見直し
2	要望の内容	投資法人の導管性要件（支払配当を損金算入するための要件）である投資口の国内募集 50%超要件について、投資口の国内募集割合を増資の都度ではなく投資口の累積で判定することを要望。
3	担当部局	総合政策局不動産課不動産投資市場整備室
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	投資法人に係る課税の特例は、平成 10 年度に創設。平成 12 年度より数度にわたり改正。直近では、平成 21 年度要望において 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人に対して海外からのリスクマネーを供給できる環境を整備することにより、不動産証券化市場を活性化し、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。 ・投資法人による不動産証券化を推進し、豊富な民間資金により投資法人による不動産の購入・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリュアアップ等が促進されることで、①優良な都市ストック（住宅・オフィスビル・商業施設等）の形成・維持・バリュアアップ（耐震改修、省エネ改修等）、②工場跡地など未利用地の有効利用や開発の促進等による地域経済の活性化とともに、③政府としてデフレ認識が引き続き示されている中、投資法人が有力な買い手として機能し、透明性の高い適正価格での取引を推進することで資産デフレの防止を図るものである。 <p>《政策目的の根拠》</p> <p>我が国金融・資本市場の競争力を強化、また不動産証券化を推進するためには、投資法人の資金調達方法を多様化させ、当該市場への資金供給に厚みを持たせることが重要である。</p> <p>投資法人の導管性要件の一つに投資口の国内募集割合を 50%超とする要件があるが、この要件に関して、投資法人が増資により資金調達を行う際、個々の増資分（投資口）についてもその過半を国内募集する必要があるというのが現行法の解釈となっており、海外投資家からの増資が行えない場合が発生している。</p> <p>このため、不動産証券化市場に係る資金の調達方法を多様化し、当該市場への資金供給に厚みを持たせる観点から、投資法人の投資口の国内募集割合を 50%超とする要件について累計で判定すべきものであることを規定し、海外投資家の我が国証券化市場へのリスクマネーを供給できる環境を整備する必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護 施策目標 34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p>

		け	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 23 年度末に不動産証券化実績総額を 66 兆円とする。 (国土交通省政策評価基本計画(平成 19 年 4 月策定)にて、同政策目標を掲げている)。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人を用いた不動産証券化の総実績、不動産投資市場における J リートの資産規模</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化、豊富な民間資金を活用した優良な都市ストックの形成、地域経済の活性化、資産デフレの防止を図る。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績(適用対象法人数)</p> <p>H18 年度 40 法人 H19 年度 42 法人 H20 年度 41 法人 H21 年度 41 法人</p>
		② 減収額	なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月) 投資法人の投資口の国内 50%超募集要件のため、海外からの資金調達に支障をきたすケースがあり、海外からのリスクマネーを供給できる環境が整備されているとはいえない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月) 投資法人の投資口の国内 50%超募集要件のため、海外からの資金調達に支障をきたすケースがあり、海外からのリスクマネーを供給できる環境が整備されているとはいえない。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月) 今後も投資法人の海外からの資金調達に支障をきたすケースが出てくることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月) 不動産証券化市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化につながる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>投資法人の投資口の国内 50%超募集要件を見直すことで、資金の調達方法が多様化され、不動産証券化市場が活性化、我が国金融・資本市場の競争力が強化される。</p>

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	投資法人に対して海外からのリスクマネーを供給できる環境を整備することにより、不動産証券化市場の活性化につながる。
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		該当なし

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	戦略核都市圏広域連携推進機構（仮称）に係る特例措置の創設
2	要望の内容	<p>大都市圏の国際競争力強化に向けて、国家戦略プロジェクトによる都市の再構築とそれを実現するため、国家戦略的観点から「大都市圏戦略基本法（仮称）」を制定し（首都圏整備法等を抜本改正）、国が国家戦略として「大都市圏戦略」を策定する（平成23年度）こととしている。</p> <p>この戦略を推進する観点から、戦略核都市（仮称）への中核的大都市圏機能（仮称）の集積、戦略核都市圏内におけるインフラの更新及び緑地の保全等を、戦略核都市圏内の市町村が軌を一にして推進することができるよう、広域的な観点から調整・推進する必要がある事務（※）を実施する法人（戦略核都市圏広域連携推進機構（仮称））を、戦略核都市及びその周辺市町村等は共同して設立することができることとする。</p> <p>当該機構の行う業務は大都市圏戦略を推進する観点から行われる公益性の高い業務であり、かつ、当該業務により収益を上げることが想定していないことから、当該機構を税法上「公共法人」と位置づけ、法人税等を非課税とすることで、同機構の設立を促進し、大都市圏戦略の推進に向けた戦略核都市圏内の市町村間の広域連携を促進することとする。</p> <p><国税> ○法人税 非課税 <地方税> ○事業税 非課税</p> <p>※広域的な観点からの調整・推進を要する事務の例 ・戦略核都市が策定する戦略核都市圏基本構想等の策定・変更に係る提案 ・戦略核都市圏における中核的大都市圏機能の集積等に関するマスタープランの策定 ・機構を構成する市町村（構成団体）の委託に基づく、構成団体間等の財政調整 ・中核的大都市圏機能の集積に必要な土地の造成、広域的な緑地保全に係る提案・調整・普及啓発 など</p>
3	担当部局	国土計画局 広域地方整備政策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 アジア諸都市の台頭による日本の国際競争力の相対的低下への懸念がされる中、国の成長を牽引するエンジンである大都市圏の国際競争力を強化するため、国の主導により、大都市圏に関する戦略を明確にし、大都市圏の成長を促す仕組みを更に発展させる。</p> <p>《政策目的の根拠》 新成長戦略（H22.6.18.閣議決定）では、大都市のインフラ整備のマスタープランとなる「大都市圏戦略基本法（仮称）案」の提出を早期に実施するとともに、2011年度までに「大都市圏戦略基本法（仮称）」を施</p>

		<p>行ずるとしている。</p> <p>また、「国土交通省成長戦略」(H22.5.17公表)においても、「国の成長を牽引するエンジンである大都市圏について、国の主導により、戦略を明確にする」とし、「国家戦略的観点から、大都市圏戦略基本法(仮称)」を制定し、国が国家戦略として大都市圏戦略を23年度に策定することを目指すとしている。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標：40 総合的な国土形成を推進するに包含。</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「大都市圏戦略基本法案(仮称)」に基づき国家戦略的観点から策定される大都市圏戦略を推進するために、戦略核都市及びその周辺市町村が、その行政界に捉われることのない広域的な観点から適切に連携しつつ同戦略を推進するための調整・提案を一括して担う戦略核都市圏広域連携推進機構の創設を促す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>戦略核都市圏広域連携推進機構が創設されることで、戦略核都市への中核的大都市圏機能の集積、戦略核都市圏内におけるインフラの更新及び緑地の保全等を、戦略核都市圏内の市町村が軌を一にして推進することができるようになり、これによって大都市圏の成長が促され、政策目的に掲げる「大都市圏の国際競争力」が強化される。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	2件/年
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>中核的大都市圏機能の戦略市街地及び戦略核都市への新規立地が推進されることにより、国の成長を牽引するエンジンである大都市圏について、さらなる機能の集積が図られ、世界のイノベティブな企業や人材を磁石のように引き付けることができる。</p> <p>国際競争力の強化に資する中核的大都市圏機能の新規立地が促進されることのほか、各府省の政策ともあいまって、大都市圏の成長が促され、大都市圏戦略の策定後10年間にわたる経済波及効果約60億円、新規雇用者数約23万人が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>本特例措置により、戦略核都市及びその周辺市町村が、その行政界に捉われることのない広域的な観点から適切に連携しつつ大都市圏戦略を推進するための調整・提案を一括して担う戦略核都市圏広域連携推進機構の創設が促進される。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>仮に、本特例措置が新設されず、戦略核都市圏広域連携推進機構の創設が進まなかった場合、都市計画の策定権限の多くが各市町村に委ねられている現状にかんがみ、戦略核都市圏内の市町村の協力の下、戦略核都市への中核的大都市圏機能の集積、戦略核都市圏内におけるインフラの更新、緑地の保全等が促されず、結果として戦略核都市圏における集約型の都市圏構造の実現に支障が生ずる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》</p> <p>本機構は、大都市圏戦略を推進し、諸外国から様々な投資や人材を引き付けることを可能とするような魅力ある都市圏構造を実現するために必要となる、中核的大都市圏機能の集積に必要な土地の造成等を実施することとなるが、本事業は当然のことながら営利目的でなされるものではないが、単年度では事業収益が上がる可能性がある。この収益に対して課税することとした場合、本機構による広域的な観点からの様々な事業の促進を抑制することになってしまう。</p> <p>また、本機構は、その構成団体たる戦略核都市圏内の市町村（構成団体）の委託に基づき、構成団体間等の財政調整を行うことができることとすることを検討中である。</p> <p>したがって、本機構の活動に対して法人税等を非課税とする措置は、戦略核都市圏内の関係市町村の意思の広域的かつ自発的な統一を促すための調整・提案を一括して担う主体の創設を促す上で有効性が認められる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>大都市圏戦略には国家戦略的視点から必要とされる施策が盛り込まれることとなるとはいえ、そのために必要となる地方公共団体相互の広域連携を国が指示・強制することは、地域主権の考え方に反するものであり、結果的に大都市圏戦略の実効性ある推進が危ぶまれることとなる。</p> <p>したがって、既述のような大都市圏戦略の推進のために必要となる施策について、経済活動を担う多様な民間主体も含めた形での戦略核都市圏内の市町村による広域連携を、あくまで各市町村の「発意」により促す仕組みの創設は、地域主権の考え方に沿った形での大都市圏戦略の実現を目指す上で不可欠であり、またそのような広域連携は長期的に継続して初めて意味をもつものであることから、短期かつ即効性のある施策の実現を狙う補助金等との政策手段と比較して、本特例措置は相当性が認められる。</p> <p>—</p> <p>大都市圏戦略を推進し、中核的大都市圏機能の集積、戦略核都市圏内におけるインフラの更新、緑地の保全等のための施策を実現するためには、大都市圏内の関係地方公共団体との調整を行い、意見の統一を図っていく必要があり、当該地方公共団体の協力がなければ、大都市圏戦略の推進のための施策の実現に影響が生じるため。</p>
10	有識者の見解	特になし

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

戦略核都市圏広域連携推進機構(仮称)に係る特例措置の創設 適用見込みの推計

○適用見込み件数

初年度に戦略核都市圏広域連携推進機構(仮称)を創設する意思がある団体としては下記の2件が該当し、翌年度以降も同程度の創設が見込まれることから、年間2件と推計する。

(参考)

要望書を提出した団体

九都県市首脳会議・茨城県

首都圏業務核都市首長会議

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドへの投資に対する特例措置の創設
2	要望の内容	「新しい公共」の考え方に基づく地域経営活動を行う主体に対して投融資を行う基金に対する投資に対し、投資者の法人税を投資額の10%を上限として税額を控除
3	担当部局	国土計画局 広域地方整備政策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人の金融資産、地域の志あるお金が「新しい公共」の担い手に活用され、そのような資金が地域で循環する地域金融の仕組みを構築することで、地域活動の自律的な発展と、それによる地域の活性化を実現することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 国土形成計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)において、「地域の資金が地域に再投資される「資金の小さな循環」などによる「志」ある投資の推進を通じた資金の確保」が必要であることが記載されている。 国土交通省成長戦略報告書(平成22年5月17日決定・発表)においては、基本的な考え方を財政出動に頼らない成長の実現としており、そのため民間資金の活用が重要視されている。また「新しい公共」の考え方に即した地域づくり活動を金融・税制面で支援」することが記載されている。 「新しい公共」円卓会議(平成22年6月4日)においても、「地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動を促進・支援」するべきとの提案がなされており、提案に対する政府の対応として、「地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する。」、「多様な主体が地域づくりを担っていけるよう、平成23年度から、自発的な地域づくり活動を支援する取組の他、中間支援組織の育成支援に取り組む。」と記載されている。 政府の新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)においても、日本経済の成長力と政策対応の基本的考え方の中で「社会的企業・NPO等に対する資金供給」が必要であり、「リスク・マネーの供給やNPO等への資金供給を円滑化するため、規制・制度や税制の改革を進める」とされ、さらにそのための金融戦略として「国民金融資産を成長分野や地域に活用する」ため、「ファンドスキームの活用」などにより「官民総動員による対応を進める」としている。工程表にも、「資金の流れを変え、国民が支える公共を構築」するための施策として「地域金融を活用したファンドを通じた、「地域の志ある投資」の促進を年内を目途に検討」と記載されている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標:40 総合的な国土形成を推進するに包含。</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「新しい公共」の担い手のうち、行政とも連携して責任と権限を持って地域づくり活動を実施している主体が増加し、またコミュニティ活動への投資が増加することにより、地域の志あるお金が地域で循環する地域金融の仕組みが構築されることを目標とする。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「新しい公共」の担い手のうち、行政とも連携して責任と権限を持って地域づくり活動を実施している主体の数及び経済効果。</p> <p>(目標値)</p> <p>○主体の数:約 80,000 主体(2015 年を目途)</p> <p>○経済効果:約 20 億円(年間)</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、ファンド形成が活発化し、個人の金融資産、地域の志あるお金が「新しい公共」の担い手に活用されることで、地域の志あるお金が地域で循環する地域金融の仕組みが構築され、「新しい公共」の担い手による地域づくり活動が促進されることにより、政策目的に掲げる「地域活動の自律的な発展」と、それによる「地域の活性化」を実現する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	新たに認定が想定される「新しい公共」ファンドの数:約 50 件/年
		② 減収額	約 1 億円(各年度)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>各府省の政策ともあいまって、「新しい公共」の活動促進により、2015 年を目途に、1500 億円の資金需要が見込まれ、この資金需要に対応するため、資金の流れをつくるファンドを支援し、地域活動の自律的な発展と、それによる地域の活性化が実現する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>「新しい公共」の担い手のうち、行政とも連携して責任と権限を持って地域づくり活動を実施している主体数が 2015 年を目途に約 80,000 主体に増加する。また、経済効果としては、他の租税特別措置も含めた年間の減収見込みが 2 億円であることから、約 20 億円がコミュニティ活動に投資されることとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本特例措置がなければ、コミュニティ活動に対するリスクマネーの受け皿が育ちにくいため、地域に存在する志ある個人の金融資産が地域の中で有効活用されないおそれがある。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置により、地域金融機関への利子補給など国の資金に極力依存せず、地域にある様々な資源(資金、知恵等)の「新しい公共」分野への動員を促し、地域における持続的資金循環を作り出すことができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、国の資金に極力依存せず、地域にある様々な資源(資金、知恵等)の「新しい公共」の考え方に基づくコミュニティ活動への動員を促すものであり、地域の経済成長とそれを考えるコミュニティづくり、その前提となる持続的資金循環を作り出すことを目的とした措置であり、的確かつ必要最小限な措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置は、ファンドに対する投資者を直接の対象とするものであるが、同措置の創設に加え、①広域中間支援組織を通じた、ファンド設立時の義務的経費等の支援、②広域中間支援組織を通じた、中間支援組織を育成することによる資金の借り手側に対するハンズオン支援※機能の強化を実施することにより、資金面、ソフト面両面からの支援により、「借り手側」、「貸し手側」それぞれの抱える問題を解決するための環境が整備され、地域における持続的資金循環の創出と、それに伴う「新しい公共」活動の一層の促進されることが期待される。</p> <p>※ハンズオン支援:事業計画策定、資金計画策定、税務、法人設立、各種申請、協力・提携機関の紹介、情報提供等</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		特になし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドへの

投資に対する特例措置の創設

適用見込みの積算根拠

税制特例の対象として想定しているファンド

○大規模なファンド（広域的なものを想定、1件あたり約3億円）

※ある県がメインとなり、周辺県も対象とする。6件を想定。

$$6 \times 3 = \underline{18 \text{ 億円}}$$

○中規模なファンド（範囲が都道府県程度を想定、1件あたり約5,000万円）

※各県に1つのイメージであるが、大規模なファンドがある県は必要性が低い

$$47 - 6 = 41, 41 \times 0.5 = \underline{20.5 \text{ 億円}}$$

よって、

- ・ 税制特例の対象としているファンドの総額は、 $18 + 20.5 = \underline{38.5 \text{ 億円}}$
- ・ 適用見込み（件数）は、47件 → 約50件

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大都市圏の新たな政策区域に係る事業用資産の買換特例措置
2	要望の内容	次に掲げる事業用資産の買い換えの場合における課税の特例措置の創設 ① 大都市圏戦略基本法(仮称)に位置づけられる戦略市街地及び戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域(都市再生緊急整備地域等)への買換 内容:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延べ ② 工業団地造成事業敷地の区域外から、これらの区域への買換 内容:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延べ
3	担当部局	都市・地域整備局 都市・地域政策課 広域都市圏整備室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	適用期間:5年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>これまでの大都市圏政策は、高度経済成長期に既成市街地への人口・産業の過度な集中を抑制する観点から市街地及び都市圏を拡大してきたが、今後は、国際競争力の強化に向けた業務機能の効率的集積及び人口減少・少子高齢化に対応した郊外市街地のコンパクト化へ向けた都市構造の再編へ向けて、大きく方向転換を図ることが必要である。</p> <p>そのため、本特例の措置により、戦略市街地及び戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域(都市再生緊急整備地域等)へ業務・商業等を誘導し、国際競争力の強化に資する都市機能が効率的かつ高度に集積した都市圏構造の再編を図り、もって都市圏全体の秩序ある発展を目指すものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○国土交通省成長戦略(平成22年5月)以下抜粋 国家戦略的観点から「大都市圏戦略基本法(仮称)」を制定し(首都圏整備法等を抜本改正)、国が国家戦略として「大都市圏戦略」を策定する(平成23年度)。</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月)～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ 「大都市圏戦略基本法(仮称)」の施行(平成23年度)。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標:26 都市再生・地域再生を推進する に包含。</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 戦略核都市等において、業務・商業等機能が、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域(都市再生緊急整備地域等)に集積された効率的な都市圏構造への再編を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積すべき区域における業務・商業等機能の伸び率が、当該区域を除く戦略区域全体よりも安定的に上回ることを目標とする。 具体的には、経済センサス基礎調査により算出された事業所数及び従業者数における伸び率について、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域(都市再生緊急整備地域等)が位置する市域等における伸び率を当該区域を除く戦略区域の市域等における伸び率で除した数値が、100を安定的に上回ることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 戦略核都市等へ国際競争力の強化に資する業務・商業等の都市機能を誘導することにより、効率的な都市圏構造の再編が図られ、ひいては大都市圏全体の秩序ある発展に寄与するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	① : (所得税) 17 件 (法人税) 23 件 ② : (所得税) - 件 (法人税) 5 件 適用されると見込まれる対象の過去の実績(平成19年度から3ヵ年)から平成23年度から平成27年度における平年度の適用数を推計。
		② 減収額	① : (所得税)643 百万円 (法人税)1,739 百万円 ② : (所得税) - 百万円 (法人税) 703 百万円 【算定根拠】 譲渡相当額×80%×所得税率・法人税率×適用数
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23年度~H27年度) 本特例措置により、事業者の新規投資意欲を促す重要なインセンティブとなり効果的に資産の買い換えが行われることが期待でき、国際競争力の強化に資する業務・商業等機能が集積した効率的な都市圏構造への再編が促進され、ひいては大都市圏全体の秩序ある発展に寄与するものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H23年度~H27年度) 本特例措置は、適用されると見込まれる対象の過去の実績から相当程度の適用が想定され、戦略核都市等へ業務・商業等の都市機能が集積することにより、測定指標となる事業所数及び従業者数の伸びが見込まれたため、当該区域を除く戦略区域全体の伸び率より安定的に上回り、達成目標は実現されることが考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H23年度~H27年度) 激化する国際都市間の競争に勝ち抜くべく、本特例措置は、民間事業者に対し、戦略核都市等へ業務・商業等機能を移転・集積する際のインセンティブを提供することで大都市圏の国際競争力の強化を図るものであり、本特例が措置されない場合、戦略核都市等への集積に向け早期の達成が不可能となることが想定される。また工業団地への集積に対する特例措置は、地方公共団体が企業を誘致する際、事業者の新規投資意欲を促進する重要なインセンティブとなるため、必要不可欠である。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23年度~H27年度)</p> <p>本特例の措置により、都市機能が高度に集積した効率的な都市圏構造への再編が図られ、税込減とはなるものの、大都市圏が国の成長を牽引するエンジンとして国際競争力の強化が図られることにより、我が国の経済発展に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例は、戦略核都市等のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域(都市再生緊急整備地域)に限定し、事業用資産の買い換えを対象として機能の集積を図るものであり、買い換えを行う民間事業者に直接に届く税制上のインセンティブを与え、企業の新規投資意欲の促進に寄与するものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>各圏域に広がった国際競争力の強化に資する機能(事業用資産)を、移転・集積させるための支援措置は本特例のみである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度
2	要望の内容	<p>関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度を2年間延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び付属施設（取得金額 2億円以上）特別償却率 8/100 ・機械及び装置（取得金額 240万円以上）特別償却率 16/100
3	担当部局	都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年新規・特別償却率（文化学術研究施設）建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 （文化学術研究交流施設）建物及び附属設備 15/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 <p>平成元年 適用期限 2年延長 平成3年 適用期限 2年延長 平成5年 適用期限 2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100</p> <p>平成7年 適用期限 2年延長 平成9年 適用期限 2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 26/100</p> <p>平成11年 適用期限 2年延長 資金額要件の緩和（5億円以上→2億円以上） 面積要件の撤廃（3,000㎡→撤廃）</p> <p>平成13年 適用期限 2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100</p> <p>平成15年 適用期限 2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成17年 適用期限 2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成19年 適用期限 2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100</p> <p>平成21年 適用期限 2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100</p>
6	適用又は延長期間	平成25年3月31日まで2年間の延長
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>関西文化学術研究都市建設法に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。</p> <p>平成22年4月1日現在、文化学術研究施設用地 857haのうち、305ha(約36%)が施設整備済となっているところであり、文化学術研究施設の集積メリットを発揮するに至っていない。集積メリットの発揮のためには、すべての地区で施設整備率をおおむね50%以上とすることが最低限必要であると考えている。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>関西文化学術研究都市建設促進法第3条に基づき国土交通大臣が決定する関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成19年4月24日）の序章において、建設の目的が記載されている。</p>																						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標26 都市再生・地域再生を推進するに含有。</p>																						
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成することを目標とする。</p>																						
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、研究所用施設等の施設立地数を目標としており、平成24年度までの施設立地目標は156施設である。</p>																						
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。また、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により、新産業創出等国民経済の活性化が期待される。</p>																						
8	有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">(単位:件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19(実績)</th> <th>H20(実績)</th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(推計)</th> <th>H23(推計)</th> <th>H24(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>前回要望時の適用想定件数は年間3件程度となっており、想定を大きく外れるものではない。 実績については本都市内に立地する企業に対して実施したアンケート調査によるものである。また推計値は過去5カ年実績の平均値である。 なお、本特例は、適用の際に促進法に基づく建設計画に適合しているか等により判断されるものであり、また対象となる研究分野の制限を設けていないことから、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p>		H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(推計)	H23(推計)	H24(推計)	建物及び付属施設	2	1	0	1	1	1	機械及び装置	3	3	2	3	3	3
			H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(推計)	H23(推計)	H24(推計)																
建物及び付属施設	2	1	0	1	1	1																		
機械及び装置	3	3	2	3	3	3																		
② 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19(実績)</th> <th>H20(実績)</th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(推計)</th> <th>H23(推計)</th> <th>H24(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>21</td> <td>32</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績については本都市内に立地する企業に対して実施したアンケート調査によるものである。また推計値は過去5カ年実績の平均値等</p>		H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(推計)	H23(推計)	H24(推計)	建物及び付属施設	21	32	0	9	9	9	機械及び装置	10	8	14	12	12	12		
	H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(推計)	H23(推計)	H24(推計)																		
建物及び付属施設	21	32	0	9	9	9																		
機械及び装置	10	8	14	12	12	12																		

			<p>により算定したものである。</p> <p>【算定根拠】</p> <p>取得価額(建物・機械)×適用数×特別償却率×法人税率</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H19年度～H24年度)</p> <p>平成19年度から平成21年度までの間に大学、研究所等が96施設から114施設へと増加し、着実に文化学術研究施設等の集積が形成されつつあり、今後もさらなる立地促進が期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H19年度～H24年度)</p> <p>平成18年までの立地施設数は96施設、平成21年度までには114施設となっており、増加傾向を示しているものの、156施設という平成24年度末までの目標数の達成は困難な状況にあるが、本特例により施設の立地を誘導し、今後も引き続き立地数を増加させていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H23～24年度)</p> <p>同都市の主要なクラスターである木津地区は現在土地造成中で、今後2年間において本格的な研究所用施設の進出が見込まれており、本特例措置の延長がされなかった場合、施設の進出への影響が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H19～24年度)</p> <p>本特例により、税収は減少するものの、地域の雇用創出などの経済効果が見込まれるばかりか、研究所用施設の集積により、共同研究の実施等により産業の高度化等の効果が期待される。なお、過去3カ年において5社が本特例措置の適用を受けている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなる。本特例は資金調達形態にかかわらず初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての確である。</p> <p>また、本特例は、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>関西文化学術研究都市に限定した支援措置としては、税制に関する他の支援措置(文化学術研究施設のうち一定規模以上の新設されたものについては事業所税のうち資産割の課税標準の特例を設けている。また、文化学術研究施設を設置した者に対して、同都市に係る府県及び市町が不動産取得税又は固定資産税の不均一課税をした場合、減収額に対して国が交付税により一定の補填を行う。)があるが、税目は重複していない。また税制以外に関西文化学術研究都市に限定した支援措置等(補助金等)はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度	
2	要望の内容	半島振興対策実施地域における、製造業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2年間延長する。 延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100 拡充：・対象業種に農林水産物等販売業及び情報サービス業等を追加する (情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター) ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 (現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ)	
3	担当部局	都市・地域整備局地方振興課半島振興室	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(製造業)昭和61年度：創設 昭和63年度,平成2,4年度：適用期間の2年延長 平成6年度：適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21年度：適用期間の2年延長 (旅館業)平成17年度：創設 平成19,21年度：適用期間の2年延長	
6	適用又は延長期間	2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、交通・生活基盤の整備と併せて、地域における産業を振興することにより、地域の活性化を図ることを政策目的とする。 また、その達成目標として、平成19年度に策定した指標である半島地域の交流人口の増加(対平成17年度比で102%(平成24年度に集計見込))を目指すものとする。 ----- 《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和60法第63号) 第13条の2(農林水産業の振興) 第15条の2(地域間交流の促進) 第16条(税制措置) ・国土形成計画(平成20年7月4日閣議決定。観光振興、都市や他の半島地域との交流の促進)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標： 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標： 26 都市再生・地域再生を推進する に包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・半島地域の交流人口の増加

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成19年度に策定した指標半島地域の交流人口(対平成17年度比で102%(平成24年度に集計見込))</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 製造業、旅館業等の特別償却制度を措置することにより、半島地域内における企業や旅館等の立地を促進し、地域間交流の増大及び産業振興を通じ、半島地域の活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成19年度:適用57件 平成20年度:適用69件 平成21年度:適用53件 平成22年度:適用64件 平成23年度:適用72件 平成24年度:適用69件 (関係道府県からの聞き取り調査。平成22年度～平成24年度の数字については見込みである。)</p>
		② 減収額	<p>平成19年度: 652百万円 平成20年度: 760百万円 平成21年度: 1,065百万円 平成22年度: 760百万円 平成23年度: 805百万円 平成24年度: 825百万円 (関係道府県からの聞き取り調査。平成22年度～平成24年度の数字については見込みである。) 【算定根拠】 建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H17年度～H24年度) 本税制措置については、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながった事例もあり、現行制度により半島地域の産業活力の維持・向上、他の地域との人やモノの交流の活発化が図られている。 ただし、地域経済状況は、半島地域の住民1人当たり課税対象所得の直近値(平成20年)は109万円(全国平均の72.2%)、半島地域の市町村の財政力指数の直近値(平成20年度)は0.40(全国平均の76.9%)となっており、依然大きな格差があることから、その是正に努めていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H17年度～H24年度) 半島地域の交流人口は、制度創設時の数値(昭和60年113,690千人)から長期間着実に増加してきたが、景気低迷等の影響もあり、直近値(平成20年)は133,986千人、平成17年度対比98.9%となっている。 工場等の新規立地件数は、平成17年(86件)から平成20年(93件)まで80～90件台で順調に推移してきたが、景気の低迷の影響により最新の数値(平成21年度)は47件と減少に転じた。ただし、全国の新規立地件数も対前年度比でほぼ半減している中、本税制措置の適用件数は安定しており、利用率で見ると新規立地件数中の特別償却適用件数は21.4%(平成19年度)から44.7%(平成21年度)に向上しており、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながった事例もある。 現行措置は企業誘致効果の極めて高い制度であり、これにより半島地域の産</p>

			<p>業活力の維持・向上、他の地域との人やモノの交流の活発化が図られている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H17年度~H24年度) 当該特例が措置されない場合、その地理的条件不利性により、半島地域内での新規立地が他地域に比べ抑制されることとなり、半島地域全体の産業振興が停滞し、その自立的発展に支障を生じる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17年度~H24年度) 当該特例が措置されることにより、企業の新規立地が増加し、当該企業からの税収に加え、地元の雇用の増大、地場製品の加工等による高付加価値化や、旅館業の新規立地に伴う地域における観光収入の増大等の、地域経済への効果が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>実需者のニーズに対応した機械等の新設・増設、旅行者の動向に合わせた宿泊設備の新築等は、社会経済情勢の変化に伴い随時行われるため、数多くの事業者による随時の投資に対応する措置として、租税特別措置は的確かつ効果的な手段である。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているのではなく、半島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興対策実施地域では公共事業のかさ上げ措置等を実施しているが、これは都道府県等に対して地域の社会基盤の整備の推進を支援するものである。一方、本税制措置は法人や個人を対象に、直接民間投資の誘発にインセンティブを与え、民間活力の発揮、民間雇用の創出などを後押しするものであり、予算上の措置とは適切かつ明確に役割分担されている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	要望の内容	過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。
3	担当部局	都市・地域整備局 地方振興課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 45 年創設 (直近 10 年) 平成 12 年度: 過疎地域自立促進特別措置法施行 平成 13 年度: 適用期限の 5 年延長 平成 18 年度: 適用期限の 5 年延長 平成 22 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成 22 年 3 月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般 6 年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第 29 条 租税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7、第 68 条の 78、同法施行令第 25 条第 12 項 2 号、第 39 条の 7 第 6 項 2 号</p> <p>「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とこととされている。</p> <p>「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p>
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	7 都市再生・地域再生等の推進 26 都市再生・地域再生を推進する に包含。
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進す</p>	

			<p>るものとする。</p> <p>また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJIターーン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとする。</p> <p>上記の目標を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とすることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○過疎地域人口(推計)(総務省「原口ビジョンⅡ」) 過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする。(一部過疎を除く。) 919万人(2010年)→859万人(2015年)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 若者定住促進を中心としたUJIターーン等を通じた就業機会の拡大及び産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>件数</p> <p>平成19年度 2件</p> <p>平成20年度 0件</p> <p>平成21年度 5件</p> <p>平成22年度(見込み) 2件</p> <p>平成23年度(見込み) 3件</p>
		② 減収額	<p>平成22年度(見込み) 1億円</p> <p>平成23年度(見込み) 2億円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 本特例措置は、民間企業の立地を過疎地域に誘導するためのインセンティブとなり、企業進出により過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化の展開が可能となる。</p> <p>これまでの実績では、平成19年度2件、平成21年度5件と僅かであるが、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大につながっているものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 本特例措置により、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域の人口減少の抑制につながるものである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切かつ不可欠であり、延長されない場合には、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成25年度) 過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p>

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>補助金等他の政策手段はない。</p> <p>課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換えに伴う税負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の特別償却
2	要望の内容	<p>振興山村における製造業、旅館業及びソフトウェア業の事業に使用する機械や建物等を取得、建設した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却の適用期限を2年延長</p> <p>○機械及び装置 (10%)</p> <p>○建物及び附属設備 (6%)</p>
3	担当部局	都市・地域整備局 地方振興課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度創設
6	適用又は延長期間	2年間
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>振興山村は、我が国の国土面積の約半分を占め、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。しかしながら依然として産業基盤や生活環境の整備は低位にあり、また、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつあるなどしている。</p> <p>このような状況を踏まえ、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）第3条第3号 「（前略）観光の開発、農林産物の加工業等の導入（中略）を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する」</p> <p>○同法第4条</p> <p>「国は、前条の目的を達成するため、（中略）資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する」</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）</p> <p>「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持（中略）の取組を推進する。」</p> <p>○新成長戦略（平成22年6月閣議決定）</p> <p>「（前略）離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。」</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7 都市再生・地域再生等の推進 26 都市再生・地域再生を推進する に包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎化、高齢化が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口減少の悪化を抑制 1.0%/年 (H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例の活用によって企業の誘致や設備投資が進み、雇用と所得が確保されることにより、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、人口減少の悪化の抑制に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	平成 21 年度（実績）：8 件 平成 21 年度に創設された制度であり、今後、本特例の周知浸透が進めば増加するものと考えられる。
		② 減収額	平成 21 年度（実績）：17 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年度～平成 24 年度） 近年の厳しい経済、雇用情勢の中で本特例の活用によって工場等の整備、機械等の設備投資が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいる。 引き続き本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の誘致や設備投資が進み、雇用と所得が確保されることを通じて、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年度～平成 24 年度） 前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度 485 万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成 21 年度は 401 万円（推計値）となっている。 本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、上記 7 の③に記載した達成目標に変更することが適当。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 21 年度～平成 24 年度） 本特例が延長されなかった場合、事業者の設備投資等の意欲が失われ、それに伴い若者等の雇用の機会が確保されず、さらに人口の減少や高齢化が進み、集落の衰退、耕作放棄地の増加等が危惧されるなど、振興山村にとって大きな打撃となる。

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 21 年度～平成 24 年度）</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の中で、本特例の活用によって工場等の整備、機械等の設備投資が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいる。しかしながら、本特例は平成 21 年度に創設された初めての措置であり、十分な周知浸透が図られているとは言い難いと考えている。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の誘致や設備投資が進み、雇用と所得が確保されることを通じて、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与することが期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は、初期投資の負担を軽減し、企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための特別償却制度（課税の繰り延べ）であり、振興山村への企業立地等を促進し、雇用の増大を図る上で効果的かつ必要最小限の措置であると考えられる。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、振興山村への企業進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	要望の内容	<p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。</p> <p>特別償却率： 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額:2,000 万円超</p>
3	担当部局	都市・地域整備局 地方振興課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年創設</p> <p>平成 2 年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近 10 年)</p> <p>平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の 5 年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加</p> <p>平成 17 年度:適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 19 年度:適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 21 年度:適用期限の 1 年延長</p> <p>平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の 1 年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成 22 年 3 月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般 6 年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号、第 45 条第 1 項の表の第 1 号、第 68 条の 27、同法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とこととされている。 「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7 都市再生・地域再生等の推進 26 都市再生・地域再生を推進する に包含。																		
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するものとする。 また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとする。 上記の目標を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とすることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○過疎地域人口(推計)(総務省「原ロビジョンⅡ」) 過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする。(一部過疎を除く。) 919万人(2010年)→859万人(2015年) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 若者定住促進を中心としたUJIターン等を通じた就業機会の拡大及び産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するもの。																		
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用者数</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>79者</td> <td>758件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>64者</td> <td>821件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>45者</td> <td>364件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度(見込み)</td> <td>63者</td> <td>648件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度(見込み)</td> <td>57者</td> <td>611件</td> </tr> </tbody> </table>		適用者数	件数	平成19年度	79者	758件	平成20年度	64者	821件	平成21年度	45者	364件	平成22年度(見込み)	63者	648件	平成23年度(見込み)	57者	611件
	適用者数	件数																			
平成19年度	79者	758件																			
平成20年度	64者	821件																			
平成21年度	45者	364件																			
平成22年度(見込み)	63者	648件																			
平成23年度(見込み)	57者	611件																			
		② 減収額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>11億円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>15億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度(見込み)</td> <td>11億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度(見込み)</td> <td>11億円</td> </tr> </tbody> </table>	平成19年度	11億円	平成20年度	15億円	平成21年度	5億円	平成22年度(見込み)	11億円	平成23年度(見込み)	11億円								
平成19年度	11億円																				
平成20年度	15億円																				
平成21年度	5億円																				
平成22年度(見込み)	11億円																				
平成23年度(見込み)	11億円																				
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度) 本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能となる。 これまでの実績では、雇用増加人員では、平成19年度2,454人、平成20年度2,367人、平成21年度1,340人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度) 本特例措置により、過疎地域への企業や旅館等の進出を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域における人口減少の抑制につながるものである。																		

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成19年度11億円、平成20年度15億円、平成21年度5億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に大きな影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成24年度)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>補助金等他の政策手段はない。</p> <p>初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定都市再生緊急整備地域(仮称)に係る課税の特例措置
2	要望の内容	<p>国際的機能など高度な都市機能を備え、国際競争力の強化など我が国全体の経済成長に貢献することが期待される地域として新たに設定する特定都市再生緊急整備地域(仮称)において、国土交通大臣の認定を受けて事業を実施する事業者に対する以下の特例措置を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業により整備された建築物について、5年間5割増償却
3	担当部局	<p>都市・地域整備局まちづくり推進課</p> <p>国土計画局広域地方整備政策課</p>
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>東京をはじめとする我が国の大都市において、オフィス機能の単なる拡大でなく、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成するとともに、国の主導により、大都市圏に関する戦略を明確にし、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられており、民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等のための法案を早期に提出し、2011年度以降、その立上げ支援を行うこととされている。加えて、大都市のインフラ整備のマスタープランとなる「大都市圏戦略基本法(仮称)案」を早期に提出し、2011年度以降、「大都市圏戦略基本法(仮称)」を施行することとされている。</p> <p>「国土交通省成長戦略」(平成22年5月17日)においても、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の前倒し延長・拡充するとともに、各種の規制緩和や税制措置、金融措置を総合的に講じる地域を新たに設定し、大都市の再生や成長を一層促すことや、国家戦略的観点から、「大都市圏戦略基本法(仮称)」を制定し、国が国家戦略として大都市圏戦略を策定することが、優先的に実施すべき事項として掲げられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進</p> <p>施策目標 26 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標：40 総合的な国土形成を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>新たに設定する特定都市再生緊急整備地域において、国際競争力強化等に資する優良な民間都市再生事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成するとともに、我が国経済の活性化を図る。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に基づき、国の認定を受けた民間都市開発事業※による経済波及効果 目標値：平成 24 年度 6.8 兆円 ※ 特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画区域内における事業が認定の対象。 都市機能更新率（建築物更新関係） 目標値：平成 25 年度 41% <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特定都市再生緊急整備地域（仮称）において、割増償却の特例を措置することで事業者インセンティブを与えることにより、公共施設整備を伴う優良な都市開発事業を誘発するとともに、世界のイノベティブな企業や人材を引き付け、上記政策目的の実現に寄与することができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等 (推計) 平成 23 年度 3 件 平成 24 年度 5 件 ※ 民間都市再生事業の年間平均認定件数を参考に推計。
		② 減収額 (推計) 平成 23 年度 764 百万円 平成 24 年度 1,366 百万円 ※ 認定都市再生事業における割増償却の特例の適用額を参考に推計。
		③ 効果・達成目標の実現状況 <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 23 年度～平成 24 年度)</p> <p>都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、現在までに 65 地域、6,612ha が指定されており、同地域における認定民間都市再生事業（平成 22 年 4 月 1 日現在、35 件を認定済み）を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、アジアの他の主要な国際都市と比較した場合に「交通・アクセス」「文化・交流」「居住」等の面が「弱み」とされている上に、5～10 年後には高い経済成長等を背景に上海や仁川等が台頭し、東京でさえその地位が大きく後退する可能性も指摘されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、日本の経済成長を実現するためには、東京をはじめとした我が国の大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 23 年度～平成 24 年度)</p> <p>民間都市再生事業計画は、平成 22 年 4 月現在 35 件が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率（建築物更新関係）は平成 21 年度までに 37.7%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>今後は、本特例措置を通じて、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）の地域内における優良な民間都市開発事業を推進するとともに国際競争力強化等に資する中核的大都市圏機能の新規立地が促進されることで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 23 年度～平成 24 年度)</p> <p>上海や仁川等のアジア諸都市が成長してきており、5～10 年後には東京の地位さえ大きく後退することが懸念される中、国家戦略として我が国の大都市の国際競争力強化等を推進し、世界に発信可能な拠点整備を行うことは、「新成長戦略」や「国土交通省成長戦略」でも重要な施策として掲げられているところ、本特例措置が新設されなければ、事業者の優良な都市開発事業に対するインセンティブを欠くこととなるので、国として戦略的に指定する特定都市再</p>

			生緊急整備地域(仮称)の地域内における優良な民間都市開発事業を推進することができず、また、中核的大都市圏施設の新規立地が促進されないため、大都市の国際競争力強化等の推進を図ることができない。
			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度) 本特例措置の創設により、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域(仮称)における優良な都市開発事業を推進するとともに国際競争力強化等に資する中核的大都市圏機能の新規立地が促進することができ、ひいては国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成することができるとともに、我が国経済の活性化を図ることができる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。 また、本特例措置は、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域(仮称)の地域内における、優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、大都市の国際競争力強化等の政策目的の達成のための手段としての確かつ必要最小限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と併せて金融支援を行うことを予定しているが、当該金融支援は事業の立ち上げ支援を行うものであり、一方、本特例措置は不動産の取得に係るコストを軽減するとともに、建築物の竣工後の事業に係る初期コストを軽減し、投下資本の早期回収を可能にすることで事業の採算性を高めるものである。これらの支援措置は、ともに当該事業の成立に必要なものであるが、上記のとおり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生促進税制
2	要望の内容	<p>都市再生特別措置法に基づき国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p><認定事業者に係る税制特例> 当該事業により整備される建築物について、5年間5割増償却</p> <p><地区内残留者に係る税制特例> 当該事業の用に供するために土地等を譲渡し、当該事業に係る代替資産を取得する場合、当該土地等の譲渡所得に係る80%課税繰延</p> <p><地区外転出者に係る税制特例> 当該事業の用に供するために土地等を譲渡し、やむを得ない事情により地区外に転出して代替資産を取得する場合、当該土地等の譲渡所得に係る80%課税繰延</p>
3	担当部局	都市・地域整備局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p><認定事業者に係る税制特例> 平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p><地区内残留者・地区外転出者に係る税制特例> 平成15年度 創設 平成18年度 適用期限の5年延長</p>
6	適用又は延長期間	<p><認定事業者に係る税制特例> 2年延長</p> <p><地区内残留者・地区外転出者に係る税制特例> 5年延長</p>
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられている。 「国土交通省成長戦略」(平成22年5月17日)において都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の前倒し延長・拡充が早期の実現を目指すものとして掲げられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(＝都市再生)を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に基づき、国の認定を受けた民間都市開発事業※による経済波及効果 目標値：平成 24 年度 6.8 兆円 ※ 特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画区域内における事業が認定の対象。 都市機能更新率(建築物更新関係) 目標値：平成 25 年度 41% <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市再生の拠点となる都市再生緊急整備地域において、国が、認定事業を対象とした税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることによって、事業者に対するインセンティブが生じるため、都市再生緊急整備地域内における優良な都市開発事業を誘発することができ、上記政策目的の実現に寄与することができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(実績) 割増償却：平成 19 年度 8 件 平成 20 年度 8 件 平成 21 年度 8 件 課税繰延：平成 19 年度～平成 21 年度 0 件 ※ 認定事業者に対する適用状況調査により集計。</p> <p>(推計) 割増償却：平成 22 年度 10 件 平成 23 年度 10 件 平成 24 年度 8 件 課税繰延<地区内残留者>：平成 22 年度～平成 24 年度 1 件/年度 課税繰延<地区外転出者>：平成 22 年度～平成 24 年度 1 件/年度 ※ 適用実績を参考に推計。</p> <p><割増償却(認定事業者)> ○ 本特例措置は、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。実際の適用事例を見ても様々な事業者が本特例措置の適用を受けており、想定外に特定の者に偏っているということはない。</p> <p><課税繰延(従前地権者)> ○ 本特例措置は、都市再生緊急整備地域における都市の再生に資する優良な民間都市開発事業を行うための種地の供給者のコストを低減することによって事業実施の円滑化を図る制度であって、そのような種地の所有者であれば全員に適用の可能性があるため、想定外に特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>(実績) 割増償却：平成 19 年度 4,264 百万円 平成 20 年度 5,376 百万円 平成 21 年度 4,794 百万円 課税繰延：平成 19 年度～平成 21 年度 0 百万円 ※ 認定事業者に対する都市再生促進税制の適用状況調査により集計。</p> <p>(推計)</p>

		<p>割増償却:平成 22 年度 4,274 百万円 平成 23 年度 3,657 百万円 平成 24 年度 2,555 百万円</p> <p>課税繰延<地区内残留者>:平成 22 年度~平成 24 年度 56 百万円/年度 課税繰延<地区外転出者>:平成 22 年度~平成 24 年度 56 百万円/年度</p> <p>※ 都市再生促進税制の適用実績を参考に推計。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度~平成 24 年度)</p> <p>都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできており、これまでも三大都市圏を中心に、35 件(平成 22 年 4 月現在)の民間都市再生事業を認定し、推進してきたところである。</p> <p>しかしながら、金融機関等からの資金調達が依然として困難な状況にあるなど不動産業の経営状況は停滞しており、オフィスビルの老朽化や建築物の着工床面積の減少もみられるなど、我が国の都市再生をめぐる環境は、改善の傾向は見られるものの、引き続き厳しい状況にある。</p> <p>また、「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが、基本方針として掲げられている。</p> <p>このような状況下においては、国が、認定事業を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を引き続き促進し、不動産市場活性化の呼び水とすることが必要不可欠であるので、本特例措置は上記の政策目的の達成に寄与するものと言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度~平成 24 年度)</p> <p>民間都市再生事業計画は、平成 22 年 4 月現在 35 件が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率(建築物更新関係)は平成 21 年度までに 37.7%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>今後も認定建築物が順次整備される予定であり、当該特例も順次適用され、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 19 年度~平成 24 年度)</p> <p>資金流入の減少等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度~平成 24 年度)</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p><認定事業者></p> <p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再</p>

		<p>生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目的の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p><地区内残留者・地区外転出者に係る税制特例></p> <p>土地の譲渡に当たっては、その譲渡に係る所得について課税されることとなるが、上記の政策目的を達成するためには当該譲渡に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。</p> <p>本特例措置は、民間事業者の事業用地の取得の促進及びそれに伴う民間都市開発事業の推進に寄与するものであり、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであるため、上記の政策目的の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p><認定事業者></p> <p>本特例措置と併せて金融支援を行うこととしているが、当該金融支援は事業の立ち上げ支援を行うものであり、一方、本特例措置は不動産の取得に係るコストを軽減するとともに、建築物の竣工後の事業に係る初期コストを軽減し、投下資本の早期回収を可能にすることで事業の採算性を高めるものである。これらの支援措置は、ともに当該事業の成立に必要なものであるが、上記のとおり、明確な役割分担がなされている。</p> <p><地区内残留者・地区外転出者></p> <p>本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	まち再生促進税制	
2	要望の内容	<p>都市再生特別措置法第 63 条に基づき国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業に係る以下の特例措置について、事業区域が認定中心市街地の区域内等にある場合は、事業区域の面積を 0.5 ヘクタール以上とする要件を廃止することとした上で、適用期限を 2 年間延長する。</p> <p><認定整備事業者に係る税制特例> 当該事業により整備される建築物について、5 年間 5 割増償却</p> <p><地区内残留者に係る税制特例> 当該事業の用に供するために土地等を譲渡し、当該事業に係る代替資産を取得する場合、当該土地等の譲渡所得に係る 80%課税繰延</p> <p><地区外転出者に係る税制特例> 当該事業の用に供するために土地等を譲渡し、やむを得ない事情により地区外に転出して代替資産を取得する場合、当該土地等の譲渡所得に係る 80%課税繰延</p>	
3	担当部局	都市・地域整備局まちづくり推進課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p><認定整備事業者に係る税制特例> 平成 17 年度 創設 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p><地区内残留者・地区外転出者に係る税制特例> 平成 17 年度 創設 平成 18 年度 適用期限の 5 年延長</p>	
6	適用又は延長期間	<p><認定整備事業者に係る税制特例> 2 年延長</p> <p><地区内残留者・地区外転出者に係る税制特例> 5 年延長</p>	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国における民間投資を促進する全国都市再生を推進し、地域活性化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「国土交通省成長戦略」(平成 22 年 5 月 17 日)において、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)の前倒し延長・拡充が早期の実現を目指すものとして掲げられている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 全国都市再生に資する民間プロジェクトの立ち上がりを推進することにより、地域活性化を図る。。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に基づき、国の認定を受けた民間都市開発事業※による経済波及効果 目標値：平成 24 年度 6.8 兆円 ※ 特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画区域内における事業が認定の対象。 都市機能更新率（建築物更新関係） 目標値：平成 25 年度 41% <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>市町村が定める都市再生整備計画の区域内における優良な民間都市開発事業について、引き続き重点的な支援を行うことにより、事業者に対するインセンティブが生じるため、地方都市等の不動産市場活性化の呼び水とすることができ、上記政策目的の実現に寄与することができる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>(実績)</p> <p>割増償却：平成 19 年度 0 件、平成 20 年度 0 件、平成 21 年度 1 件 課税繰延：平成 19 年度～平成 21 年度 0 件 ※ 認定事業者に対する税制適用状況調査により集計。</p> <p>(推計)</p> <p>割増償却：平成 22 年度 2 件 平成 23 年度 4 件 平成 24 年度 6 件 課税繰延＜地区内残留者＞：平成 22 年度～平成 24 年度 1 件/年度 課税繰延＜地区外転出者＞：平成 22 年度～平成 24 年度 1 件/年度 ※ 適用実績を参考に推計。</p> <p><割増償却(認定事業者)></p> <p>○ 本特例措置は、市町村が定める都市再生整備計画の区域内における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであり、想定外に特定の者に偏ることはない。</p> <p><課税繰延(従前地権者)></p> <p>○ 本特例措置は、市町村が定める都市再生整備計画の区域内における都市の再生に資する優良な民間都市開発事業を行うための種地の供給者のコストを低減することによって事業実施の円滑化を図る制度であって、そのような種地の所有者であれば全員に適用の可能性があるため、想定外に特定の者に偏ることはない。</p>
	② 減収額	<p>(実績)</p> <p>割増償却：平成 19 年度 0 百万円、平成 20 年度 0 百万円、 平成 21 年度 102 百万円 課税繰延：平成 19 年度～平成 21 年度 0 百万円 ※ 認定整備事業者に対するまち再生促進税制の適用状況調査により集計。</p> <p>(推計)</p> <p>割増償却：平成 22 年度 307 百万円 平成 23 年度 447 百万円 平成 24 年度 595 百万円 課税繰延＜地区内残留者＞：平成 22 年度～平成 24 年度 4 百万円/年度 課税繰延＜地区外転出者＞：平成 22 年度～平成 24 年度 4 百万円/年度 ※ まち再生促進税制の適用実績を参考に推計。</p>

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 24 年度)</p> <p>地域活性化のためのまちづくりについては、平成 17 年度に、市町村が作成する都市再生整備計画の区域内において都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行される民間都市再生整備事業に係る税制上の特例が創設されるなど、官民一体となった取組が推進されているところである。</p> <p>地方都市における民間プロジェクトの採算性は引き続き厳しい状況である上、リーマンショック以降の不動産における景気後退は、改善しつつあるものの依然として深刻であり、建築物の着工床面積の減少もみられるなど、全国都市再生の推進については様々な課題が山積しており、引き続き、本特例措置により、地方都市等の不動産市場活性化の呼び水としていくことが必要不可欠であるので、本特例措置は上記の政策目的の達成に寄与するものと言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 24 年度)</p> <p>民間都市再生整備事業計画は、平成 22 年 4 月末現在 23 件が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率(建築物更新関係)は平成 21 年度までに 37.7%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>今後も認定建築物が順次整備される予定であり、当該特例も順次適用され、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 24 年度)</p> <p>公共投資の縮減等により地方経済全体が収縮するとともに、リーマンショック以降の景気後退が依然として深刻であるなど、地方における民間プロジェクトの採算性は引き続き厳しい状況に置かれている中、優良な民間都市開発事業の支援を行う本措置が延長されなければ、全国における地域活性化を図ることができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 24 年度)</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、市町村が定める都市再生整備計画の区域内における優良な民間都市開発事業を誘発し、地方都市等の不動産市場活性化の呼び水とすることができ、地域の活性化を図ることができる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p><認定事業者></p> <p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、市町村が定める都市再生整備計画の区域内における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、全国都市再生の推進による地域経済の活性化という政策目的の達成のための的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p><地区内残留者・地区外転出者></p> <p>土地の譲渡に当たっては、その譲渡に係る所得について課税されることとなるが、前述した政策目的を達成するためには当該譲渡に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。</p> <p>本特例措置は、民間事業者の事業用地の取得の促進及びそれに伴う民間都市開発事業を推進するため、市町村が定める都市再生整備計画の区域内における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最小限の措置である。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p><認定整備事業者> 本特例措置と併せて金融支援を行うこととしているが、当該金融支援は事業の立ち上げ支援を行うものであり、一方、本特例措置は不動産の取得に係るコストを軽減するとともに、建築物の竣工後の事業に係る初期コストを軽減し、投下資本の早期回収を可能にすることで事業の採算性を高めるものである。これらの支援措置は、ともに当該事業の成立に必要なものであるが、上記のとおり、明確な役割分担がなされている。</p> <p><地区内残留者・地区外転出者> 本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>—</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>	
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市の再生を図るための新たな金融支援に関連する特例措置
2	要望の内容	<p>都市再生特別措置法に基づき国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業について、新たに創設する金融支援(特定目的会社(以下「TMK」という。))に対する貸付け)に関する以下の特例措置を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該TMKの利益について損金算入し法人税を非課税とする措置 <p>※ 本特例措置は、金融支援を受けて TMK が行う事業に係る利益が投資家に届くまでに、法人税、配当課税という二重の課税によって目減りすることを防ぐため、TMK の利益を損金算入することで法人税を非課税とし、二重課税を回避するもの。</p>
3	担当部局	都市・地域整備局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図るとともに、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」においては、「早期実施事項(2010年度に実施する事項)」として「民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等(法案提出)」とされている。 「国土交通省成長戦略」(平成22年5月17日)においては、「開発が長期にわたる優良プロジェクトについて、民間金融機関の長期融資が付かない現状を踏まえ、特に調達が困難なミドルリスク資金供給の円滑化など安定的な金利で長期に資金調達ができる方策を検討する。」とされている。また、「各地域の都市・まちにおいては、財政制約が厳しい中、公共事業依存から脱却し、自発的・自立的に地域の個性と強みを活かして地域のポテンシャルを活性化させていく必要がある。」としている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進するに包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市の再生が特に必要な地域において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図るとともに、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間都市開発の誘発係数 目標値 : 16倍(平成19年から平成23年までの5ヶ年平均) 平成21年度末 : 12.8倍(平成19年から平成21年までの実績)</p>

			<p>※ 民間都市開発の誘発係数とは、民間都市開発に関し、民間都市開発推進機構が関わることにより、公共施設整備を伴う優良な都市開発が誘発された係数 (民間都市開発推進機構が関わった案件の総事業費 / 当該案件の国費投入額)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該特例措置により民間都市開発推進機構から貸付を受けて都市開発を行うTMKの利益に対する二重課税を回避することが可能になることで、TMKに対する金融支援(貸付け)が有効な金融手段となり、その金融支援によって当該指標を上昇させることを通じて、必要最小限の財政支出により複数の優良な民間都市開発プロジェクトが実施されることになるため、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上が促進される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(推計) 平成 23 年度 0 件 平成 24 年度 2 件 平成 25 年度 4 件 ※ 金融支援に対する相談件数を参考に算出。</p>
		② 減収額	<p>(推計) 平成 23 年度 ~ 平成 25 年度 0 万円 ※ 本特例措置は、民間都市開発機構からの貸付けを有効にすることを目的としており、新たな減収が発生するものではない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度~平成 25 年度) 金融機関等からの資金調達が依然として困難な状況にあるなど、不動産業の経営状況は停滞しており、我が国の都市再生をめぐる環境は、改善の傾向は見られるものの、引き続き厳しい状況にある。 このような状況下においては、国が金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、都市の再生が特に必要な地域(都市再生特別措置法における特定都市再生緊急整備地域(仮称)、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域)における民間都市開発を促進し、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図る必要があり、本特例措置は当該金融支援を有効に行う上で必要不可欠であるので、上記の政策目的の達成に寄与するものと言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度~平成 25 年度) 本特例措置により都市開発を行うTMKに対する金融支援(貸付け)が有効な金融手段となることから、民間都市開発が一層促進され、優良な都市開発が誘発されていくことになるため、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度~平成 25 年度) 本特例措置が講じられないことにより、貸付けに関し民間都市開発推進機構を通じた支援のインセンティブがなくなり、その限りにおいて優良な都市開発プロジェクトが支援されなくなることや、都市開発事業そのものは実施されたとしても、都市の機能の高度化や都市の居住環境の向上が図られるような施設についての支援が行われず、結果としてこれらの施設の整備が行われないことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度~平成 27 年度) 本特例措置により、民間都市開発推進機構から貸付を受けて都市開発を行うTMKの利益に対する二重課税を回避することが可能になることで、TMKに対する金融支援(貸付け)が有効な金融手段となることから、安定的な金利で長期に資金調達が可能となり、一層都市開発事業が促進され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上が図られる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、特定都市再生緊急整備地域等の政策的な地域における優良な都市開発事業に限って行われるものであり、金融支援措置に付随して実施されるものであるため、都市の再生を図るといふ政策目的の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置は、金融支援措置(貸付け)に付随して実施されるものであるが、当該金融支援措置は事業立ち上げ支援を行うためのものであり、一方、本特例措置は事業継続に当たっての利益配分の円滑化を意図して行われるものであるため、これらの措置は明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置
2	要望の内容	<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和 62 年法律第 62 号)により国土交通大臣の認定を受けた事業用地適正化計画(認定計画)に定められた事業用地の区域内に存する隣接土地又は当該隣接土地上の権利と、当該認定計画に係る認定事業者の有する土地建物等で区域外にあるものとの交換等をした場合の課税の特例措置として、100%課税の繰延が認められているところである。</p> <p>本特例の適用対象区域を、都市再生特別措置法に基づき指定された都市再生緊急整備地域に限定することとした上で、適用期限を 2 年間延長する。</p>
3	担当部局	都市・地域整備局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 11 年度 創設</p> <p>平成 14 年度 適用期限の 3 年延長</p> <p>平成 17 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 18 年度 計画の対象に中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣が認定した基本計画の区域を追加</p> <p>平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 適用要件から三大都市圏の既成市街地等を除外</p> <p>平成 21 年度 適用期限の 2 年延長</p>
6	適用又は延長期間	2 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 1 条において、「情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(以下「都市の再生」という。)を図る」とされている。</p> <p>また、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和 62 年法律第 62 号)第 1 条において、「良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与する」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進するに包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化を進めることで、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>都市機能更新率(建築物更新関係)</p> <p>目標値:平成 25 年度 41.0%</p>																								
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国が認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講じることによって、都市の再構築を図る民間都市開発事業を誘発することができ、上記政策目的の実現に寄与することができる。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	<p>(実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 11 年度</td><td>2 件</td> <td>平成 12 年度</td><td>3 件</td> <td>平成 13 年度</td><td>4 件</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年度</td><td>4 件</td> <td>平成 15 年度</td><td>1 件</td> <td>平成 16 年度</td><td>1 件</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td><td>0 件</td> <td>平成 18 年度</td><td>0 件</td> <td>平成 19 年度</td><td>0 件</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td><td>1 件</td> <td>平成 21 年度</td><td>0 件</td> <td>合計</td><td>16 件</td> </tr> </table> <p>※ 事業用地適正化計画認定実績から集計。</p> <p>(推計)</p> <p>平成 22 年度～平成 24 年度 1 件/年度</p> <p>※ 事業用地適正化計画の認定実績から推計。</p>	平成 11 年度	2 件	平成 12 年度	3 件	平成 13 年度	4 件	平成 14 年度	4 件	平成 15 年度	1 件	平成 16 年度	1 件	平成 17 年度	0 件	平成 18 年度	0 件	平成 19 年度	0 件	平成 20 年度	1 件	平成 21 年度	0 件	合計	16 件
平成 11 年度	2 件	平成 12 年度	3 件	平成 13 年度	4 件																						
平成 14 年度	4 件	平成 15 年度	1 件	平成 16 年度	1 件																						
平成 17 年度	0 件	平成 18 年度	0 件	平成 19 年度	0 件																						
平成 20 年度	1 件	平成 21 年度	0 件	合計	16 件																						
		② 減収額	<p>(実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 11 年度</td><td>43 百万円</td> <td>平成 12 年度</td><td>25 百万円</td> <td>平成 13 年度</td><td>102 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年度</td><td>10 百万円</td> <td>平成 15 年度</td><td>8 百万円</td> <td>平成 16 年度</td><td>4 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td><td>0 百万円</td> <td>平成 18 年度</td><td>0 百万円</td> <td>平成 19 年度</td><td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td><td>11 百万円</td> <td>平成 21 年度</td><td>0 百万円</td> <td>合計</td><td>203 百万円</td> </tr> </table> <p>※ 事業用地適正化計画の認定実績から推計。</p> <p>(推計)</p> <p>平成 22 年度 25 百万円</p> <p>平成 23 年度～平成 24 年度 31 百万円/年度</p> <p>※ 事業用地適正化計画認定実績から推計。但し、平成 22 年度は全国の平均地価、平成 23 年・平成 24 年は三大都市圏の平均地価を基に算出。</p> <p>○ 本特例措置は、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域の地域内における優良な民間都市開発事業を推進するために、当該事業の事業用地となる土地の交換等による集約・整形化を促進する制度であり、当該土地の所有者や当該事業を施行しようとする能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであるため、想定外に特定の者に偏っていることはない。</p>	平成 11 年度	43 百万円	平成 12 年度	25 百万円	平成 13 年度	102 百万円	平成 14 年度	10 百万円	平成 15 年度	8 百万円	平成 16 年度	4 百万円	平成 17 年度	0 百万円	平成 18 年度	0 百万円	平成 19 年度	0 百万円	平成 20 年度	11 百万円	平成 21 年度	0 百万円	合計	203 百万円
平成 11 年度	43 百万円	平成 12 年度	25 百万円	平成 13 年度	102 百万円																						
平成 14 年度	10 百万円	平成 15 年度	8 百万円	平成 16 年度	4 百万円																						
平成 17 年度	0 百万円	平成 18 年度	0 百万円	平成 19 年度	0 百万円																						
平成 20 年度	11 百万円	平成 21 年度	0 百万円	合計	203 百万円																						
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 24 年)</p> <p>資金流入の減少等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市の再構築を図る民間都市開発事業を推進することを通じて我が国の活力の源泉である都市の活性化を図っていくことは、今日的な政策として合理的であるので、本税制特例により引き続き都市の再構築を図る民間都市開発事業を推進していくことが不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 24 年)</p> <p>本特例措置の適用などにより、都市機能更新率(建築物更新関係)は、平成 21 年度までに 37.7%となっているなど、順調に推移しているが、引き続き本特例措置を活用すること等により、都市の再構築等を通じた都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上の実現を図っていく必要がある。</p>																								

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～平成24年)</p> <p>優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化が進まず、その結果、都市の活性化が促進されない。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成24年)</p> <p>本特例措置により、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化が進み、都市の再構築等を通じた都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上が図られ、都市が活性化する。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>土地の譲渡に当たっては、その譲渡に係る所得について課税されることとなるが、都市再生のための事業用地の集約・整形化の促進という政策目的を達成するためには、当該譲渡に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。</p> <p>また、本特例措置は、事業用地となる土地の交換等による集約・整形化を促進し、都市の再構築を図るため、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域の地域における民間都市開発事業に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための確かつ必要最小限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	まちづくりを担う法人に対する支援税制
2	要望の内容	まちづくりを担う法人(都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人を想定。)に対して寄付金の拠出を行った法人について、当該寄付金を法人税法第37条の別枠損金算入の対象とする特例措置を創設する。
3	担当部局	都市・地域整備局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 まちづくりを担う法人による地域の特色を活かしたまちづくり活動を推進することによって、当該地域における自立したまちづくりの実現を図る。 《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においては、これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならないとされている。 「新しい公共」円卓会議や政府税調・市民公益税制PTにおいても、「新しい公共」の基盤を支える制度整備について、税額控除の導入等の税制改革を速やかに進めることが期待されている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置により、まちづくりを担う法人に対する寄付金の拠出を促進することにより、これらの法人の活用を進めることで、地域の特色を活かしたまちづくり活動を推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市再生整備推進法人の数 目標値: 平成25年度 47法人 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、まちづくりを担う法人として想定される都市再生整備推進法人に対する寄付が促され、都市再生整備推進法人の活用が進み、上記政策目的の実現に寄与することができる。
8	有効性等	① 適用数等 (推計) 平成23年度 24法人、平成24年度 49法人、平成25年度 73法人 ※ まちづくり団体に対するアンケート調査の結果を参考に推計。
		② 減収額 (推計) 平成23年度 2百万円、平成24年度 3百万円、平成25年度 4百万円 ※ まちづくり団体に対するアンケート調査の結果を参考に推計。

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度) これまでの地域づくりは、地方公共団体が主体となって行われ、まちづくりのための計画等の策定段階においても地域の多様な主体の参画が不十分であった。 こうした状況を踏まえ、まちづくりを担う法人に対する寄付金の拠出を促し、その活動を支援することによって、地域の特色を活かした、自立したまちづくりを実現していくことが必要であり、本特例措置は上記の政策目的の達成に寄与するものと言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度) 平成19年の都市再生特別措置法改正により、地域の活性化を図る観点から、まちづくりの担い手の裾野を拡大し、NPO等多様な主体が参画する官民連携の取組を推進するため、都市再生整備推進法人制度や市町村都市再生整備協議会制度を創設したところであるが、現在これらの制度の活用は進んでいない状況にある。 本特例措置により、まちづくりを担う法人として想定される都市再生整備推進法人に対する寄付が促され、都市再生整備推進法人制度の活用が進むものと見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度) 地方公共団体が主体となって行われ、まちづくりのための計画等の策定段階においても地域の多様な主体の参画が不十分である状況の中、地域の特色を活かしたまちづくりが必要不可欠であるにもかかわらず、まちづくりを担う法人への寄付金について本特例措置が創設されなければ、まちづくりを担う法人が活用されず、地域の特色を活かした自立したまちづくりを実現することができない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度) 本特例措置により、市町村が指定する都市再生整備推進法人の活用が促進され、当該法人による地域の特色を活かしたまちづくり活動が推進され、当該地域における自立したまちづくりの実現が図られる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>寄付金については、原則として法人税の課税対象となるが、地域における自立したまちづくりの実現を図るといふ政策目的を達成するためには、当該寄付金に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。 本特例措置は、まちづくりを担う法人に寄付を行う者に限って、当該寄付金を寄付金控除の対象とするものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。</p> <p>—</p>
10	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギーの共同利用のための設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除	
2	要望の内容	エネルギーの共同利用に資する対象設備を取得し、一年以内に事業の用に供した場合、当該事業年度において、その取得価額の 30%に相当する額の特別償却(中小企業者は、取得価額の 7%の税額控除との選択が可能)を認める措置の新設。	
3	担当部局	都市・地域整備局 市街地整備課	
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	5 年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本の都市を、温室効果ガスの排出が少ない「緑の都市」としていくため、中長期的な環境基準の在り方を明らかにしていくとともに、都市計画の在り方や都市再生・再開発の在り方を環境・低炭素化の観点から抜本的に見直す。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」として位置づけられている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3 地球環境の保全</p> <p>施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>に包含。</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の国際的な約束として掲げられた温室効果ガス削減目標を達成するため、土地の高度利用とエネルギーの共同利用を一体的に解決し、低炭素都市の形成を促進する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>エネルギーの共同利用を促進する区域において新たに敷設される導管の距離を、平成 27 年度を目途に 5km 延長することを目標とする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>都市の低炭素化を促進するためには、都市におけるエネルギー利用の効率化を図ることが必要であるが、本措置によって、設備投資の負担が軽減され、一定の区域内においてエネルギーの面的な利用が進むことで、効率的なエネルギーの利用が実現することとなり、温室効果ガスの排出削減という政策目的の達成に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	本措置は都市機能が集積し土地が高度利用されている一定のエリアにおいて、エネルギーの共同利用を図るための制度であり、その適用区域は熱供給事業の実施区域と大きく異なるものではないと想定されるため、熱供給事業の新規地区数と同程度に、平成23年度～平成27年度において、各年度1地区の適用を見込んでいる。
		② 減収額	平成23年度～平成27年度:133百万円/年(見込み) 算定根拠:設備価額の合計×特別償却率×法人税率
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成27年度)</p> <p>都市の低炭素化については、これまで市街地開発事業を契機に環境性にすぐれた地域冷暖房等の導入が進められてきたところであり、エネルギーの共同利用への関心は高いが必ずしも十分に普及していない。現状、温室効果ガスの排出削減については、京都議定書に掲げられた目標を大きく下回っており、エネルギーの共同利用の促進により低炭素都市の形成を推進し、温室効果ガスの排出削減を一層進めていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成27年度)</p> <p>本措置は、エネルギーの供給プラントや個々の建築物への供給導管といったエネルギーの共同利用の実現において不可欠な資産への設備投資の負担を軽減するものであり、都市機能が集積しエネルギー消費が密集するエリア内におけるエネルギーの共同利用が促進され、温室効果ガスの排出削減に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成27年度)</p> <p>エネルギーの共同利用については、設備投資額が大きいことから、その負担の軽減を目的とする本措置が新設されない場合、建築物の更新等を契機とした地域におけるエネルギーの共同利用による低炭素都市の形成が促進されず、温室効果ガスの排出削減がなされないこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成27年度)</p> <p>エネルギーの共同利用の典型である地域冷暖房は、個別熱源方式でのエネルギー消費に比べ、平均して約1割の効率改善を生み出すなど、地球温暖化対策に大きく寄与するものであり、長期的広域的な都市づくりの観点から、都市機能の更新に合わせて、広範なエリアにおけるエネルギーの効率的な利用を誘導し、政府の国際的約束を実現していくために、本措置のような支援策を適切に講じていく必要がある。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、区域を限定した上で、一定期間継続して利用されるものに限って税制特例の対象とするものであることから、エネルギーの共同利用を促進するための必要最小限の措置といえる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置は、多額の設備投資が必要となるエネルギーの共同利用の促進にあたって、その制約となっている開業初期のキャッシュフローの改善を通じて、事業の立ち上がりを支援するものであり、同様の目的に資する支援措置は他にない。なお、都市計画手法の活用等がエネルギー事業者の採算性へ間接的に寄与する場合はあるものの、面整備と連携した場合に限定されていることから、明確な役割分担がなされているといえる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置
2	要望の内容	既成市街地等内の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例(繰延割合 80%)の適用期限(平成 23 年 3 月 31 日)を 5 年間延長する。
3	担当部局	都市・地域整備局 市街地整備課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 44 年新規、昭和 50、55、60、平成 2、3、8、13、18 年度適用期限の延長(平成 2 年は 1 年延長、その他は 5 年延長) 平成 10 年対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加
6	適用又は延長期間	5 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与する</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標26 都市再生・地域再生等を推進するに包含。</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置づけられたいわゆる 2 号地区及び 2 項地区等の区域)における宅地面積のうち、4 階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成 27 年度に 42.6%(暫定値)とすることを目標とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより民間事業者等の早期の保留床取得が促され、もって市街地再開発事業が推進されることで都市再生の実現に寄与するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 20 年度:0 件、平成 21 年度:0 件、平成 22 年度:1 件となっている。本措置の適用対象となる買換資産は、事業の用に供されるものに限定されており、再開発事業における保留床のうちの一部であることから、適用数が想定外に僅少とはいえない。</p> <p>平成 23 年度から平成 27 年度においては、過年度とおおむね同程度の市街地再開発事業の実施が見込まれているため、各年度 1 地区の適用件数があると想定する。なお、本措置は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>過年度の減収額は、平成 20 年度:0 百万円、平成 21 年度:0 百万円、平成 22 年度:27 百万円であった。</p> <p>平成 23 年度から平成 27 年度においては、各年度あたり 27 百万円を見込んでいる。</p> <p>算定根拠:一件あたりの繰延額×法人税率×件数</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 27 年度)</p> <p>特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約 34,600ha が指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業を推進することで政策目的の実現を図る必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 27 年度)</p> <p>平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 21 年度には 37.7%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 27 年度に 42.6%(暫定値)とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 27 年度)</p> <p>本措置は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されるものであることから、本措置が延長されないことで、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすことになる。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成27年度)</p> <p>本措置は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し特に効果的な手法である市街地再開発事業において、その事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるもので、民間事業者等による早期の保留床取得が促される。これにより、現在事業中の全国約160の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、保留床を取得する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、本措置の他に、従前権利者の権利保護に資する各種の税制や公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定民間再開発事業の建築物等における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	
2	要望の内容	特定民間再開発事業により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の事業用資産の買換特例(繰延割合 80%)の適用期限(平成 23 年 3 月 31 日)を 5 年間延長する。	
3	担当部局	都市・地域整備局 市街地整備課	
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 59 年新規、昭和 60 年、平成 2 年、3 年、8 年、13 年適用期限の延長(平成 2 年は 1 年延長、その他は 5 年延長) 平成 3 年適用買換資産の追加、平成 10 年、15 年、17 年適用対象区域の拡大	
6	適用又は延長期間	5 年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、都市再生を実現する。 《政策目的の根拠》 「都市再生基本方針」(平成 14 年 7 月 19 日閣議決定)において、都市再生における民間活力の活用が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生等を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間の活力を有効に活用し、市街地の土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置づけられたいわゆる 2 号地区及び 2 項地区等の区域)における宅地面積のうち、4 階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成 27 年度に 42.6%(暫定値)とすることを目標とする。

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、現状の土地建物を譲渡し、事業により新たに建築される資産を取得する場合等において、従前権利者に課税の繰延を認めることで建替資金や買換資金の調達を容易にするものであり、これにより従前権利者の特定民間再開発事業への参画が促され、もって都市再生の実現に寄与するものである。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 20 年度:2 地区 20 件、平成 21 年度:0 件、平成 22 年度:1 地区(見込)である。本措置の適用対象となる事業は、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における優良な民間開発事業に限定されていることから、適用数が想定外に僅少とはいえない。</p> <p>平成 23 年度から平成 27 年度においては、過年度とおおむね同程度の特定民間再開発事業の実施が見込まれているため、各年度 1 地区の適用件数があると想定する。なお、本措置は、特定民間再開発事業の事業区域における従前地権者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>過年度の減収額は、平成 20 年度:104 百万円、平成 21 年度:0 百万円、平成 22 年度:52 百万円(見込)であった。</p> <p>平成 23 年度から平成 27 年度においては、各年度あたり 52 百万円の減収を見込んでいる。</p> <p>算定根拠:一件あたりの繰延額×法人税率×件数</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 27 年度)</p> <p>特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約 34,600ha が指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き特定民間再開発事業を推進することで政策目的の実現を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 27 年度)</p> <p>平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 21 年度には 37.7%に上昇しており、本措置等によって特定民間再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 27 年度に 42.6%(暫定値)とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 27 年度)</p> <p>本措置は、民間による任意の再開発の実施にあたっての税制上の有効な選択肢となっており、また特定民間再開発事業に対して他の支援措置が存在しないことから、本措置が延長されないことで、特定民間再開発事業の実施地区が減少し、民間の活力を活用した都市再生の実現に支障をきたすことになる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成27年度)</p> <p>本措置は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し有効な手法である特定民間再開発事業の推進に寄与している。同様の政策目的に資する事業手法として、市街地再開発事業があるが、同事業はその制度上、施行される地区が限定的であり、より広範な既成市街地の更新にあたっては、法定と任意の事業を組み合わせる行うことが効果的である。都市機能の更新が必要な市街地は、現在なお多数存在しており、その政策的意義は依然として高いといえ、また、国・地方自治体の財政について抜本的な見直しが行われている中においては、民間事業者が持つ資金やノウハウを引き出し、各都市の実情に応じた再開発事業を早期に促進していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特定民間再開発事業における従前権利者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であるため、税制上の特例措置によることが相当である。なお、特定民間再開発事業は税制上の支援措置であり、直接的に関連する補助金等は存在しない。また、要件に該当するものとして知事の認定を受けた事業における従前権利者に一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本措置は、複数地権者の共同化を目的とする民間の任意事業を支援することで、既存市街地の改善という政策目的の実現を図るものであり、都市再開発法に基づく市街地再開発事業への支援措置や、共同化を目的としないその他の買換特例等の政策手段とは明確な役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度
2	要望の内容	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者(権利床取得者、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。)に対する割増償却(5年間10%割増)の適用期限(平成23年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	都市・地域整備局 市街地整備課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設 昭和62、平成元、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21年度 延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与する</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標26 都市再生・地域再生等を推進するに包含。</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置づけられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち、4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成24年度に40.2%(暫定値)とすることを目標とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより民間事業者等の早期の保留床取得が促され、もって市街地再開発事業が推進されることで都市再生の実現に寄与するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 19 年度：81 件、平成 20 年度：55 件、平成 21 年度：152 件となっている。</p> <p>平成 22 年度から平成 24 年度においては、各年度 96 件程度の適用を見込んでいる。また、本措置は、商業・業務用途等の保留床を取得する民間事業者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>過年度の減収額は、平成 19 年度：54 百万円、平成 20 年度：39 百万円、平成 21 年度：39 百万円であった。</p> <p>平成 22 年度から平成 24 年度においては、各年度あたり約 44 百万円の減収を見込んでいる。</p> <p>算定根拠：年あたりの割増償却額の合計 × 法人税率</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 19 年度～平成 24 年度)</p> <p>特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約 34,600ha が指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業を推進することで政策目的の実現を図る必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 19 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 21 年度には 37.7%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 24 年度に 40.2% (暫定値) とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 19 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置は、商業・業務用途等の保留床を取得する民間事業者全般に利用されるものであることから、本措置が延長されないことで、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすことになる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 19 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し特に効果的な手法である市街地再開発事業において、その事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるもので、民間事業者等による早期の保留床取得が促される。これにより、現在事業中の全国約 160 の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、保留床を取得する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、本措置の他に、従前権利者の権利保護に資する各種の税制や公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度
2	要望の内容	<p>離島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2年間延長する。</p> <p>延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100</p> <p>拡充：・対象業種に情報サービス業等を追加 (情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附属サービス業、コールセンター)</p> <p>・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 (現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ)</p>
3	担当部局	都市・地域整備局 離島振興課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価額要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ)</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>離島の振興は、離島振興法において、基礎条件の改善や産業振興等がその目的とされている他、海洋基本法においても、離島の保全が位置づけられ、海洋基本計画においては「地域における創意工夫をいかした定住・雇用促進等の施策を推進する必要がある。」と規定されている。一方で、離島は、定住人口の減少や高齢化の進行が著しく、離島の基幹産業である公共事業、農林水産業は低迷し、産業再生や雇用の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、離島において、地域の特性を生かした産業の育成を図り、地域の雇用創出を図ることを政策目的とする。</p> <p>具体的な達成目標等については、③を参照。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>離島振興法(昭和28年法第72号)第19条「租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする」</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 41 離島等の振興を図る
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>当該措置(離島振興対策実施地域の製造業、農林水産販売業、旅館業及び情報サービス業等の特別償却)等を実現した結果、多くの雇用につながることで、離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>離島振興対策実施地域の人口 H16:452 千人→H23 目標値:402 千人 (H24 目標値:395 千人)※</p> <p>※()は、H23 目標値と同様の考え方で H24 目標値を推定した場合の値</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>当該措置は、離島振興に必要な離島振興対策実施地域の製造業、農林水産販売業、旅館業及び情報サービス業等を対象としている。</p> <p>特別償却の実施により、多くの雇用創出や産業の育成を図ることが可能となり、離島の活力を取り戻し離島住民の生活の安定化が図られ、もって離島振興対策実施地域の人口の減少を抑えることに寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>当該措置は、離島振興に必要な、離島地域全体の製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等を対象としているものであり、特定の者に偏っているものではない。</p> <p>離島地域は、そもそも海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域の中でもさらに不利な状況下であることに加え、一昨年来の原油価格高騰の影響を直接的に大きく受け、特に新たな投資をする者は少ない状況である。以上の状況下にあつて、もともと離島地域は事業者自体が少なく企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、僅少なながらも着実な実績がある。</p> <p>さらに、H23 要望においては、人件費、土地等の費用が比較的安価である離島において今後も伸びが期待できる情報サービス業等を対象業種として新たに拡充要望することとしており、今後さらなる実績が見込めるのではないかと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">適用件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H19 1件 ・H20 1件 ・H21 2件 ・H22 5件 ・H23 5件 ・H24 5件 <p>※ H19～H21は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果、H22～H24は過去の適用実績を関係都道府県より聞き取った結果からの推計値である。</p>

	② 減収額	<p style="text-align: center;">減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H19 1百万円 ・H20 4百万円 ・H21 19百万円 ・H22 18百万円 ・H23 15百万円 ・H24 16百万円 <p>※ H19～H21は、関係都道県から過去の設備投資額の適用実績を聞き取り、以下の計算式で計算した値。H22～H24は、関係都道県から、一般の延長及び拡充内容に該当するであろう過去の設備投資額を聞き取り、以下の計算式で推算した値</p> <p>計算式:建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H16～H24)</p> <p>離島地域は、海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域と比較して条件が不利な中でも、これまで民間投資等による各種産業の再生や雇用の創出が行われている他、離島の特性を活かした取組により、都市との交流が盛んに行われている(交流人口の増加)。また、離島における地方公共団体の財政力も回復の兆しを見せている(財政力指数の増加)。</p> <p>しかしながら、離島地域は、高齢者の割合が増加していることに加え、経済の長引く低迷や近年の燃油高騰などにより、産業をとりまく状況が依然厳しく、停滞している状況にある(高齢者比率の増加、一人当たり平均課税所得の減少)。</p> <p>以上のように、全体としては、離島の産業をとりまく環境は依然として厳しい状況にあることから、離島振興法の趣旨を踏まえ、今後も引き続き離島地域の活性化や地域の特性を生かした産業の育成を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流人口(観光客数) 10,274千人(H16) → 10,429千人(H18) ・財政力指数※ 0.20(H16) → 0.25(H20) ・高齢者比率 29.4%(H12) → 32.8%(H17) ・一人当たり平均課税所得※ 3,001千円(H16)→2,715千円(H19) (伸び率 全国 0.98 離島 0.94) <p>※ すべての地域が離島である市町村について算出</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H16～H24)</p> <p>これまでの当該措置等により、当初離島振興対策実施地域の人口をH19時点で430千人に抑制するとしていたところ、結果として436千人に抑制できた。以上のように、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>こうした状況から、当該措置等により、今後も、離島地域の人口減少の歯止めを寄与するものと考えられる。</p> <p>離島振興対策地域の総人口※</p> <p>H16 実績値:452千人 → H19 実績値:436千人 (H19 目標値:430千人)</p> <p>※()は、H23 目標値と同様の考え方で推定した場合の値</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H16~H24)</p> <p>当該措置が拡充・延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、人口は従来にも増して減少していく傾向になるものと想定される。</p> <p>当該措置がなされていない平成元年~平成5年の平均人口減少率が平成16年度以降続いたと仮定した場合、人口は目標値を相当下回ると想定される。</p> <p>・H16 実績値:452千人→H24 想定値 378千人 (H24 目標値:395千人)</p> <p>※()は、H23 目標値と同様の考え方で推定した場合の値</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H16~H24)</p> <p>特別償却を適用した企業によると、設備投資に当たって、初期投資初年度の税金が優遇されることにより安心して設備投資ができた、雇用創出が図られたなどのメリットがあったと聞いており、継続して適用している企業も存在することから、ニーズは高く有効な特例措置であると考えられる</p> <p>また、特に今回の拡充要求のうち情報サービス業等については、コールセンターをはじめとして、多くの雇用が発生すると見込まれ、地域の雇用や産業に与える影響は大きく、離島においても、そのニーズは高く、拡充の効果は大きいと考えられる。</p> <p>よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域の中でもさらに不利な状況下の離島において、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を喚起することが必要であることから、これを実現する施策として、当該税制措置が妥当なものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置として公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、雇用を創出し、直接民間需要を喚起する本特例措置との明確な役割分担はなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度
2	要望の内容	<p>・奄美群島における、製造業、農林水産物販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100）及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、建物等 6/100）について適用期間を2年間延長。</p> <p>・旅館業に関する地区要件（過疎に類する地区）を撤廃し、奄美群島全域に適用対象を拡大。</p>
3	担当部局	都市・地域整備局特別地域振興官
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超）</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年延長（機械等 12/100 建物等 7/100）</p> <p>平成 12 年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超）</p> <p>平成 16 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する追加）</p> <p style="text-align: center;">〃 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外）</p> <p>平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100）</p> <p>平成 18 年度 適用期限の 1 年延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p style="text-align: center;">〃 取得価格要件の引き下げ（2,500 万円超→2,000 万円超）</p> <p>平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100）</p>
6	適用又は延長期間	・平成 24 年度まで、2 年延長
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>・奄美群島における産業振興を支援し、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保を図ることにより、奄美群島の自立的発展を推進する。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標42 離島等の振興を図るに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・奄美群島における定住人口の減少傾向の改善</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>奄美群島の総人口 平成20年度末:122千人 → 平成24年度末:116千人</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>自治体ヒアリングによる平成17年度以降の実績値及び将来の適用見込みは以下のとおりである。</p> <p>平成17年度:3件(実績) 平成19年度:2件(実績) 平成22年度:1件(見込)</p> <p>平成23年度:3件(推計) 平成24年度:3件(推計)</p> <p>なお、本特例措置は産業振興に資する事業活動を支援するため、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、旅館業を対象としており、特定の者に偏っているものではない。</p> <p>奄美群島は海で隔絶されており、交通、土地等の制約により他の条件不利地域の中でもさらに不利な状況下にある。もともと事業者自体が少なく企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用数が想定外に僅少なものではない。</p>
	② 減収額	<p>自治体ヒアリングによる過去5年の奄美群島における製造業、旅館業、農林水産物等販売施設、情報通信サービス業等に係る主な設備投資は、年平均で2件、407百万円であり、これを所得税・法人税の適用割合を同等として試算すると、延長分に係る1年あたりの減収額は3.8百</p>

		<p>万円となる。</p> <p>また、今回拡充を要望する過疎地域に類する地区以外の旅館業に係る主な設備投資は年平均で1件、315百万円であり、これを所得税・法人税の適用割合を同等として試算すると、拡充分に係る1年あたりの減収額は2.8百万円となる。</p> <p>平成17年度:6.3百万円 (実績) 平成19年度:4.5百万円 (実績) 平成22年度:3.8百万円 (見込)</p> <p>平成23年度:6.6百万円 平成24年度:6.6百万円</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H17年度~H24年度)</p> <p>平成17年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設したことにより、人口2千人の村において8名の雇用創出につながり、また地元黒糖を原料とするため、農家の経営安定にも寄与するなど奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している事例がある。</p> <p>一方で奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H18年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> <p>また、旅館業に関する地区要件を拡大することにより、近年スポーツ合宿や、花粉症の避粉地として注目されつつある奄美群島内の旅館業の設備投資が促進され、観光業の成長と雇用創出が推進されることが見込まれる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H17年度~H24年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成21年度末時点の奄美群島の総人口は120,869人(対前年度比△1,170人)であった。このままの減少率で推移すると仮定して算出した平成22年末推計人口は119.7千人となり、前回要望時の目標値である平成22年度末120千人以上を若干下回る見込みであるが、平成21年度末の奄美群島の人口減少率は前年度に比べ若干ではあるが改善しており、今回要望の目標値である平成24年度末総人口116千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H17年度~H24年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H18年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長・拡充されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17年度~H24年度)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制特例は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けるものである。</p> <p>経営収支の如何に関わらず事業者が恩恵を受ける補助金よりも、投下資本の早期回収による経営安定化、事業活動の充実に繋がる本制度は、産業振興の観点から有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本制度による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	小笠原諸島における旅館業建物等に係る特別償却制度
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原諸島における、旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度(取得価額 2,000 万円超、建物・附属設備 6/100)の新設 ・小笠原諸島における、農林水産物等販売業の用に供する設備に係る特別償却制度(取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物・附属設備 6/100)の新設
3	担当部局	都市・地域整備局特別地域振興官
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成 23 年4月1日から平成 25 年3月 31 日までの2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・小笠原諸島振興開発特別措置法の趣旨にのっとり、小笠原諸島の魅力と資源を活用した振興開発を進め、旅館業、農林水産物販売の活性化を図ることにより、村民の定着、増加を目指すこととする。 ・小笠原村の総人口 平成 20 年度末 2.3 千人 → 平成 25 年度末 2.5 千人以上
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標42 離島等の振興を図る に包含。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・租税特別措置により、小笠原諸島における観光業、農林水産業の活性化、併せて、雇用機会の拡充を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・宿泊施設の数 70 件(H21 年度)→77 件(H24 年度) ・農作物の生産額 102,715 千円(H20 年度)→116,500 千円(H24 年度)

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・当該租税特別措置は、初期投資負担の軽減により、投資インセンティブをもたらすものであり、それによる小笠原村の主要産業である観光業や農林水産業の活性化により、村民の定着、増加に資する。								
8	有効性等	① 適用数等	<p>旅館業(推計)</p> <table border="0"> <tr> <td>H23年度</td> <td>2.2 件</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>2.2 件</td> </tr> </table> <p>※過去の実績を基に推計</p> <p>農林水産物等販売施設(推計)</p> <table border="0"> <tr> <td>H23年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>※今後予定されているものによる推計</p>	H23年度	2.2 件	H24年度	2.2 件	H23年度	0件	H24年度	1件
H23年度	2.2 件										
H24年度	2.2 件										
H23年度	0件										
H24年度	1件										
		② 減収額	<p>旅館業(建物・附属設備)</p> <table border="0"> <tr> <td>H23年度</td> <td>1.1 百万円</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>1.1 百万円</td> </tr> </table> <p>農林水産物等販売施設(建物・附属設備)</p> <table border="0"> <tr> <td>H23年度</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>0.4 百万円</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率</p>	H23年度	1.1 百万円	H24年度	1.1 百万円	H23年度	0 百万円	H24年度	0.4 百万円
H23年度	1.1 百万円										
H24年度	1.1 百万円										
H23年度	0 百万円										
H24年度	0.4 百万円										
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23 年度~H24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業、農林水産物販売業の活性化及び雇用機会の拡充を図ることにより、小笠原諸島の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する。達成度を定量的かつ端的に示す指標として「総人口」を用いる。 ・小笠原村の総人口 平成 20 年度末 2.3 千人 → 平成 25 年度末 2.5 千人以上 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H23 年度~H24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産登録にタイミングを合わせた租税特別措置により、宿泊施設や農林水産物販売施設への投資が進み、宿泊施設の数、農林水産物の生産額が増加すると考えられる。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H23 年度~H24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産に登録された場合、観光客の増加が見込まれ、受け入れる宿泊施設の増加、改善や観光客向けの農林水産物販売の拡大が行われなければ、観光業や農林水産業の活性化を進める機会を逃すこととなる。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23 年度~H24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産登録されれば、観光客の増が見込まれ、たとえ税収減となったとしても、当該措置により、それを上回る経済効果等が予想される。 ・東京都調査によれば、観光客一人一回あたりの支出額は約5万円であり、例えば観光客が1割増加すれば約1億円の経済効果と試算される。 								

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・税制特例は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させるための優遇措置（インセンティブ）として設けるものである。零細事業者が多い小笠原諸島において、設備投資をした民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・小笠原諸島の振興開発に関する予算上の措置は、地方公共団体等が港湾・ほ場などの経済社会基盤を整備する事業や人材育成等を支援する事業の実施に必要な経費として計上するものである。</p> <p>・上記予算措置は、直接民間需要を喚起する税制特例とは明確に役割分担がなされており、事業者を対象に、各種産業活動を活性化させるための優遇措置として設けるものである。よって、予算上の措置を代替するものではなく、税制特例と公共事業等の予算上の措置が、小笠原諸島振興開発特別措置法の下で相互に補完し合いながら、小笠原諸島の自立的発展等に寄与するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	下水道資源の利活用のための設備等を取得した場合の税制上の特例措置
2	要望の内容	<p>・特例措置の内容(支援措置を必要とする制度の概要) 対象設備を適用期間内に取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、その取得価額の40%の特別償却(中小企業者は、取得価額の7%の税額控除との選択が可能)を認める。</p> <p>・特例措置の対象 下水汚泥燃料及び下水汚泥バイオガスの下水道資源の利活用の促進のため、以下の設備に対して上記の特例措置を講じる。</p> <p>①下水汚泥燃料利用関係 下水汚泥燃料貯蔵タンク、払出コンベア、集じん処理装置、計量装置、計測制御装置、その他</p> <p>②下水汚泥バイオガス利用関係 バイオガス精製装置、発電装置、精製ガス導管、精製ガス運搬車両、ボイラー、その他</p>
3	担当部局	都市・地域整備局下水道部下水道企画課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成26年3月31日までの3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生物性資源に由来する再生可能エネルギーである下水汚泥燃料及び下水汚泥バイオガスの利活用のための投資を促進することにより、温室効果ガスの削減として2005年から2020年にかけての約940万t-CO2削減を達成すること、エネルギー供給源の多様化として2020年までに再生可能エネルギーの国内一次エネルギー供給に占める割合を10%とすることに寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 政府の新成長戦略(H22.6.18閣議決定)において、2020年に、温室効果ガスを1990年比25%削減するとの目標を踏まえ、再生可能エネルギーの普及拡大支援等を講じることとされている。バイオガスについては、エネルギー基本計画(H22.6.18閣議決定)で、下水処理場と連携した利用拡大が位置付けられている。 また、国土交通省成長戦略(H22.5.17)においても、未利用資源(汚泥消化ガス等)の有効活用促進のために必要な制度を検討することが位置付けられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標3 地球環境の保全 施策目標8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進するに包含。</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、下水道バイオマスについて、下水汚泥燃料及び下水汚泥バイオガスとしての有効利用を推進する。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成 26 年 3 月 31 日までの間に、下水道バイオマスリサイクル率※を 39%とする(平成 19 年度末:22%)。 (社会資本整備重点計画)</p> <p>※下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された割合(固形物ベース)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 多額の初期投資が必要なため制約要因となっている開業初期のキャッシュ・フローの改善を支援し、下水道資源を利活用する事業の立ち上がりを推進することにより、再生可能エネルギーの利用拡大と化石燃料の利用減少が促進され、温室効果ガスの削減とエネルギー供給源の多様化が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>12(平年度)(平成 23 年度～平成 25 年度) (対象期間中に、終末処理場の改築に合わせバイオマス利用が行われると想定した場合の単年度あたりの対象件数(推計)について、黒字法人比率を乗じた数値。)</p>
		② 減収額	<p>415 百万円(平年度)(平成 23 年度～平成 25 年度) 【算定根拠】 (制度適用の総取得設備価額×特別償却率×法人税率)+(制度適用の総設備取得価額×税額控除率)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23 年度～H25 年度) 租税特別措置により、下水汚泥燃料及び下水汚泥バイオガスの利活用のための投資が促進され、約 18.6 万 t-CO₂/年の削減に資する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H23 年度～H25 年度) 多額の初期投資が必要なため制約要因となっている開業初期のキャッシュ・フローの改善を支援し、下水道資源を利活用する事業の立ち上がりを推進することにより、平成 19 年度に 22%であった下水道バイオマスリサイクル率を平成 25 年度までに、39%に向上させる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H23 年度～H25 年度) 下水道資源の利活用のための投資が進まなくなることから、下水道バイオマスの有効利用が図られず、温室効果ガスの削減も進まなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23 年度～H25 年度) 下水汚泥燃料、下水汚泥バイオガスに係る投資が拡大し、125 億円/年程度の投資誘発効果が見込まれる。また、約 18.6 万 t-CO₂/年の削減に資する。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であり、税制上の特例措置によることが相当である。 また、本特例の対象は再生可能エネルギーとして下水道資源を利活用するための設備に限定している。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>社会資本整備総合交付金により、下水道管理者(地方公共団体)が、下水汚泥由来の再生可能エネルギーの外部供給のために行う下水道施設の整備を支援している。</p> <p>本特例は、民間事業者が、下水道施設から供給される汚泥由来のエネルギーを利活用する際に必要な設備投資を支援するものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留浸透施設に係る割増償却制度の延長
2	要望の内容	河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増)について、適用期限(平成23年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	河川局治水課、都市・地域整備局下水道部下水道企画課、住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量 100m³ 以上</p> <p>平成11年度 2年延長</p> <p>平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量 100m³ 以上→200m³ 以上</p> <p>平成14年度 償却率 1.2割増→1割増</p> <p>平成15年度 2年延長</p> <p>平成16年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量 200m³ 以上→100m³ 以上</p> <p>平成17年度 2年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量 200m³→300m³ 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000 m² 以上を追加</p> <p>平成19年度 2年延長</p> <p>平成21年度 2年延長</p>
6	適用又は延長期間	平成25年3月31日までの2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本政策の政策目的は雨水貯留浸透施設の整備促進である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は局地的・短時間・高強度(降雨規模 100mm/h 以上も多い)が特徴で、総雨量は小さいがピーク雨量は非常に大きい。また、発生場所等の予測が困難で、短時間に急激な雨水の流出が生じるため、被害軽減のための事前の対応がとりにくく、地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が出たケースもある。</p> <p>河川整備は整備計画に基づき実施中だが、完成までには多額の費用と長期間を要する。特に都市部の中小河川では市街化の進展により用地買収等を含めて河川整備の進捗が進まず、低い整備水準(1/5 以下)にとどまっている状況にある。下水道の整備目標も概ね時間雨量 50mm 対応であることから、河川、下水道ともに時間雨量 100mm といったゲリラ豪雨には対応できない。都市部にひとたびゲリラ豪雨が降れば、中小河川の流下能力や下水道の排水能力を超える雨水流入に伴う氾濫等(外水や内水)による被害が発生する可能性が高い状況にある。</p> <p>このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させていくためには、広く流域全体にわたって面的に雨水貯留施設等の整備を進めるなど分散型の流出抑制対策を進める必要がある。公的主体では、河川、下水道の整備とあわせて学校の校庭等も活用して雨水貯留等の対策を進めているが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。民間が設置する雨水貯留浸透施設は、広く流域内に分散して存在しており、公共による対策とあわせて実施することで流域内の浸水被害</p>

		<p>の解消という政策目標の早期達成に寄与できるものであることから、税によるインセンティブを民間に付与することで雨水貯留浸透施設の整備促進を図り、流域からの雨水の流出量を緩和・削減して、流域内の治水安全度を向上させる。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会資本整備重点計画(平成 21 年 3 月 31 日閣議決定)</p> <p>第 5 章 事業分野別の取組</p> <p>〈治水事業〉</p> <p>1. 治水事業を巡る課題と今後の方向性</p> <p>(1)安全で安心できる国土の保全</p> <p>「…ハード・ソフト一体となった対策、地域特性を踏まえた都市計画や道路、住宅等と連携した水害・土砂災害に強いまちづくりの構築及び農地の多面的機能の活用など流域における対策を含む多様な治水手法を重層的に実施する」</p> <p>2. 重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組</p> <p>(1)ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進</p> <p>「水害・土砂災害から人命と財産を守るために、…、ハード整備が未対策のところやハード整備で対応が困難なところについても、少なくとも人的被害を回避・軽減するため、ハザードマップ、土砂災害警戒情報等の情報提供や河川の水位、浸水状況等のリアルタイム情報の提供等のソフト対策を充実させることにより、可能な限り早期の安全確保に努める。」</p> <p>〈下水道事業〉</p> <p>3. 今後取り組む具体的な施策</p> <p>(1)安全で安心な暮らしの実現</p> <p>①浸水被害の軽減</p> <p>「…貯留浸透施設を含めたハード整備やソフト対策、さらには自助を組み合わせた総合的な対策を推進する。」</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○本政策の政策目的は、</p> <p>国土交通省政策評価基本計画(平成 22 年 3 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標 4「水害等災害による被害の軽減」 ・施策目標 12「水害・土砂災害の防止・減災を推進する」 <p>に包含されている。</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>業績指標 74 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数</p> <p>長期的には 0 戸を目指す、当面の目標として</p> <p>平成 19 年度約 525 万戸→平成 24 年度約 235 万戸</p> <p>平成 21 年度実績値 約 420 万戸</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>雨水貯留浸透施設は流域からの雨水の流出抑制に資するものであり、公益性が高いものの経済性が低く、その設置・管理には追加的な費用を要する。流域対策を進める上で、民間による雨水貯留浸透施設の整備は必要であり、事業者による雨水貯留浸透施設の設置を促進するためのインセンティブとして本件税制を存置することで、民間事業者による雨水貯留浸透施設の設置促進が期待できる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>H10:3件、H11:23件、H12:142件、H13:257件、H14:211件、H15:562件、H16:285件、H17:367件、H18:287件、H19:427件、H20:275件、H21:417件、H22:411件、H23:435件、H24:458件</p> <p>【積算根拠】</p> <p>H20年度以前については(社)雨水貯留浸透技術協会が、H21年度については国土交通省河川局がデベロッパー等に対して行った雨水貯留浸透施設に関するアンケート調査結果から、河川局において推計。</p>
		② 減収額	<p>H10年度:0.4百万円、H11年度:3百万円、H12年度:19百万円、H13年度:35百万円、H14年度:28百万円、H15年度:76百万円、H16年度:38百万円、H17年度:49百万円、H18年度:62百万円、H19年度:73百万円、H20年度:46百万円、H21年度:83百万円、H22年度:75百万円、H23年度:79百万円、H24年度:83百万円</p> <p>【積算根拠:】</p> <p>上記積算根拠に同じ。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度)</p> <p>社会資本整備重点計画における重点目標「(5)水害等の災害に強い国土づくり」で「地球温暖化の影響による大規模水害等の災害リスクの高まりを踏まえ、ハード・ソフト一体となって、洪水、土砂災害、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え国民の生命・財産・生活を守る」ことが謳われている。</p> <p>また、事業の概要として「都市の浸水対策について、貯留施設等のハード整備を着実に推進し、重大な被害が生じる恐れのある地下街や都市機能が集積する地区を「重点地区」として優先的に整備を行う。さらに、地下街管理者による止水板の設置など住民自身や地域コミュニティによる災害対応(いわゆる自助)を支援するために情報提供等を行うソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進する。」ことが明記されている。</p> <p>本税制により、民間による雨水貯留浸透施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等災害による被害の軽減」等の達成に向けて、都市部における治水安全度の向上を図るべく、鋭意取り組みが進められており、また、業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p> <p>しかし、近年の気候変動等の影響に伴う都市部におけるいわゆるゲリラ豪雨による浸水被害は増加しており、平成22年7月5日に板橋区で発生したゲリラ豪雨でも床上浸水被害が発生した。このような新たな要因による浸水被害が増加する中、政策目的を達成していくためには、発生場所等の予測が困難といったゲリラ豪雨の特性に合わせた分散型の流出抑制対策を一層推進していくことが重要であり、公的主体のみならず、広く分散型の対応が可能となる民間と協働して浸水対策に取り組んでいくことが不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成19年度～平成24年度)</p> <p>上記の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本件税制の効果はそれら達成状況の一部に包含されて発現している。</p> <p>社会資本整備重点計画において、中枢・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数については、平成24年度までに約235万戸にする目標を掲げているところ、平成21年度時点の実績は約420万戸であり、政策目標が既に達成されているとは言えない。都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害軽減をさらに効果的に進めるためには、流域全体に渉る面的な対策、既存市街地における対策、官民連携した対策を行っていくことが必要である。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成10年度～平成24年度)</p> <p>平成10年度の税制創設後、民間による雨水貯留浸透施設整備量が増加傾向にある。税制創設後の整備量の推移について新川(愛知県)を例にとると、税制がない場合の整備進度に対して約9年前倒しで整備が促進される見込みであるなど、税制による誘引効果と相まって民間設置の雨水貯留浸透施設の整備が促進されていると考えられる。つまり、本件税制が廃止されれば、例えば新川流域においては民間による雨水貯留浸透施設の整備の進捗が約9年遅れることになる。</p> <p>なお、新河岸川(東京都・埼玉県)、大和川(奈良県・大阪府)等においても、新川と同様の効果発現が見込まれている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成10年度～平成24年度)</p> <p>本件税制の存置により、総合治水対策特定河川流域及び特定都市河川流域では、税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透施設によって年間約20,000m³程度の対策容量が確保されている。これと同程度の対策量を公共事業により整備する場合、例えば東大阪市にある中鴻池調節池(貯留量20,100m³)の整備では施工期間5年、建設費約57億円(用地費含まず。)を要し、また、寝屋川市にある御幸西調節池(貯留量20,000m³)の整備では施工期間5年、建設費約28億円(用地費含まず。)を要している。さらに土地利用の高度化した都市部においては、用地確保が困難なことが多く、土地価格も高価になることから、公的主体が整備を進めていくことは時間及びコストの両面から困難である。それらに対して、本税制では、税収の減額は約0.8億円であり、税制を存置することの効果は高い。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>民間が設置する雨水貯留浸透施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共(国・地方公共団体)が雨水貯留浸透施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に、自主的な雨水貯留浸透施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>○ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、ダム、河道整備等従来型の河川改修等を実施することが困難な都市部においては、特に雨水貯留浸透施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留浸透施設設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p> <p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金により、下水道管理者である地方公共団体が行う下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域においては民間事業者等が一定規模以上の宅地開発などの雨水浸透阻害行為を行う際には雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられる。ただし、私権の制限は必要最小限であるべきとの観点から、特定都市河川流域以外の区域では努力義務と</p>

		<p>している。また、公共による対策だけでは設置場所が限定されるなど浸水防止には不十分であり、民間も含めて広く流域で雨水貯留浸透施設の設置を推進させ、流出抑制を図る必要があることから、その部分について本件税制の対象としているものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成 21 年度に下記の政策レビュー(総合評価方式)を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>(1)政策レビュー結果(評価書)名 「総合的な水害対策－特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証－」 (平成 22 年 3 月国土交通省)」</p> <p>(2)政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者 小幡 純子 (上智大学法科大学院院長) 城戸 由能 (京都大学防災研究所准教授) 小池 俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授) 重川 希志依 (富士常葉大学大学院環境防災研究科教授) 清水 義彦 (群馬大学大学院工学研究科教授)</p> <p>(3)具体的提言等 評価書 31 頁 11～14 行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。 同・31 頁 32～36 行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既成市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制
2	要望の内容	<p><現行制度の概要> 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。)第41条第1項の規定による地方公共団体の補助を受けて、新築された同法第34条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間2.0割増(耐用年数35年以上のものについては2.8割増)で償却することができる。 また、生活支援施設付き高齢者向け優良住宅の場合は、5年間4.0割増(耐用年数35年以上のものについては5.5割増)で償却することができる。</p> <p><要望内容> ・上記制度の対象を改正予定の高齢者住まい法に規定するサービス付き高齢者住宅(仮称)とする。 ・併せて適用要件の拡充を行う。 ① 床面積の要件を35㎡から30㎡に引き下げる。 ② 床面積の要件に、共同住宅にあつては、各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を、各独立部分の床面積の割合により配分して算入する。 ③ 補助受給要件を廃止し、代わってバリアフリー構造等の基準を設ける。</p>
3	担当部局	住宅局 住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 延長・縮減 平成17年度 延長 平成19年度 延長・縮減 平成21年度 延長・拡充
6	適用又は延長期間	平成25年3月31日まで2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けられることができる高齢者住宅の整備促進を図る。</p> <p>《政策目的に係る達成目標》 2020年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。</p> <p>※各国における高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合</p> <p>日本 0.9%(2005)、デンマーク 8.1%(2006)、スウェーデン 2.3%(2005)、イギリス 8.0%(2001)、アメリカ 2.2%(2000)</p> <p>《政策目的の根拠》 新成長戦略(平成22年6月閣議決定)において、「民間事業者等による高齢者向けのバリアフリー化された賃貸住宅の供給促進等に重点的に取り組む」こと、地域活性化戦略として、「急増する高齢者向けの生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供</p>

		<p>給を拡大する」ことが挙げられている。</p> <p>国土交通省成長戦略(平成22年5月17日公表)において、「医療・介護などのサービスと一体となった住宅の供給を促進するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置づけを明確化し、その供給支援や適切な運営の確保を図る」ことが位置づけられている。</p> <p>また、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定)において、基本的施策として、「住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進するとともに、高齢者、障害者等に配慮した賃貸住宅の供給・・・を推進する」ことが挙げられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 「1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進」</p> <p>施策目標 「11 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る」に包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 サービス付き高齢者住宅(仮称)の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を2020年を目途に欧米並み(3~5%)とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成19年度：35戸 平成20年度：162戸 平成21年度：50戸 (国土交通省アンケートにより算出)</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者住宅(仮称)を毎年2万5千戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、適用件数は約3000戸程度と見込まれる。</p>
	② 減収額	<p>平成19年度：1百万円 平成20年度：6百万円 平成21年度：1百万円 (国土交通省アンケートにより算出)</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者住宅(仮称)を毎年2万5千戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、減収額は平年度111百万円と見込まれる。</p>
	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19年度～平成24年度)</p> <p>現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、9.5%にとどまっているなど、高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックは絶対的に不足している状況にある。</p> <p>本租税特別措置等により、サービス付き高齢者住宅(仮称)の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の整備促進を図ることができる。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度)本租税特別措置は、平成13年に、高齢者向け優良賃貸住宅に係る認定制度と同時に施行され、平成22年3月末には認定件数にして39,034件の供給に寄与し、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、一定のバリアフリー化で29%(H15)から37%(H20)、高度のバリアフリー化で6.7%(H15)から9.5%(H20)となっており、向上している。</p> <p>なお、平成21年度においては高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率を達成目標としていたが、安心して暮らすことができる住まいを確保するためには、バリアフリー化によるハードの質的向上のみならず、介護等のサービスが受けられる住宅の絶対量の確保が重要であることから、国土交通省の成長戦略において2020年を目処に高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合を欧米並みの3～5%に引き上げることを目標とすることとし、これに合わせ、達成目標を変更した。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者住宅(仮称)の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度)</p> <p>今後急増する単身高齢者や要介護高齢者(※)に適した住まいを確保することが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある。</p> <p>※参考 単身高齢者は約1.5倍(2005年→2015年) 要介護高齢者は約1.7倍(2005年→2025年) 要支援1及び2、要介護1の高齢者は平成12年と平成19年を比較すると約2.3倍に増加</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	専用部分の整備に対する支援措置は本特例のみである。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用した高齢者向けの住宅の供給に更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保に寄与することとなる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	グリーン投資減税(旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)
2	要望の内容	<p>(1)制度のコンセプト エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、①今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、②投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。 新成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が重要である。 こうした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・市場の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する。</p> <p>(2)対象者 青色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備)に対する投資を実施した者</p> <p>(3)対象設備 エネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれぞれについてCO2削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネルギーの環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、各部門に共通して、①個々の設備ごとに i) エネルギーの使用の合理化に著しく資すること、又は ii) 使用に際してのエネルギーの消費に係るCO2排出量が著しく低いことを要件とし、かつ、②当該設備を本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備を対象を重点化する。 また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、上記とは別に再生可能エネルギー利用設備を対象とする。</p> <p>(4)措置の内容 政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年以内に事業の用を供した場合に、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。 ①普通償却に加えて、基準取得額の40%相当額を限度として償却できる特別償却 ②中小企業者に限り、基準取得額の7%相当額の税額控除。ただし、その限度控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額を限度とする。</p> <p>(5)措置期間 企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。</p>
3	担当部局	住宅局住宅生産課
4	評価実施時期	平成22年8月

5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度(新設)
6	適用又は延長期間	平成23年度～平成25年度(3年間)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。</p> <p>○ エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源CO2は、2030 年に 90 年比▲30%程度もしくはそれ以上の削減 (産業部門) 1990 年 : 487 百万トン→2030 年 : 350 百万トン (▲27%) (運輸部門) 1990 年 : 217 百万トン→2030 年 : 154 百万トン (▲29%) (業務部門) 1990 年 : 164 百万トン→2030 年 : 104 百万トン (▲37%) ・一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 2020 年までに 10%に達することを目指す。 <p>○ 新成長戦略(平成 22 年 6 月)</p> <p>(2020 年までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50 兆円超の環境関連新規市場 ・140 万人の環境分野の新規雇用 ・日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当) <p>こうした政府レベルの目標に即し、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月閣議決定) ○新成長戦略(平成 22 年 6 月閣議決定) ○非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(平成 21 年 7 月成立) <p>第 7 条「政府は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。」</p> <hr/> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 「3 地球環境の保全」 施策目標 「9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う」 に包含。</p> <hr/> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー起源CO2排出量削減効果： (産業部門)12.2 百万トン (運輸部門)1.1 百万トン</p>

		<p>(業務部門)3.6 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・エネルギー起源CO2排出量削減量 ・再生可能エネルギー導入量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <平成 23 年度から平成 25 年度におけるエネルギー起源CO2排出削減効果> > (産業部門)12.2 百万トン ※2030 年には 90 年比 27%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当。 (運輸部門)1.1 百万トン ※2030 年には 90 年比 29%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 0.5%に相当。 (業務部門)3.6 百万トン ※2030 年には 90 年比 37%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当。 <平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導入見込み> 1.5 百万 kl(原油換算) ※08 年の再生可能エネルギー量の 1%に相当。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用事業者数(見込み) 平成 23 年度 のべ 67,000 産業部門:32,000 運輸部門:17,000 業務部門:17,000 再生可能エネルギー部門:1,000 ※経済産業省ヒアリング調査を基に推計 ※業種、事業規模を問わず、幅広い事業者による適用が見込まれる。</p>
		② 減収額	平成 23 年度 40,340 百万円
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、省エネ・低炭素設備に対する投資が加速化される。そうして省エネ・低炭素設備の普及が拡大することにより、エネルギー起源CO2の削減、すなわちエネルギーの環境への適合に資する。 また、省エネ設備の導入拡大によりエネルギーの使用合理化が進み、再生可能エネルギー利用設備の導入拡大によりエネルギー源が多様化することから、エネルギーの安定供給の確保に資する。 さらに、省エネ・低炭素設備に対する投資が促進されることから、環境エネルギー産業・市場の成長に資する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) 対象設備の普及拡大により、以下の目標を実現する。 エネルギー起源CO2排出量削減効果: (産業部門)12.2 百万トン (運輸部門)1.1 百万トン</p>

		<p>(業務部門)3.6 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算) ※本税制措置が講じられたと仮定して平成23年から25年に導入されることが見込まれる対象設備の台数と、設備当たりのCO2削減効果(再生可能エネルギー導入効果)から試算。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度) 本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、上記の目標数値は、以下のように限定的となる見込み。 エネルギー起源CO2排出量削減効果: (産業部門)2.0 百万トン (運輸部門)0.3 百万トン (業務部門)1.3 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:0.3kl(原油換算)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度) 上記のように、本税制により、省エネ・低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度の相当程度のCO2排出削減効果及び再生可能エネルギー導入拡大効果が見込まれる。これにより、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長という本税制の政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされている。</p> <p>本税制は、①個々の設備の性能要件を設け、エネルギーの使用の合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え、②本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化することとしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしている。</p> <p>また、予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置とし、これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うこととしている。このようにポリシーミックスを構築し、重複のない、かつ、連続した施策手段を講じている。</p> <p>■省エネ関連・新エネ関連の予算上の措置との関係 予算上の措置については、本税制の対象設備と比較して、①より先端的な実証段階にある設備の導入支援、②長期的な視点から重要な役割を担う技術開発や実証実験、等を推進するための措置として整理できる。</p> <p>(産業部門) ○グリーン投資減税</p>

市場導入が進みつつあるものであって、相当程度の効果が見込まれ、その普及を促進するもの。

○エネルギー使用合理化支援事業者支援補助

将来的に技術の普及性が見込まれる先端的な省エネ技術・設備の導入を支援するもの。

○省エネ財政投融资

市場への導入が進みつつあるものであって、中小企業への導入支援の重点化が必要なもの。

○低炭素投資促進法(リース保険)

市場への導入が進みつつあるものの、市場形成が不十分な設備について、広く薄く支援することで、その普及を促進するもの。

(新エネルギー部門)

○グリーン投資減税

キャッシュフローの改善による初期投資の軽減(特別償却)。初期投資コストの低減により、導入対象の裾野を広げるとともに、補助金の動向次第では(下記参照)、投資の前倒し・加速化を進めていく役割は今後高まっていくものと思われる。

○固定価格買取制度

現在太陽光発電余剰買取に限定。現在検討中の全量固定価格買取制度については、事業期間全体での収入の押し上げによって、事業そのものの経済性向上を図ることを目的とするもの(ランニングコストの軽減)。

○新エネルギー等事業者支援補助金

初期投資に係るイニシャルコストを軽減させる。上記全量固定価格買取制度の施行に合わせて、対象の見直し等を検討中。

○太陽光発電設備に係る課税標準の特例

太陽光発電設備設置者の維持費用の軽減を図るもの。

■エコカー補助金・エコカー税制等自動車支援措置との関係

補助制度は、裾野の広い自動車産業の活性化が景気の早期回復のためにも不可欠との観点で、主に一般消費者を対象に、環境性能の良い新車の購入を促進するものである。これに対して、本税制措置は、主に事業者への支援を企図するものである。また、導入段階にありながらも十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。

○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業(CEV補助金)

本格的に市場投入されるクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るもの。

○環境対応社普及促進対策費補助金(エコカー補助金)

環境性能のよい新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策の実現を図るもの。

○自動車重量税・自動車取得税の時限的減免(エコカー減税)

自動車需要の急激な落ち込み等の景気動向を踏まえた内需振興と環境対策を図ることを目的に、3年間の時限措置をして実施するもの。

○自動車税グリーン税制

ユーザーの低公害車取得意欲及び企業の開発意欲双方を刺激し、環境性能に優れた自動車の加速度的な普及を図るもの。

○燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置

低公害車の普及促進を図るうえで、燃料供給設備の整備が必要不可欠なため、設置

			<p>者の維持費用の軽減を図るもの。</p> <p>○財投貸付（NOx・PM 法関連）</p> <p>中小企業等に対して、低利融資による経済的支援を行うことにより、低公害車の普及促進を図るもの。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保を実現することは、地方公共団体の活動にも不可欠であり、また、本税制により地方公共団体においても省エネ設備等への投資が促進され、地域経済活性化に資することから、地方公共団体にとってもメリットのあるものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置
2	要望の内容	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定特定建築物(床面積(増改築の場合は、当該増改築に係る部分の床面積)が2,000㎡以上であり、かつ、認定に係る基準に適合する昇降機が設置されているもの)の割増償却制度(現行割増償却率10%、5年間)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 新設 平成7年度 適用期限の2年延長 平成8年度 償却率2割→1.8割 平成9年度 適用期限の2年延長 平成10年度 償却率1.8割→1.4割 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 償却率1.4割→1.2割 適用期限の2年延長 平成14年度 償却率1.2割→1割 適用対象の拡充(老人ホーム等、増改築) 平成15年度 適用期限の2年延長 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	平成25年3月31日までの2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 デパート、劇場、ホテル等不特定かつ多数の者が利用する建築物又は老人ホーム等主として高齢者、障害者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進を図る。 《政策目的に係る達成目標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 12%(平成15年度)→30%(平成24年度)(暫定値※) ※今後の政策評価の見直しと併せて検討しているため暫定値とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律91号) ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(平成22年3月28日、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議において決定) 「不特定多数の者や主に障害者、高齢者等が利用する特別特定建築物な</p>

		ど建築物における移動等円滑化の促進」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	「国土交通省 政策評価体系」 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を促進するに包含。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 12%(平成15年度)→30%(平成24年度)(暫定値※) ※今後の政策評価の見直しと併せて検討しているため暫定値とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 誘導的なバリアフリー化の基準に適合した新築が進むことで、多くの高齢者・障害者が利用する建築物全体のバリアフリー化の促進が図られる。
8	有効性等	① 適用数等 適用実績 平成15年度 33件 平成16年度 24件 平成17年度 12件 平成18年度 29件 平成19年度 29件 平成20年度 19件 平成21年度 15件 平成22年度～平成24年度 21件(見込み) ※適用実績は地方公共団体からのアンケート調査結果による。 ※平成18年度以降については、当該年度に認定を受けたもののうち、これまで租税特別措置が適用された件数(適用見込みを含む)を記載している。 ※平成22～24年度については、過去3年間の適用実績の平均。 上記のとおり、平成21年度までの過去3年間の平均適用件数は21件(見込みも含む。)であり、おおむね想定どおり有効に活用されている。 なお、平成18～20年度の調査では、物販・医療・福祉といった複数の用途の建築物に適用されており、特定の者への大きな偏りはない。
	② 減収額	減収額 平成15年度 63百万円 平成16年度 51百万円 平成17年度 28百万円

		<p>平成 18 年度 62 百万円 平成 19 年度 79 百万円 平成 20 年度 53 百万円 平成 21 年度 42 百万円 平成 22 年度～平成 24 年度 58 百万円(見込み)</p> <p>※適用実績は地方公共団体からのアンケート調査結果による。</p>
	<p>③ 効果・達成 目標の実 現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年度～平成 24 年度) 多くの高齢者・障害者が利用する建築物の建築に当たり、誘導的なバリアフリー基準に適合させるためには、多大な追加的コスト負担を必要とする。本税制特例(割増償却)は、当該追加的コスト負担を行う民間事業者の投資直後における税負担を軽減させるものであり、負担に対するインセンティブとなることで、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化を促進しようとするものである。</p> <p>実際に、本税制特例は、1 件当たりの面積規模が大きい施設(大規模ショッピングセンター等の集客力のある施設や病院、老人センター等の高齢者等が主に利用する施設)について、毎年度 20 件程度適用されており、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進に大きく寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年度～平成 24 年度) 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成 15 年度:約 12% → 平成 20 年度:約 15%</p> <p>直近の評価である「平成 21 年度政策チェックアップ評価書」において、「不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合」について評価を行い、本税制特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けて貢献していることを確認している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 15 年度～平成 24 年度) 床面積 2,000 m²以上の特別特定建築物(病院、百貨店等不特定多数の者又は高齢者・障害者が主に利用する建築物)のフロアのうち、誘導基準に適合するものの割合を平成 24 年度末までに 30%以上(暫定値)とする目標の達成が困難となる。</p> <p>誘導的なバリアフリー基準を満たさない建築物が新たに建築され、不特定多数の者が利用する建築物のバリアフリー化が進まない結果、高齢者等の社会参加・自立が促進されないことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 15 年度～平成 24 年度) 本税制特例は、多くの高齢者等が利用する建築物の建築に当たって、特定の者に偏りなく、毎年度確実に適用され、その結果、新築の建築物における誘導的なバリアフリー基準を満たした建築物の割合も着実に増加しており、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進が図られていることから、税収減を是認する効果が認められる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>高齢者等の自立した生活に不可欠な一定規模以上の特別特定建築物のバリアフリー化を推進するため、用途を問わず、建築物の整備に適用される支援策は本特例措置のみである。</p> <p>本特例の適用要件として用いられている誘導基準に係る目標は、高齢者、障害者等の円滑化にとってより望ましい建築物を増加させようとするものであり、民間事業者に対するインセンティブ措置の特例として割増償却(10%5年間)が的確かつ必要最小限な措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>高齢者等の自立した生活に不可欠な一定規模以上の特別特定建築物のバリアフリー化を推進するため、用途を問わず、建築物の整備に適用される支援策は本特例のみである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定建替計画（特定防災機能向上型）に係る事業用資産の買換特例の延長
2	要望の内容	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区内の資産を譲渡し認定建替計画に係る事業に伴う買い換えを行った一定の場合の事業用資産の買換特例（繰延割合80%）の適用期限を5年間延長する。
3	担当部局	住宅局市街地建築課・市街地住宅整備室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成19年度創設
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>密集市街地において、民間による任意の建替事業の機会を捉え、一定規模以上の敷地面積を確保した上で防災性の高い建築物を建築するとともに防災上有効な空地を整備するよう誘導することにより、特定防災機能の向上と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を確保する。</p> <p>《政策目的に係る達成目標》</p> <p>延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地8,000ヘクタールについて、平成23年度までに最低限の安全性※が確保されることを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集し、細街路、行き止まり路が多い等公共施設の整備が不十分であること等により、地震等により一旦火災が発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その整備改善は喫緊の課題となっている。</p> <p>このような密集市街地について、社会資本整備重点計画（平成21年閣議決定）、住生活基本計画（平成18年閣議決定、平成21年変更）、都市再生プロジェクト（第12次決定、平成19年都市再生本部決定）等において緊急整備の必要性が位置付けられ、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地については、平成23年度までに市街地の大規模な延焼を防止し、最低限の安全性を確保することとされているところである。</p> <p>政策目標 「4 水害等災害による被害の軽減」 施策目標 「11 住宅・市街地の防災性を向上する」 に包含。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地8,000ヘクタールについて、平成23年度までに最低限の安全性※が確保されることを目指す。</p> <p>※ 最低限の安全性：市街地火災の際、避難困難者が生じず人的被害がほとんど生じない水準（不燃領域率※※が40%以上であ</p>

			ること。)
			<p>※※ 不燃領域率：幅6メートル以上の道路、短辺40メートル以上かつ面積1,500平方メートル以上の公園等、耐火建築物の敷地の合計面積が地区全体面積に占める割合</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例の継続により、政策目的と合致した建替えについて立体建て替えを行う者の税負担を軽減することによって民間の建替えにインセンティブを与え、密集市街地の整備を促進する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>H19年度 0件 H20年度 0件 H21年度 0件 H22年度 0件 H23年度 1件(見込み) ※適用数は国交省の調査による。</p>
		② 減収額	<p>H19 0万円 H20 0万円 H21 0万円 H22 0万円 H23 8百万円(見込み)</p> <p>※算出根拠は、下記のとおり仮定し、試算する。 年間事業数見込み: 2事業 地価: 23年度に着工予定の3地区の平均値=59.9万円/㎡ 従前敷地面積: 75㎡ <試算> $0.599 \text{ 百万円} \times 75 \text{ ㎡} \times (1-0.05) \times 30\% \times (2 \text{ 事業} \times 10 \text{ 人} \times 4\%) \times 80\% = 8.19 \text{ 百万円}$</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成27年度) 重点的に改善すべき密集市街地8,000ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組みについては、任意の建替え等が容易な地区を中心に約35%(H19年度実績値)の進捗が見られるところである。しかし、残された約65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく輻輳している等の隘路を抱えていることから、認定建替計画制度の活用等、より一層の取組みの加速が求められている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》重点的に改善すべき密集市街地8,000ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組みについては、任意の建替え等が容易な地区を中心に約35%(H19年度実績値)の進捗が見られる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 27 年度)</p> <p>本特例が延長されなかった場合、民間の建替えへのインセンティブが低下することにより、政策目的と合致した建替えが進まなくなる可能性がある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 27 年度)</p> <p>直近の評価である平成 21 年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。(H19 年度実績値 約 35%)</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>密集市街地の整備を促進するため、政策目的と合致した建替えを行う者の税負担を軽減することによって民間事業者による建替えにインセンティブを与える本特例措置は的確かつ必要最小限な措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>建替計画に基づく事業において、個々の事業参加者に建替えのインセンティブを与えるための支援措置は本特例のみである。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	
2	要望の内容	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項に規定する防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例（繰延割合 80%）の適用期限（平成 23 年 12 月 31 日）を 5 年間延長する。	
3	担当部局	住宅局市街地建築課・市街地住宅整備室	
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 創設 平成 18 年度 延長	
6	適用又は延長期間	5 年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。</p> <p>《政策目的に係る達成目標》</p> <p>延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性※が確保されることを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集し、細街路、行き止まり路が多い等公共施設の整備が不十分であること等により、地震等により一旦火災が発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その整備改善は喫緊の課題となっている。</p> <p>このような密集市街地について、社会資本整備重点計画（平成 21 年閣議決定）、住生活基本計画（平成 18 年閣議決定、平成 21 年変更）、都市再生プロジェクト（第 1 2 次決定、平成 19 年都市再生本部決定）等において緊急整備の必要性が位置付けられ、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地については、平成 23 年度までに市街地の大規模な延焼を防止し、最低限の安全性を確保することとされているところである。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標</p> <p>「4 水害等災害による被害の軽減」</p> <p>施策目標</p> <p>「11 住宅・市街地の防災性を向上する」に包含。</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性※が確保されることを目指す。</p> <p>※ 最低限の安全性：市街地火災の際、避難困難者が生じず人的被害がほとんど生じない水準（不燃領域率※※が 40%以上であること。）</p>

			<p>※※ 不燃領域率:幅6メートル以上の道路、短辺 40 メートル以上かつ面積 1,500 平方メートル以上の公園等、耐火建築物の敷地の合計面積が地区全体面積に占める割合</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約 8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠。保留床の取得を支援する本特例の継続により、保留床の処分を円滑にし、事業参加者の負担軽減を図る。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>H16年度 0件 H17年度 0件 H18年度 0件 H19年度 0件 H20年度 0件 H21年度 0件 H22年度 13件(見込み) H23年度 13件(見込み)</p> <p>※適用数は国土交通省の調査による。</p>
		② 減収額	<p>H19 0万円 H20 0万円 H21 0万円 H22 54 百万円(見込み) H23 54 百万円(見込み)</p> <p>※算出根拠は、下記のとおり仮定し、試算する。 市街地再開発事業における平均繰延額:136 百万円 年間適用地区:2地区 個人:法人=1:2 <試算> $136 \text{ 百万円} \times 30\% \times 2/3 \times 2 = 54.4 \text{ 百万円}$</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 27 年度)</p> <p>重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組みについては、任意の建替え等が容易な地区を中心に約 35% (H19 年度実績値) の進捗が見られるところである。しかし、残された約 65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく輻輳している等の隘路を抱えていることから、防災街区整備事業の活用等、より一層の取組みの加速が求められている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組みについては、任意の建替え等が容易な地区を中心に約 35% (H19 年度実績値) の進捗が見られる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～27 年度)</p> <p>密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠。本特例が延長されなかった場合、保留床の円滑な処分が進まず、事業参加者の負担が増大することとなるため、防災街区整備事業が成立しなくなる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 27 年度)</p> <p>直近の評価である平成 21 年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。(H19 年度実績値 約 35%)</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業における保留床の取得に関する支援措置は本特例のみである。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除の延長
2	要望の内容	<p>中小企業等が取得した事業基盤強化設備の特別償却又は税額の控除の適用期限を2年延長する。</p> <p>特例内容:取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除</p> <p>対象設備:280万円以上の機械及び装置、120万円以上の器具及び備品</p> <p>対象業種:自動車整備業</p>
3	担当部局	自動車交通局技術安全部整備課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年度 創設2年間(特別償却30%又は税額控除7%)</p> <p>平成元年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成3年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成5年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成7年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成9年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成11年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成13年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成15年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成17年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成19年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成21年度 2年間延長(同上)</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者が行う、新事業展開の取り組みを支援することにより、中小企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。 特に我が国の雇用を下支えし、中小企業全体の付加価値額の40%以上を占める中小卸売、小売及びサービス業者について、資本装備率の改善を通じて事業基盤の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設の設置又は整備を促進すること」等が定められている。 本税制措置は特定の中小企業者及び流通サービス業の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大等による内需の振興、経済の持続的な成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、上記の施策体系のなかで、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標:5安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:18自動車の安全性を高める に包含</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小卸売、小売及びサービス業者の競争力を向上させ、新たなニーズに柔軟に対応し、関連新規分野に進出していくために、設備投資を円滑に行うことを通じて収益の増大を図り、事業基盤の安定・強化を促進する。 具体的には、中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率(従業者1人当たりの有形固定資産額)を大企業並みの700万円以上(近年の資本装備率の最高値は平成7年度の510万円)への引上げを図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 大企業に比して経営基盤が脆弱で、競争も激しい中小卸売・小売及びサービス業者等の設備投資を下支えし、経営基盤の安定・強化、事業の高付加価値化を図っていく。具体的には、年間平均伸び率6.5%(資本装備率の伸びが上昇基調にあった昭和57年度から平成7年度までの年間平均伸び率)以上の資本装備率の上昇の実現を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 政策の達成目標として、資本装備率を掲げている。しかしながら、景気低迷等による事業者の経営環境の悪化により、下記政策目標はいずれも達成されておらず、引き続き本税制措置の継続による支援が必要。</p> <p>【政策の目標指標】 中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率(従業員1人当たりの有形固定資産額)の700万円以上への引上げを図る。 ○中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率の推移 平成19年度 280万円 平成20年度 300万円 ※法人企業統計より中小企業庁試算</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>中小卸売・小売及びサービス業者の適用件数 平成20年度 5,224件 平成21年度 5,699件 出典: 中小企業庁による試算で適用件数は適用者数</p> <p>自動車整備業の適用件数 平成20年度 148件 平成21年度 130件 ※(社)日本自動車整備振興会連合会試算で適用件数は適用者数</p> <p>本税制は、価格要件が高く設定されており、経営基盤の強化に資するものを想定している。そのため、中長期的な観点で設備の導入を決定するものであり、また、対象業種で導入される機械・設備、器具・備品の耐用年数は5年超のものが多く、毎年設備投資が行われるものではない。</p> <p>また、卸売、小売及びサービス業は、製造業のように設備投資が生産高に直接影響を与えるものでもないため、設備投資の効果は間接的に現れる。このため、製造業に比べて設備投資のインセンティブが働きにくい。</p> <p>以上のように、設備投資は必要であるものの、製造業ほど積極的に行われるという状況ではない。これらの点を踏まえると、5,699件という数字は過少とは言えない。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>中小卸売・小売及びサービス業者の減収額 平成20年度 30億円 平成21年度 18億円 ※財務省による試算(個別法に基づく措置を含めた金額)</p>

			<p>自動車整備業の減収額 平成 20 年度 0.35 億円 平成 21 年度 0.22 億円 ※(社)日本自動車整備振興会連合会試算</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度) 平成 22 年度に中小企業庁において実施したアンケート調査によると、よりグレードの高い設備を導入できた(27%)、設備投資資金が確保できた(23%)等の回答が得られ、本税制が設備投資のインセンティブとなっている。また、対象設備を導入したことによる効果として、製品・サービスの品質向上が 30%、製品納入までの時間短縮、コストの削減がそれぞれ 17%の回答となっており、経営の効率化が図られ経営基盤の強化が行われている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 20 年度) 中小卸売・小売及びサービス業者の資本整備率の推移 平成 19 年度 280 万円 平成 20 年度 300 万円 対前年度 107.1% 自動車整備業の資本整備率の推移 平成 19 年度 330 万円 平成 20 年度 349 万円 対前年度 105.8%</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 24 年度) 近年の景気の悪化等により厳しい経営環境に直面している自動車整備事業者が、変化に対応した事業の拡充、設備の改善等を行い、事業基盤強化の為の設備投資の促進を図ることができなくなることが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 24 年度) 特別償却や税額控除による投下資金の早期回収、負担軽減により、経営環境の変化に対応した事業の拡充、設備の改善等を後押しし、事業基盤強化の為の設備投資の促進を図るために本措置は効果的である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>大企業に比して経営基盤の脆弱な中小卸売、小売及びサービス業者等について、当該業種に属する中小企業者全体として経営基盤の安定・強化、事業の高度化・高付加価値化を図っていくためには、一定の要件を満たし、かつ、対象者が限定される補助金や財投による措置とは別に、当該業種に属する事業者の全般的な設備投資ニーズに対応できる税制によるインセンティブを講じることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域経済は厳しい状況にあり、景気は冷え込んでいる。卸売、小売及びサービス業は全国に広く存在し、中小企業の付加価値額の約46%を占めており、設備投資の下支えにより当該業種の活性化・健全化を図ることは地域経済の回復につながる。</p>
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長及び拡充
2	要望の内容	<p>(外航)</p> <p>【拡充要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の適用期限を5年間とする。 ・ 環境要件を撤廃する。 ・ 圧縮記帳比率を以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①日本商船隊を維持するための措置 対象：外航船舶 圧縮記帳比率：70/100 ②外航日本船舶を増加するための措置 対象：外航日本船舶 圧縮記帳比率：「日本商船隊を維持するための措置」に20/100加算（外航日本船舶90/100） <p>【特例措置の対象】</p> <p>外航船舶から外航船舶への買換え及び交換</p> <p>(内航)</p> <p>海運事業者による内航船舶から内航船舶への買換え及び交換について5年間延長する。</p>
3	担当部局	海事局総務課財務企画室、外航課、内航課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度 創設（船舶→船舶）</p> <p>昭和50年度 延長</p> <p>昭和55年度 延長</p> <p>昭和59年度 拡充（船舶→減価償却資産）</p> <p>昭和60年度 延長</p> <p>平成2年度 延長</p> <p>平成8年度 延長</p> <p>平成11年度 拡充（船腹調整事業→内航海運暫定措置事業への移行に伴う見直し）</p> <p>平成17年度 拡充（内航海運業に係る参入規制：許可制→登録制）</p> <p>平成18年度 延長</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(外航)</p> <p>日本商船隊に対する国内船主の船舶供給を支援するとともに、経済安全保障確立の観点から外航日本船舶の増加を図り、以て我が国経済発展に不可欠な国際海上輸送の確保を実現するものである。</p> <p>(内航)</p> <p>国内貨物輸送の約3分の1、石油、セメント、鉄鋼等産業基礎物資</p>

		<p>輸送の約8割を担い、また、離島航路をはじめ国内旅客輸送にとって不可欠な公共交通機関である内航海運は、我が国経済と国民生活にとって必要不可欠な産業インフラ、ライフラインとして、極めて重要な役割を果たしている。トラックと比べた場合の輸送効率の高さを生かしつつ内航海運の安全・安定かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることは、物資の安定供給面、コスト面、環境面等で国民生活に直結する極めて重要な課題である。</p> <p>そのため、輸送の安定性・効率性の低下リスクが高まる老朽船について安全・環境面で優れた良質な船舶への代替を促進することが急務であり、船価が高騰し代替建造が困難な状況であっても、新造船や良質な中古船への代替促進を図ることにより、モーダルシフトの担い手としての内航海運の競争力を強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省成長戦略（平成22年5月17日 1. 海洋分野） 新成長戦略（平成22年6月18日 成長戦略実行計画（工程表）Ⅲアジア経済戦略） 海洋基本法（平成19年4月27日法律第33号）第24条 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽船の安全・環境面で優れた良質な船舶への代替を促進していくことについては、平成18年3月に代替建造の推進に有効な施策を取りまとめた「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」が策定されており、政策体系の中で明確に位置づけられている。 国土交通省の政策評価体系においても、施策目標「海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進」として位置づけられている。
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標： 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標： 20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>に包含</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国商船隊の輸送比率を平成27年度まで概ね12%を維持 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成23年度から平成27年度まで）で概ね260隻とすることを目標とする。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度における内航船舶の老齢船の割合を68% 船舶の平均総トン数について600G/T以上の維持 省エネ船舶・新造船によるCO₂排出削減量を平成23年度から平成27年度までの5年間で約5.6万トン <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国商船隊の輸送比率（世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送の割合） 我が国商船隊における外航日本船舶数 <p>(内航)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内航船舶の老齢船の割合 ※老齢船：船齢 14 年以上の船舶 ・ 船舶の平均総トン数 ・ 省エネ船舶・新造船によるCO₂排出削減量 ※省エネ船舶：スーパーエコシップ、16%CO₂排出削減船等一定以上の省エネ・CO₂削減効果を有する船舶 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航)</p> <p>①平成 19 年 12 月の交通政策審議会海事分科会国際解除委輸送部会答申において、経済安全保障の確立に必要な外航日本船舶数は 450 隻とされており、外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）で概ね 260 隻とすることは経済安全保障の確立に資する。</p> <p>②世界の海上荷動量が今後も年約 4%の伸びが見込まれる中、我が国商船隊の輸送比率を平成 27 年度まで概ね 12%を維持することは、日本商船隊に対する国内船主の船舶供給が可能になり、船隊規模の維持・拡大が実現されたといえる。</p> <p>(内航)</p> <p>リーマンショックの影響や産業構造の変化等により内航船舶の建造需要が伸び悩む中で、租税特別措置等により、老朽船の解撤を図りつつ代替建造量を一定（毎年 70 隻）程度維持していくことで、バブル後に大量に建造され、14 年以上経過した老齢船を着実に新造船等へ代替することができる。その結果、内航船舶の老齢船割合の上昇を食い止め、さらには低下させることができ、内航海運の安全・安定輸送の確保につなげることができる。</p> <p>また、老朽船の良質な船舶への代替によって燃費効率の改善やCO₂排出削減が図られ、内航海運の一層の効率化により、モーダルシフトの担い手としてふさわしい内航海運の競争力を強化することができる。</p>														
8 有効性等	① 適用数等	<p>(外航)</p> <p>(1) 実績 (単位：隻数)</p> <table border="1" data-bbox="544 1794 1441 2016"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租税特別措置法 第 65 条の 7～9 適用船舶 (外航日本船舶)</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	合計	租税特別措置法 第 65 条の 7～9 適用船舶 (外航日本船舶)	2	1	3	1	2	9
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	合計										
租税特別措置法 第 65 条の 7～9 適用船舶 (外航日本船舶)	2	1	3	1	2	9										

租税特別措置法 第 66 条の 6 適用船舶 (外航船舶)	26	12	28	15	30	111
--	----	----	----	----	----	-----

※事業者団体調査及び海事局調査に基づくもの。

オーナーは日本商船隊の約 3 分の 1 にあたる約 800 隻の外航船舶を保有しているが、年間約 50～60 隻程度が代替建造の対象となっている。平成 21 年度における本制度の適用実績は 32 隻であり、年間建造数を考慮すると適用数が僅少であるとはいえない。

(2) 今後の見込み

(単位：隻数)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
租税特別措置法 第 65 条の 7～9 適用船舶 (外航日本船舶)	3	3	3	3	3	15
租税特別措置法 第 66 条の 6 適用船舶 (外航船舶)	24	24	24	24	24	120

※過去の実績をもとに推計

本制度の措置により、競争力のある日本商船隊の整備及び早期に経済安全保障を確立するための外航日本船舶の維持・増加が可能となり、我が国経済の発展に不可欠な国際海上輸送の確保が実現され、広く国民に裨益するものであることから、特定の者への偏りはない。

(内航)

(1) 実績

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度※	合計
事業者数	11	16	20	11	(12)	57 (69)
隻数	11	16	20	11	(12)	57 (69)

※海事局による調査結果

※平成 22 年度は見込み (合計のカッコ内は平成 22 年度見込みを算入)

(2) 今後の見込み

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
事業者 数・隻数	12	12	12	12	12	60

※見込みは過去の実績をもとに推計

平成 21 年度の適用実績は 11 隻であるが、リーマンショック後の世界的景気後退の影響により例年以上に建造数が落ち込んでいるとともに、同年の新造船の隻数は 73 隻であり、分母である適用対象の数を考慮すると、適用数が僅少とはいえず、また、利用できる事業者に何ら制限を課しているものではないことから、特定の者に偏っているとはいえない。

② 減収額

(外航)

(1) 実績

(単位：百万円)

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
租税特別措置法 第 65 条の 7～9 適用船舶 (外航日本船舶)	571	26	1,612	315	119
租税特別措置法 第 66 条の 6 適用船舶 (外航船舶)	5,043	4,598	10,300	8,211	9,280

※事業者団体調査及び海事局調査に基づくもの。

(2) 今後の見込み

(単位：百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
租税特別措置法 第 65 条の 7～9 適用船舶 (外航日本船舶)	991	991	991	991	991
租税特別措置法 第 66 条の 6 適用船舶 (外航船舶)	7,179	7,179	7,179	7,179	7,179

※過去の実績をもとに推計

(内航)

(1) 実績

(単位：百万円)

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	合計
減収見込額	427	503	933	320	(436)	2,183 (2,619)

※海事局による調査結果

※平成 22 年度は見込み(合計のカッコ内は平成 22 年度見込みを算入)

(2) 今後の見込み

(単位：百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
減収見込額	436	436	436	436	436	2,180

※見込みは過去の実績をもとに推計

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》

(外航)

(分析対象期間：平成 18 年度～平成 27 年度)

オペレーターが必要とする規模の船舶の代替建造が可能となる水準である 70/100 を圧縮記帳比率とする買換特例制度により、平成 20 年度で 11.2%である我が国商船隊の輸送比率について、平成 27 年度まで概ね 12%を維持することで、日本商船隊の船隊規模の維持の実現が可能。

外航海運は非常時の経済安全保障を担っているところ、日本の管轄権が及ぶ一定の外航日本船舶を保有することによる経済安全保障を担

保しつつ、平常時から国際競争力のある日本商船隊の維持が必要不可欠であるとともに、外航日本船舶の維持・拡大を図ることによる海事関係の国際機関等における日本の発言力の強化等の観点から、外航日本船舶の建造サイクルを加速し、早期に代替建造させるための追加的措置として、外航日本船舶の圧縮記帳比率を 90/100（外航日本船舶については、「日本商船隊を維持するための措置」に圧縮記帳比率 20/100 を加算）とし、経済安全保障を確立するために必要最低限な外航日本船舶 450 隻の早期達成を加速化することが可能。

（内航）

（分析対象期間：平成 18 年度～平成 27 年度）

21 年度においては、平均総トン数が 618 総トンとなっており、船舶の大型化については近年増加傾向である。一方、最近の建造数については、19 年度の 100 隻をピークに 21 年度は 73 隻まで低下しており、このままの傾向が続き、50 隻を大幅に割り込むような場合には、内航船舶の老齢船割合の上昇に歯止めをかけることは困難となる。

CO₂削減については、21 年度の CO₂ 排出量が 656.7 万トンであり、前年度に比べ 10%以上減少しているものの、排出原単位については平成 16 年度以前 5 年間の移動平均値比で約 2%悪化している。これは、輸出货量・積載率の減少や船舶の老朽化による輸送効率の悪化の影響が大きいと考えられるが、内航海運の競争力強化の観点から省エネ船舶・新造船の建造による CO₂削減を一層推進する必要がある。

このため、本特別措置の延長によって、老朽船の解撤を図りつつ代替建造量を一定（毎年 70 隻）程度確保することで、内航船舶の老齢船割合の上昇を食い止め、さらには低下させる必要がある。また、老朽船の良質な船舶への代替によって燃費効率の改善や CO₂の排出削減が図られ、内航海運の一層の効率化により、モーダルシフトの担い手としてふさわしい内航海運の競争力を強化する必要がある。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》

（外航）

（分析対象期間：平成 18 年度～平成 27 年度）

オーナーは、「日本商船隊への船舶供給を維持するための措置」（圧縮記帳比率 70/100）を適用することにより、

- ・ 船舶建造時のキャッシュフローを確保することができる。この結果、船舶の建造サイクルが短縮化され、オーナーが保有する外航船舶約 800 隻の維持・拡大を図ることができる。
- ・ 日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られることにより、年約 4%の船隊規模の拡大が実現され、平成 20 年度で 11.2%である我が国商船隊の輸送比率について、平成 27 年度まで概ね 12%を維持することで、我が国外航海運企業のシェアを維持することが可能となる。

オーナーは、「外航日本船舶を増加させるための措置」（圧縮記帳比率 90/100）を適用することにより、

- ・ 外航日本船舶の建造サイクルを更に加速することができ、平成 21 年央で 107 隻の外航日本船舶を、政策目的である経済安全保障を確立するために必要な 450 隻まで増加させることを加速化することができる。

（内航）

（分析対象期間：平成 18 年度～平成 27 年度）

船舶の平均総トン数は、18年度において596総トンであったのに対し、21年度においては618総トンとなっており、船舶の大型化については租税特別措置等により着実に成果を上げている。

本租税特別措置の延長により、船舶の大型化が進むとともに、老齢船の代替建造や新造船の建造によるCO₂の排出削減を促進することができる。

なお、年間建造量について過去10年程度の平均値である70隻程度を維持することを前提とし、内航船舶の老齢船の割合を平成21年度の72%から平成27年度には68%まで引き下げることを新たな目標とする。

また、毎年度の省エネ船舶や新造船の建造によるCO₂排出削減量を算出し、平成27年度までの5年間で5.6万トンの削減を行うことを新たな目標とする。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

(外航)

(分析対象期間：平成23年度～平成27年度)

仮に本制度が認められなかった場合、

- ①船舶の代替建造がスムーズに行われず、外航日本船舶の増加及び日本商船隊の維持・拡大に支障を来すこととなる。
- ②オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。
- ③経済安全保障確立の観点から必要最低限な外航日本船舶450隻とされているが、オーナーの外航日本船舶建造のインセンティブが失われ、早期達成が困難になる。

(内航)

(分析対象期間：平成23年度～平成27年度)

内航海運は、物流効率化や高度化、環境負荷低減を一層進める必要があるという課題を抱える一方、その担い手は中小事業者が多く、長期に渡る運賃水準の低迷や近年の燃油高騰の影響の中、船舶の代替建造を行うために必要な内部留保の確保が困難となるなど、安全・安定かつ環境にやさしく効率的な輸送サービスを確保する上で厳しい環境が続いている。

本租税特別措置により、船価が高騰し、新造船の建造や中古船の取得が困難となる市場環境にあっても老朽船の代替建造の促進を図ることが必要である。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

- ①老朽船の代替が進まないことにより経済効率性が悪化し、品目によっては陸上輸送へ移行するため、モーダルシフトの推進に逆行する
- ②船員の高齢化が進行しており、若年船員の雇用が急務であるが、船内設備の陳腐化・老朽化に伴う居住環境の悪化により、若年層の船員離れが進む可能性がある
- ③建造量が低下し、中小造船所において新造船事業の廃業等に追い込まれるとともに、優秀な技能者散逸による我が国造船業の技術力低下が進む可能性がある
- ④建造量が低下し、規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18

		<p>日閣議決定)において早期解消に向けた方策を検討することとされている内航海運暫定措置事業の収入が減少し、早期解消が困難となるなどの影響が考えられる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 (外航) (分析対象期間：平成23年度～平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、年約4%の船隊規模の拡大を実現することで、約11.2%である我が国海外航海運企業のシェアを維持することが可能となる。また、経済安全保障を確立するために必要な外航日本船舶450隻の実現を加速化することができる。 本租税特別措置により、日本商船隊の船隊整備が図られることにより、荷主との長期契約締結による輸送コスト削減や定期航路サービスの確立による輸送コストの削減が見込まれる。 <p>(内航) (分析対象期間：平成23年度～平成27年度)</p> <p>リーマンショックの影響や産業構造の変化等により内航船舶の建造需要が伸び悩む中で、租税特別措置等により、老朽船の解撤を図りつつ代替建造量を一定(毎年70隻)程度維持していくことで、バブル後に大量に建造され、14年以上経過した老齢船を着実に新造船等に代替することができる。その結果、内航船舶の老齢船割合の上昇を食い止め、さらには低下させることができ、内航海運の安全・安定輸送の確保につなげることができる。</p> <p>また、老朽船の良質な船舶への代替によって燃費効率の改善やCO₂排出削減が図られ、内航海運の一層の効率化により、モーダルシフトの担い手としてふさわしい内航海運の競争力を強化することができる。</p> <p>さらに、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の資金繰りの安定にも効果を発揮。</p>
9	相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航)</p> <p>外航船舶については、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、1994年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」(造船協定)が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されている。</p> <p>また、本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高いものと考えられるため、租税特別措置によるこ</p>

		<p>とが妥当であると考えられる。</p> <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ない。 ・ 課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の資金繰りの安定にも効果を発揮。
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>(外航)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした経済安全保障の確立及び日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（法律第 53 号）審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制（中略）の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶特別償却制度：船主（オーナー）の船舶建造支援による日本商船隊の維持・拡大 ・ 固定資産税非課税措置：オーナーの外航日本船舶保有コスト低減による外航日本船舶の建造促進 ・ 登録免許税の税率軽減措置：オーナーの外航日本船舶保有コスト低減による外航日本船舶の建造促進 <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別償却制度は、投資余力のある事業者が 300 トン以上の高度環境低負荷船等の建造を行うことを促進するもの。 ・ 中小企業投資促進税制は、投資余力の小さな中小企業者を対象に、環境低負荷船や 300 トン以上という要件なしに、老朽船の代替建造を誘導するもの。 ・ 固定資産税の軽減（課税標準 1 / 2 の特例）は、船舶の保有コストを削減し、代替建造を促進するもの。 ・ 一方、本租税特別措置は、船価高騰により代替建造が困難な場合においても、より性能の高い中古船へ代替することや 300 トン未満の船舶を含む船舶の代替建造を行うことを促進するもの。 ・ 船舶共有建造制度は、荷主・オペレーターの使用船保証を前提に、長期・低利の資金的支援と技術的支援が一体となったものであるのに対し、本租税特別措置は、使用船保証なしに自己資金を厚くして借入を少なくできるもの。 <p>なお、補助金等の予算措置や規制はない。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>—</p>
<p>10 有識者の見解</p>		<p>(外航)</p> <p>「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申」（平成 19 年 12 月答申）では、非常時における最低限必要な日本籍船は 450 隻と試算しており、経済安全保障の観点からの日本籍船の重要性に鑑み、日本籍</p>

		船の増加を図ることが至急の課題となっている。 (内航) なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	内航環境低負荷船の特別償却制度の延長及び拡充
2	要望の内容	【拡充要望】 内航海運における環境低負荷船の特別償却率を16/100とし、環境低負荷船のうち、特に省エネ・CO ₂ 削減に資する船舶については、特別償却率を30/100に引き上げたうえで5年間延長する。
3	担当部局	国土交通省海事局総務課財務企画室、内航課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年度 創設 平成17年度 縮減・延長(環境負荷低減型に対象を限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)除外) 平成19年度 延長 平成21年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船について16%から18%に引上げ)
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内貨物輸送の約3分の1、石油、セメント、鉄鋼等産業基礎物資輸送の約8割を担い、また、離島航路をはじめ国内旅客輸送にとって不可欠な公共交通機関である内航海運は、我が国経済と国民生活にとって必要不可欠な産業インフラ、ライフラインとして、極めて重要な役割を果たしている。トラックと比べた場合の輸送効率の高さを生かしつつ内航海運の安全・安定かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることは、物資の安定供給面、コスト面、環境面等で国民生活に直結する極めて重要な課題である。 そのため、構造的な原油高に対応し、輸送の安定性・効率性の低下リスクが高まる老朽船を安全・環境面で優れた良質な船舶へ代替建造するとともに、スーパーエコシップを始めとする省エネ・CO₂削減効果の高い新技術を活用した次世代内航船の建造を促進し、モーダルシフトの担い手としてふさわしい競争力のある省エネ型の輸送システムに転換する。 また、地球温暖化対策基本法案の国会提出やNO_xのIMO規制の強化など環境負荷低減に向けた国内外の社会的要請が高まる中、京都議定書目標達成計画等で求められているCO₂やNO_xの排出削減に資するため、内航海運の環境負荷低減を一層推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づく京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定、平成20年3月28日全部改定)において、エネルギー効率の良い次世代内航船(スーパーエコシップ)等新技術の開発・普及等を進めることとされている。 ・海洋基本法第16条に基づく海洋基本計画(平成20年3月18日閣議決定)において、内航船舶の競争力強化を図るため、省エネルギー型船舶や省人型船舶への転換等による経営体質強化を促進することとされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標： 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標： 20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 に包含</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ船舶・新造船によるCO₂排出削減量を平成23年度から平成27年度までの5年間で約5.6万トン ・NO_xの対IMO一次規制値比22%削減を誘導 ・船舶の平均総トン数について600G/T以上の維持 ・平成27年度における内航船舶の老齢船の割合を68% <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ船舶・新造船によるCO₂排出削減量 ※省エネ船舶:スーパーエコシップ、16%CO₂排出削減船等一定以上の省エネ・CO₂削減効果を有する船舶 ・本租税特別措置の適用船舶の隻数 ・船舶の平均総トン数 ・内航船舶の老齢船の割合 ※老齢船:船齢14年以上の船舶 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>リーマンショックの影響や産業構造の変化等により内航船舶の建造需要が伸び悩む中で、租税特別措置等により、老朽船の解撤を図りつつ代替建造量を一定(毎年70隻)程度維持していくことで、バブル後に大量に建造され、14年以上経過した老齢船を着実に新造船に代替することができる。その結果、内航船舶の老齢船割合の上昇を食い止め、さらには低下させることができ、内航海運の安全・安定輸送の確保につなげることができる。</p> <p>また、老朽船の良質な船舶への代替建造や船舶の大型化に加え、スーパーエコシップを始めとする省エネ・CO₂削減効果の高い新技術を活用した次世代内航船が新造船に占める比率を増やしていくことにより燃費効率の改善やCO₂排出削減を促進するとともに、NO_xの排出削減を更に強化していくことにより、内航海運の一層の効率化や国内外の社会的要請への対応が図られ、モーダルシフトの担い手としてふさわしい内航海運の競争力を強化することができる。</p>																																										
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>(1)実績</p> <table border="1" data-bbox="544 1279 1439 1422"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度※</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者数</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>(9)</td> <td>40(49)</td> </tr> <tr> <td>隻数</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>(9)</td> <td>43(52)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局による調査結果</p> <p>※平成22年度は見込み(合計のカッコ内は平成22年度見込みを算入)</p> <p>(2)今後の見込み</p> <table border="1" data-bbox="544 1559 1439 1700"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>数・隻数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※見込みは過去の実績等をもとに推計</p> <p>平成21年度の適用実績は6隻であるが、リーマンショック後の世界的景気後退の影響により例年以上に建造数が落ち込んでいることに加え、同年の新造船の隻数は73隻であり、分母である適用対象の数や適用に当たりトプランナーとしての環境低負荷設備等の要件を必要としていることを考慮すると、適用数が僅少とはいえず、また、利用できる事業者に何ら制限を課しているものではないことから、特定の者に偏っているとはいえない。</p>		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度※	合計	事業者数	13	8	14	5	(9)	40(49)	隻数	14	8	15	6	(9)	43(52)		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計	事業者	7	7	7	7	7	35	数・隻数						
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度※	合計																																						
事業者数	13	8	14	5	(9)	40(49)																																						
隻数	14	8	15	6	(9)	43(52)																																						
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計																																						
事業者	7	7	7	7	7	35																																						
数・隻数																																												

② 減収額	(1)実績 (単位:百万円)													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収見込額</td> <td>643</td> <td>407</td> <td>765</td> <td>332</td> <td>(429)</td> <td>1,815 (2,244)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局による調査結果 ※平成22年度は見込み(合計のカッコ内は平成22年度見込みを算入)</p>		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計	減収見込額	643	407	765	332	(429)
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計								
減収見込額	643	407	765	332	(429)	1,815 (2,244)								
③ 効果・達成目標の実現状況	(2)見込み (単位:百万円)													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収見込額</td> <td>599</td> <td>599</td> <td>599</td> <td>599</td> <td>599</td> <td>2,995</td> </tr> </tbody> </table> <p>※見込みは過去の実績等をもとに推計</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)</p> <p>21年度においては、平均総トン数が618総トンとなっており、船舶の大型化については近年増加傾向である。一方、最近の建造数については、19年度の100隻をピークに21年度は73隻まで低下しており、このままの傾向が続き、50隻を大幅に割り込むような場合には、内航船舶の老齢船割合の上昇に歯止めをかけることは困難となる。</p> <p>CO₂削減については、21年度のCO₂排出量が656.7万トンであり、前年度に比べ10%以上減少しているものの、排出原単位については平成16年度以前5年間の移動平均値比で約2%悪化している。これは、輸出货量・積載率の減少や船舶の老朽化による輸送効率の悪化の影響が大きいと考えられるが、内航海運の競争力強化の観点から新造船に占める省エネ・CO₂削減効果の高い次世代内航船の比率を増加させ、省エネ船舶・新造船の建造によるCO₂の排出削減を一層推進する必要がある。スーパーエコシップ(電気推進船)については、平成17年度から平成20年度までに限り認められた一般会計出資金を活用した船舶共有建造制度の船舶使用料軽減によって建造量が増えてきたものの、船価が通常の船舶に比べ2割程度高いため、今後の建造量の増加が見込みにくくなっている。</p> <p>このため、本租税特別措置の延長及び拡充によって、老朽船の解撤を図りつつ代替建造量を一定(毎年70隻)程度確保することで、内航船舶の老齢船割合の上昇を食い止め、さらには低下させる必要がある。また、老朽船の良質な船舶への代替建造や船舶の大型化に加え、スーパーエコシップを始めとする省エネ・CO₂削減効果の高い新技術を活用した次世代内航船の比率を増やしていくことにより燃費効率の改善やCO₂の排出削減を促進するとともに、NO_xの排出削減を更に強化していくことにより、内航海運の一層の効率化や国内外の社会的要請への対応を図り、モーダルシフトの担い手としてふさわしい内航海運の競争力を強化する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)</p> <p>前回の要望時における平成21年度から22年度までの政策目標は次の①～④のとおり。</p> <p>①平均100隻以上の建造レベルの維持 ②大型化の推進:船舶の平均総トン数につき、600G/T以上の維持 ③CO₂削減:3%の削減(2004年度以前5年間の移動平均値比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む) ④NO_x削減:新造船について33%の削減(2004年度比)</p> <p>21年度においては、平均総トン数が618総トンとなっており、船舶の大型化については目標の水準を維持しているが、建造数は73隻と目標には</p>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計	減収見込額	599	599	599	599	599
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計								
減収見込額	599	599	599	599	599	2,995								

達していない。この理由としては、リーマンショック後の世界的景気後退の影響により輸送需要が落ち込み、また、石油元売り会社の合併や公共事業の削減等産業構造の変化により先行きが不透明となったため、事業者が新造船の建造決定を先延ばししていることなどが考えられる。

CO₂削減については、排出原単位が平成16年度以前5年間の移動平均値比で約2%悪化しているが、これは、輸出货量・積載率の減少や船舶の老朽化による輸送効率の悪化が大きく影響しているものと考えられる。

NO_x削減については、少なくとも6隻の新造船が目標を達成している。

なお、前回の政策目標①については、リーマンショックの影響等により今後100隻以上の建造レベルの維持は困難と見られるため、過去10年程度の平均値である70隻程度を維持することを新たな目標とし、それを踏まえ、内航船舶の老齢船の割合を平成21年度の72%から平成27年度には68%まで引き下げることを目指す。

政策目標③については、輸送量や積載率の影響が大きく、また、ソフト施策の効果と租税特別措置等による設備改善効果を特定して分析・評価できない等の欠点がある。このため、毎年度の新造船について一定の省エネ設備を備えているかどうかをアンケート等で個別に把握することにより、省エネ船舶や新造船の建造によるCO₂排出削減量を算出し、平成27年度までの5年間で5.6万トンの削減を行うことを新たな目標とする。

政策目標④については、IMO一次規制値を約20%上回る二次規制が導入されたため、二次規制値を一定程度上回る水準に目標を設定する。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成27年度)

内航海運は、物流効率化や高度化、環境負荷低減を一層進める必要があるという課題を抱える一方、その担い手は中小事業者が多く、長期に渡る運賃水準の低迷や近年の燃油高騰の影響の中、船舶の代替建造のために十分な内部留保の確保が困難となるなど、安全・安定かつ環境にやさしく効率的な輸送サービスを確保する上で厳しい環境が続いている。

同時に、地球温暖化対策に貢献していくための船舶の低炭素化や将来のNO_x規制強化に向けたNO_x削減対策を加速させる必要性が高まっており、こうした社会的・国際的要請の変化に的確に対応しつつ、老朽船の代替建造を進めていくため、省エネ化やCO₂・NO_x排出削減等の環境負荷低減に対応する機能を有する船舶の建造に対して特別償却制度によるインセンティブを与えることが必要である。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

- ①スーパーエコシップ等の普及が進まなくなり、内航海運の競争力が低下する可能性がある。また、老朽船の代替が進まないことにより経済効率性が悪化し、品目によっては陸上輸送へ移行するため、モーダルシフトの推進に逆行する
- ②船員の高齢化が進行しており、若年船員の雇用が急務であるが、船内設備の陳腐化・老朽化に伴う居住環境の悪化により、若年層の船員離れが進む可能性がある
- ③建造量が低下し、中小造船所において新造船事業の廃業等に追い込まれるとともに、優秀な技能者散逸による我が国造船業の技術力低下が進む可能性がある
- ④建造量が低下し、規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)において早期解消に向けた方策を検討することとされている内航海運暫定措置事業の収入が減少し、早期解消が困難となるなどの影響が考えられる。

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成27年度)</p> <p>リーマンショックの影響や産業構造の変化等により内航船舶の建造需要が伸び悩む中で、本租税特別措置の延長・拡充により、老朽船の解撤を図りつつ代替建造量を一定(毎年70隻)程度維持していくことで、バブル後に大量に建造され、14年以上経過した老齢船を着実に代替することができる。その結果、内航船舶の老齢船割合の上昇を食い止め、さらには低下させることができ、内航海運の安全・安定輸送の確保につなげることができる。</p> <p>また、老朽船の良質な船舶への代替建造や船舶の大型化に加え、スーパーエコシップを始めとする省エネ・CO₂削減効果の高い新技術を活用した次世代内航船が新造船に占める比率を増やしていくことにより燃費効率の改善やCO₂排出削減を促進するとともに、NO_xの排出削減を更に強化していくことにより、内航海運の一層の効率化や国内外の社会的要請への対応が図られ、モーダルシフトの担い手としてふさわしい内航海運の競争力を強化することができる。</p> <p>特に、スーパーエコシップ等の次世代内航船については、今後一層の普及を図っていくためには、これまで財務基盤が弱く船価が高いスーパーエコシップ等の建造が困難であった中小企業まで対象を拡大して支援策を充実させる必要がある。具体的には、中小企業投資促進税制適用対象事業者のうち比較的余力のある企業に対し、中小企業投資促進税制を上回るインセンティブを与える必要がある。これにより、新造船に占めるスーパーエコシップ等の次世代内航船の比率が高まることが期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ない。 ・課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の資金繰りの安定にも効果を発揮。 ・事業者が船舶の代替建造を行う際に不可欠な本租税特別措置に一定のCO₂削減等に資する設備要件を組み込むことにより、内航海運の環境負荷低減を誘導することが可能。
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制は、投資余力の小さな中小企業者を対象に、環境低負荷船や300トン以上という要件なしに、老朽船の代替建造を誘導するもの。 ・特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置は、船価高騰により代替建造が困難な場合においても、より性能の高い中古船へ代替することや300トン未満の船舶を含む船舶の代替建造を行うことを促進するもの。 ・固定資産税の軽減(課税標準1/2の特例)は船舶の保有コストを削減し、代替建造を促進するもの。 ・一方、本租税特別措置は、投資余力のある事業者が300トン以上の高度環境低負荷船等の建造を行うことを促進するもの。 ・船舶共有建造制度は、荷主・オペレーターの用船保証を前提に、長期・低利の資金的支援と技術的支援が一体となったものであるのに対し、本租税特別措置は、用船保証なしに自己資金を厚くして借入を少なくできるもの。 <p>なお、補助金等の予算措置や規制はない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	なし

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充
2	要望の内容	<p>経済安全保障の確立の観点から外航日本船舶の増加を早期に図るとともに、国際競争条件の均衡化を図ることにより日本商船隊の国際競争力を強化するため、これまでの制度で対象としていた日本の船舶運航事業者が所有又は借受する外航日本船舶に加え、当該事業者の海外子会社が所有し当該事業者が運航する船舶に限り外航日本船籍の隻数の3倍の範囲内まで対象を拡充する。</p> <p>① 特例措置の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税の特例を受けられる対象船舶について、これまでの制度で対象としていた日本の船舶運航事業者が所有又は借受する外航日本船舶に加え、当該事業者の海外子会社が所有し当該事業者が運航する船舶に限り外航日本船籍の隻数の3倍の範囲内まで対象を拡充する。 <p>② 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外航海運企業が、法人税、法人住民税、法人事業税について、利益に応じた納税額の算出に代わり、船舶のトン数に応じたみなし利益に基づいて納税額を算出することができる。
3	担当部局	海事局外航課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成20年度創設</p> <p>平成22年3月31日までの間に、日本船舶・船員確保計画を作成し認定を受けた事業者は計画期間(5年間)内において、外航日本船舶にかかる利益について、みなし利益課税を選択することができる。</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>① 非常時の経済安全保障の確立のため、外航日本船舶数増加を加速化し、450隻の早期実現を図ること</p> <p>② 世界の外航海運の成長を日本の産業界等への成長へと取り込むため、競争力を持った日本商船隊の規模を世界の成長と同様に拡大させること</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省成長戦略(平成22年5月17日 1. 海洋分野) ・ 新成長戦略(平成22年6月18日 成長戦略実行計画(工程表) III アジア経済戦略) ・ 海洋基本法(平成19年4月27日法律第33号)第24条
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標: 20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>に包含。</p>

改正による 減税額	▲4,270	▲5,120	▲6,113	▲8,291	▲10,495	▲34,288
改正による 税収増額	1,887	4,181	6,552	8,877	11,225	32,722
改正減収 見込額	▲2,383	▲939	439	586	730	▲1,566

※過去の実績をもとに推計。

・改正減収見込額＝改正による減税額＋改正による税収増額となることから、5年間の減収合計額は15億6600万円となる。よって改正減収見込額の単年度平均は、15億6600万円÷5年＝3億1300万円となる。

※外航日本船舶の増加によりトン数標準税制対象外国籍船も増加し、減税額が増加するが、船隊規模拡大により通常課税の外国籍船も増加し、納税額は増加することにより、税収中立を確保。

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年～平成27年)

トン数標準税制を適用している「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者11社について、以下が計画され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、一方外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶(450隻)の早期確保を図るとともに、外航日本船舶に準じる外国籍船による輸送も含めた我が国の安定的な海上輸送の確保を図る必要性に迫られている。このため、今般、トン数標準税制の適用範囲を拡大することにより、外航日本船舶の更なる増加及び外航海運企業の船隊投資の促進を通じた日本商船隊の国際競争力強化による年約4%の船隊規模の拡大を図り、経済安全保障の確立及び競争力を持った日本商船隊の規模の拡大を実現する。

(トン数標準税制認定事業者数)

・平成21年4月時点 認定数:10社

・平成22年4月時点 認定数:11社

(認定事業者の計画の概要)(11社)

・外航日本船舶の確保計画:77.4隻⇒158.9隻(約2.1倍)

・外航日本人船員の訓練計画:5年間 688人(うち社船実習 352人)

・外航日本人船員の確保計画:1,072人⇒1,162人(約1.1倍)

○ 日本船舶・船員確保計画第1期(平成22年3月)における同計画認定事業者10社の状況

	計画開始時	第1期実績	増減	第1期計画	第5期計画
外航日本船舶の確保計画	76.4隻	95.4隻	+19隻	95.4隻	156.9隻
外航日本人船員の訓練計画	-	87人	-	87人	159人
うち社船実習	-	47人	-	47人	77人
外航日本人船員の確保計画	1,050人	1,084人	+34人	1,087人	1,139人

※認定事業者合計11社のうち、1社については計画期間が異なり、第1期が終了していないため、認定事業者10社の状況としている。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年～平成27年)

(本制度の創設時における達成目標)

①外国の外航海運事業者と本邦外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化

②日本籍船・日本人船員の確保・育成

①については、外航海運の世界では国際標準となっている制度を導入するも、外国が全ての支配船舶を適用範囲としている一方、日本は、トン数標準税制の適用対象を外航日本船舶に限定しており、国際的な競争条件の均衡化は実現していない。

②については、トン数標準税制を適用している「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者11社について、上欄が計画され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、一方外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶(450隻)の早期確保を図るとともに、外航日本船舶に準じる外国籍船による輸送も含めた我が国の安定的な海上輸送の確保を図る必要性に迫られている。

(租税特別措置等による効果)

①トン数標準税制の適用対象を外航日本船舶の数を基準として一定範囲内の外国籍船にも拡大することは、事業者による外航日本船舶増加のインセンティブを与えることとなり、平成21年央で107隻の外航日本船舶を概ね450隻とすることを目標とし、当初5年間(平成23年度から平成27年度まで)で概ね260隻とすることの実現に寄与する。

②トン数標準税制の適用対象を拡大することにより、減税額を元手にした外航海運企業の船隊投資を促進し、国際海上輸送需要量が今後も年約4%の伸びが見込まれる中で年約4%の船隊規模の拡大を実現することにより、平成20年で11.2%である我が国海運企業の輸送比率について、平成27年まで概ね12%程度を維持することに寄与する。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年～平成27年)

仮に本制度が認められなかった場合、以下の効果等が失われることが考えられる。

(1)外航日本船舶の増加による経済安全保障の確立

(2)外航日本船舶及び外航日本船舶に準じる外国籍船による我が国の安定的な海上輸送の確保

(3)課税の特例によるキャッシュフローを減資とした日本商船隊の船隊規模の拡大による以下の効果

①日本の産業界に輸送コストの削減や日本を中心とする輸送ネットワークの維持・拡充、我が国産業界のニーズに即した船型開発による輸送の効率化等、我が国経済への裨益

②船隊投資による日本の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効

			<p>果</p> <p>③本社課税である外航海運企業の世界市場での成長により、税収という形で中長期的に世界の成長を日本に取り込むこと</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年～平成27年)</p> <p>本租税特別措置について、以下のとおり税収減を是認する効果が期待される。</p> <p>(1)外航日本船舶の増加による経済安全保障の確立</p> <p>(2)外航日本船舶及び外航日本船舶に準じる外国籍船による我が国の安定的な海上輸送の確保</p> <p>(3)課税の特例によるキャッシュフローを減資とした日本商船隊の船隊規模の拡大による以下の効果</p> <p>①日本の産業界に輸送コストの削減や日本を中心とする輸送ネットワークの維持・拡充、我が国産業界のニーズに即した船型開発による輸送の効率化等、我が国経済への裨益</p> <p>②船隊投資による日本の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果</p> <p>③本社課税である外航海運企業の世界市場での成長により、税収という形で中長期的に世界の成長を日本に取り込むこと</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【日本商船隊の国際競争力確保と我が国の経済成長の達成について】</p> <p>外航海運の国際競争条件の均衡化を図り、日本商船隊全体の国際競争力を強化することにより初めて、過去10年間で1.5倍、世界全体でも今後年4%の伸びが見込まれる国際海上輸送需要を取り込むことが可能となり、日本の経済成長に貢献すると見込まれることから、要望の措置の妥当性が認められる。</p> <p>【経済安全保障の確立について】</p> <p>四面を海に囲まれた我が国にとって、非常時における物資の安定輸送の確保のため、日本政府の管轄権が及ぶ一定数の外航日本船舶の確保が必要である。現状の自国籍船数では非常時における経済安全保障の確立に支障を来す恐れがあるため、外航日本船舶の隻数を基準として一定範囲の外国籍船を適用対象に追加することにより外航日本船舶増加のインセンティブを事業者に与えることは、我が国の経済安全保障を確保するために必要な施策であり妥当性を有するものである。</p> <p>【政策目的達成手段として、的確かつ必要最低限な措置か】</p> <p>経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、1994年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」(造船協定)が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されているため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本要望は、オペレーターに対する租税特別措置であるトン数標準税制を拡充するものである。</p> <p>なお、規制、補助金等はない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本租税特別措置により、世界の成長にキャッチアップし、日本商船隊が競争力を持って拡大し、世界の海上荷動量と同様に成長することは、直接的には外航海運企業による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解	<p>「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申」(平成 19 年 12 月答申)では、非常時における最低限必要な日本籍船は 450 隻と試算しており、経済安全保障の観点からの日本籍船の重要性に鑑み、日本籍船の増加を図ることが至急の課題となっている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための特別償却制度の創設
2	要望の内容	<p>(外航船舶)</p> <p>日本商船隊に対する国内船主の船舶供給を支援するとともに、経済安全保障確立の観点から外航日本船舶の増加を図り、以て我が国経済発展に不可欠な国際海上輸送の確保を実現するため、本制度を創設する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の適用期限を5年間とする。 ・ 特別償却率を以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①日本商船隊への船舶供給を維持するための措置 <ul style="list-style-type: none"> 対象：外航船舶 特別償却率：16/100 ②外航日本船舶を増加させるための措置 <ul style="list-style-type: none"> 対象：外航日本船舶 特別償却率：「日本商船隊への船舶供給を維持するための措置」に14/100加算（外航日本船舶30/100） <p>(国際航空)</p> <p>我が国航空会社の抜本的な国際競争力強化により、我が国の拠点空港を中心としたグローバルネットワークの拡大と競争力ある航空サービスの安定的提供を実現するため、本制度を創設する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の適用期限を3年間とする。 ・ 特別償却率は30/100とする。
3	担当部局	海事局外航課、航空局監理部航空事業課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	<p>(外航船舶)</p> <p>平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）</p> <p>(国際航空)</p> <p>平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（3年間）</p>
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本商船隊に対する国内船主の船舶供給を支援するとともに、経済安全保障確立の観点から外航日本船舶の増加を図り、以て我が国経済発展に不可欠な国際海上輸送の確保を実現するものである。</p> <p>また、航空分野においては、我が国航空会社の抜本的な国際競争力強化により、我が国の拠点空港を中心としたグローバルネットワークの拡大と競争力ある航空サービスの安定的提供を実現するものである。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 (外航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省成長戦略(平成22年5月17日 1. 海洋分野) 新成長戦略(平成22年6月18日 成長戦略実行計画(工程表) III アジア経済戦略) 海洋基本法(平成19年4月27日法律第33号)第24条 <p>(国際航空)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省成長戦略(平成22年5月17日 3. 航空分野) 新成長戦略(平成22年6月18日 第3章(3)アジア経済戦略)
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、 みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 施策目標:25 航空交通ネットワークを強化する に包含。</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国商船隊の輸送比率を平成27年度まで概ね12%を維持。 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間(平成23年度から平成27年度まで)で概ね260隻とすることを目標とする。 <p>(国際航空)</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバルマーケットに占める我が国航空会社のシェアを集中改革期間中は概ね3%程度で維持しつつ、6%程度に倍増することを目標とする。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 (外航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国商船隊の輸送比率(世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送の割合) 我が国商船隊における外航日本船舶数 <p>(国際航空) グローバルマーケットに占める我が国航空会社のシェア</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航船舶)</p> <p>①平成19年12月の交通政策審議会海事分科会国際解除委輸送部会答申において、経済安全保障の確立に必要な外航日本船舶数は450隻とされており、外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間(平成23年度から平成27年度まで)で概ね260隻とすることは経済安全保障の確立に資する。</p> <p>②世界の海上荷動量が今後も年約4%の伸びが見込まれる中、我が国商船隊の輸送比率を平成27年度まで概ね12%を維持することは、日本商船隊に対する国内船主の船舶供給が可能になり、船隊規模の維持・拡大が実現されたといえる。</p>

第 43 条適用船舶 (外航日本船舶)					
租税特別措置法 第 66 条の 6 適用船舶 (外航船舶)	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270

※過去の実績をもとに推計

(国際航空)

【減収見込み】

平成23年度から25年度までの3年間、平年度ベース 2,179 百万円。(事業者からのヒアリングによる。)

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 27 年度)

(外航船舶)

オペレーターが必要とする規模の船舶の供給が可能となる償却水準である 16/100 を特別償却率とする船舶特別償却制度により、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大の実現が可能。

外航海運は非常時の経済安全保障を担っているところ、日本の管轄権が及ぶ一定の外航日本船舶を保有することによる経済安全保障を担保しつつ、平常時から国際競争力のある日本商船隊の維持が必要不可欠であるとともに、外航日本船舶の増加を図ることによる海事関係の国際機関等における日本の発言力の強化等の観点から外航日本船舶を増加させるための追加的措置として、外航日本船舶の特別償却率を 30/100(外航日本船舶については、「日本商船隊への船舶供給を維持するための措置」に特別償却率 14/100 を追加)とし、経済安全保障を確立するために必要最低限な外航日本船舶 450 隻の実現を加速化することが可能。

(国際航空)

我が国航空会社の抜本的な国際競争力の強化を実現するため、平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間で「集中改革期間」と位置付け、我が国航空会社が人件費、燃料費、機材費等あらゆる分野におけるコスト削減努力を集中的に実施することを前提として、航空機燃料税について大幅な負担の軽減を図る緊急的支援を実施する。

併せて、国際線就航機の特別償却率を 30/100 とするキャッシュフロー効果の高い特別償却制度により、集中改革期間において、効率性の高い機材更新を促進しつつ全体のフリート規模を維持・拡大する。

これにより、経営改革中の縮小均衡を回避しつつ我が国航空会社の抜本的な国際競争力強化が図られ、集中改革期間後の首都圏空港の容量拡大と本格的なオープンスカイの実現を千載一遇のビジネスチャンスとして、我が国の拠点空港を中心としたグローバルネットワークの拡大と競争力ある航空サービスの安定的提供の実現が可能。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 27 年度)

(外航船舶)

オーナーは、「日本商船隊への船舶供給を維持するための措置」(特別償却率 16/100)を適用することにより、

- ・ 船舶建造時のキャッシュフローを確保することができる。この結果、船舶の建造サイクルが短縮化され、オーナーが保有する外航船舶約 800 隻の維持・拡大を図ることができる。
- ・ 日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られることにより、年約4%の船隊規模の拡大が実現され、平成 20 年度で 11.2%である我が国商船隊の輸送比率について、平成 27 年度まで概ね 12%を維持することが可能となる。

オーナーは、「外航日本船舶を増加させるための措置」(特別償却率 30/100)を適用することにより、

- ・ 外航日本船舶の建造サイクルを更に加速することができ、政策目的である経済安全保障を確立するために必要な外航日本船舶 450 隻の実現を加速化することができる。

(国際航空)

我が国航空会社の抜本的な国際競争力の強化を実現するため、平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間で「集中改革期間」と位置付け、我が国航空会社が人件費、燃料費、機材費等あらゆる分野におけるコスト削減努力を集中的に実施することを前提として、航空機燃料税について大幅な負担の軽減を図る緊急的支援を実施する。

併せて、国際線就航機の特別償却率を 30/100 とするキャッシュフロー効果の高い特別償却制度により、集中改革期間において、効率性の高い機材更新を促進しつつ全体のフリート規模を維持・拡大することにより、グローバルマーケットに占める我が国航空会社のシェアを概ね3%程度で維持することができる。

これにより、経営改革中の縮小均衡を回避しつつ我が国航空会社の抜本的な国際競争力強化が図られ、集中改革期間後の首都圏空港の容量拡大と本格的なオープンスカイの実現を千載一遇のビジネスチャンスとして、グローバルマーケットに占める我が国航空会社のシェアを概ね6%程度に倍増することができる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 27 年度)

(外航船舶)

仮に本制度が認められなかった場合、

- ① オーナーの船舶の建造サイクルが長期化し、外航日本船舶の増加及び日本商船隊の維持・拡大に支障を来すこととなる。
- ② オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。
- ③ 経済安全保障確立の観点から必要最低限な外航日本船舶 450 隻とされ

ているが、オーナーの外航日本船舶建造のインセンティブが失われ、早期達成が困難になる。

(国際航空)

仮に本制度が認められなかった場合、航空機投資には巨額の投資が必要であることから、十分なフリーキャッシュフローが生み出されるまでの経営改革の途上においては積極的な機材投資に消極的になり、縮小均衡型のビジネスモデルを余儀なくされる可能性がある。

この結果、早ければ平成26年度中にも見込まれる首都圏空港の容量拡大と本格的なオープンスカイの実現による千載一遇のビジネスチャンスを逸し、グローバルマーケットに占めるシェアの一層の低下を招き、縮小均衡のスパイラルに陥ることにより、我が国の経済成長の足かせとなる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成27年度)

(外航船舶)

- ・ 本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。
- ・ 本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、年約4%の船隊規模の拡大を実現することで、我が国海外航海運企業のシェアを維持することが可能となる。また、経済安全保障を確立するために必要な外航日本船舶450隻の実現を加速化することができる。
- ・ 本租税特別措置により、日本商船隊の船隊整備が図られることにより、荷主との長期契約締結による輸送コスト削減や定期航路サービスの確立による輸送コストの削減が見込まれる。

(国際航空)

- ・ 本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、機材更新を促進しつつ全体のフリート規模の維持・拡大が図られる効果や航空会社の資金繰りの安定にも効果が高い。
- ・ 本租税特別措置により、集中改革期間において、効率性の高い機材更新を促進しつつ全体のフリート規模を維持・拡大することができ、経営改革中の縮小均衡を回避しつつ我が国航空会社の抜本的な国際競争力強化が図られ、集中改革期間後の首都圏空港の容量拡大と本格的なオープンスカイの実現を千載一遇のビジネスチャンスとして、我が国の拠点空港を中心としたグローバルネットワークの拡大と競争力ある航

			空サービスの安定的提供の実現が可能となる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航船舶)</p> <p>外航船舶については、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、1994年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」(造船協定)が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されている。</p> <p>また、本特例制度は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高いものと考えられるため、租税特別措置によることが妥当であると考えられる。</p> <p>(国際航空)</p> <p>本特例制度は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、機材更新を促進しつつ全体のフリート規模の維持・拡大が図られる効果や航空会社の資金繰りの安定にも効果が高いものと考えられるため、租税特別措置によることが妥当であると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航船舶)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした経済安全保障の確立及び日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買換特例制度: 船主(オーナー)の船舶建造支援による日本商船隊の維持・拡大 ・ 固定資産税非課税措置: オーナーの外航日本船舶保有コスト低減による外航日本船舶の建造促進 ・ 登録免許税の税率軽減措置: オーナーの外航日本船舶保有コスト低減による外航日本船舶の建造促進 <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(国際航空)</p> <p>我が国航空会社に対する支援措置として以下のとおり役割分担を明確化し、これらの制度の効果が相俟って、我が国航空会社の抜本的な国際競争力強化が図られることとなる。</p> <p>○税制</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機燃料税の税率の引き下げ（新設要望） ・ 国際線就航機の固定資産税の非課税化（拡充要望） ・ 航空機に使用する部品等に係る関税の免除（延長要望） <p>○財政投融资</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機に係る国際協力銀行による輸入保証
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		<p>（外航船舶）</p> <p>「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申」(平成 19 年 12 月答申)では、非常時における最低限必要な日本籍船は 450 隻と試算しており、経済安全保障の観点からの日本籍船の重要性に鑑み、日本籍船の増加を図ることが至急の課題となっている。</p> <p>（国際航空）</p> <p>なし</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の拡充
2	要望の内容	<p>現行の「国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置」を拡充し、以下の制度を時限的に追加することにより、国際船舶の集中的な増加を図ることとする。</p> <p>【要望措置】 所有権保存登記 1/1000(本則 4/1000) 抵当権保存登記 1/1000(本則 4/1000)</p> <p>【要望期間】 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日(1年間)</p> <p>【措置対象】 以下の対象事業者が建造もしくは取得(建造後5年以内)した国際船舶のうち、日本の船舶運航事業者に貸し渡される船舶 ・海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者 (ただし、平成 23 年 3 月 31 日までに同法に規定する船舶貸渡業の届出を行った事業者に限る。) ※上記措置対象以外の者が保有する国際船舶については、現行の国際船舶に係る登録免許税軽減措置(所有権の保存登記:3/1000、抵当権の設定登記:3/1000、適用期限:平成 24 年 3 月 31 日まで)を適用</p>
3	担当部局	海事局外航課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成8年度創設 平成9年度拡充要望(認められず) 平成 10 年度拡充・延長要望(延長のみ) 平成 11 年度拡充(海外から譲渡を受けた国際船舶を追加、国際船舶の定義の見直し) 平成 12 年度延長 平成 14 年度縮減・延長(税率 1/1000→1.5/1000) 平成 16 年度縮減・延長(税率 1.5/1000→2/1000) 平成 18 年度縮減・延長(税率 2/1000→2.5/1000) 平成 20 年度延長 平成 22 年度延長(税率 2.5/1000→3/1000)</p>
6	適用又は延長期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで(1年間)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本要望は、現行の「国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽</p>
	① 政策目的及びその	

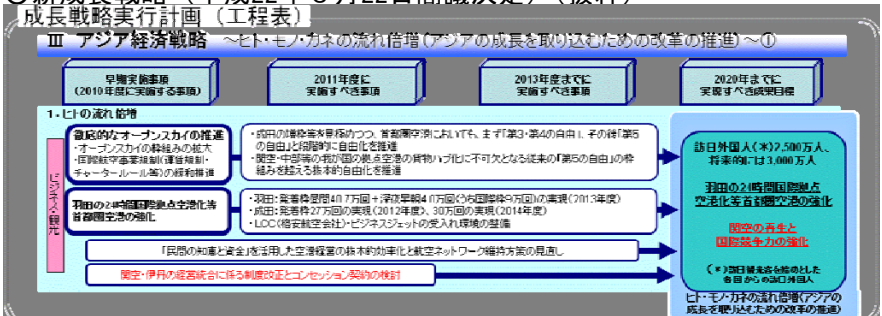
	根拠	<p>減措置」を拡充し、日本商船隊への船舶供給を支えているオーナーを対象として、「国際船舶」を建造・保有する際の登録免許税を現行制度よりも更に軽減（税率 1/1000）する制度を追加することにより、外航日本船舶の中でも特に効率性等に優れ、競争力のある「国際船舶」の建造・保有を集中的に促進するものであり、日本商船隊の国際競争力を強化するとともに、経済安全保障確立の観点から外航日本船舶の増加を図り、以て我が国経済発展に不可欠な国際海上輸送の確保を実現するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省成長戦略(平成 22 年 5 月 17 日 1. 海洋分野) 新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日 成長戦略実行計画(工程表) III アジア経済戦略) 海洋基本法(平成 19 年 4 月 27 日法律第 33 号)第24条 														
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>に包含。</p>														
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国商船隊の輸送比率を平成 27 年度まで概ね 12%を維持 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、1年間(平成 23 年度)で概ね 160 隻とすることを目標とする。 <p>に包含。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国商船隊の輸送比率 我が国商船隊における外航日本船舶数 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>①平成 19 年 12 月の交通政策審議会海事分科会国際解除委輸送部会答申において、経済安全保障の確立に必要な外航日本船舶数は 450 隻とされており、外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、1年間(平成 23 年度)で概ね 160 隻とすることは経済安全保障の確立に資する。</p> <p>②世界の海上荷動量が今後も年約 4%の伸びが見込まれる中、我が国商船隊の輸送比率を平成 27 年度まで概ね 12%を維持することは、競争力を持った日本商船隊の規模が世界の成長と同様に拡大し、国際競争力が強化したことといえる。</p>														
8 有効性等	① 適用数等	<p>(1)国際船舶の隻数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年 央</th> <th>平成 20 年 央</th> <th>平成 21 年 央</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際船舶</td> <td>85</td> <td>95</td> <td>106</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課における国際船舶手続実績</p> <p>(2)今後の見込み (単位:隻数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権保存</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>抵当権設定</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		平成 19 年 央	平成 20 年 央	平成 21 年 央	国際船舶	85	95	106	年 度	H23 年度	所有権保存	16	抵当権設定	4
	平成 19 年 央	平成 20 年 央	平成 21 年 央													
国際船舶	85	95	106													
年 度	H23 年度															
所有権保存	16															
抵当権設定	4															

		<p>※平成23年度要望分(拡充分)のみ計上</p>																						
	<p>② 減収額</p>	<p>(1)国際船舶の適用実績 (単位:百万円(隻数))</p> <table border="1" data-bbox="544 286 1150 479"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LNG船</td> <td>0(0)</td> <td>9(1)</td> <td>0(0)</td> </tr> <tr> <td>油送船</td> <td>0(0)</td> <td>0(0)</td> <td>60(3)</td> </tr> <tr> <td>その他貨物船</td> <td>35(7)</td> <td>67(9)</td> <td>140(15)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課における国際船舶手続実績</p> <p>(2)今後の見込み (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 568 967 710"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権保存</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>抵当権設定</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度要望分(拡充分)のみ計上 ※過去の実績をもとに推計</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成23年度)</p> <p>平成21年央で、外航日本船舶は107隻、うち国際船舶は106隻と増加傾向にあるが、一方外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶(450隻)の早期確保を図るとともに、我が国の安定的な海上輸送の確保を図る必要性に迫られている。</p> <p>経済安全保障の確立と日本商船隊の国際競争力の確保の観点から日本商船隊への船舶供給を支えているオーナーを対象として、外航日本船舶の中でも効率性の高く競争力のある「国際船舶」の登録免許税を現行制度よりも更に軽減し、外航日本船舶の保有コストを引き下げることにより、オーナーが外航日本船舶を建造・保有しやすい環境を整備することで、外航日本船舶の中でも特に技術革新等に対応した質の高い船舶の増加が図られ、日本商船隊の競争力の強化に寄与するとともに、安定的な輸送の確保を図ることが可能となる。</p> <p>なお、諸外国においては、「第二船籍制度」等外航船舶に係る税負担の軽減を図る措置が導入されていることもあり、外航日本船舶に係る登録免許税については、外国における船舶の登録に係る税・手数料等と比較した場合、高い水準となっていることから、国際競争条件の均衡化による日本商船隊の国際競争力強化の観点からも登録免許税の軽減は必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成27年度)</p> <p>本租税特別措置については、当初平成23年度に国際船舶を約150隻まで増加させるとの目標を掲げてきたところであり、平成21年央で外航日本船舶は107隻、うち国際船舶は106隻と増加傾向にあるが、一方外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶(450隻)の早期確保を図るとともに、我が国の安定的な海上輸送の確保を図る必要性に迫られている。</p> <p>経済安全保障の確立と日本商船隊の国際競争力の確保の観点から日本</p>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	LNG船	0(0)	9(1)	0(0)	油送船	0(0)	0(0)	60(3)	その他貨物船	35(7)	67(9)	140(15)	年 度	H23年度	所有権保存	67	抵当権設定	27
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																					
LNG船	0(0)	9(1)	0(0)																					
油送船	0(0)	0(0)	60(3)																					
その他貨物船	35(7)	67(9)	140(15)																					
年 度	H23年度																							
所有権保存	67																							
抵当権設定	27																							

		<p>商船隊への船舶供給を支えているオーナーを対象として、外航日本船舶の中でも効率性の高く競争力のある「国際船舶」の登録免許税を現行制度よりも更に軽減し、外航日本船舶の保有コストを引き下げることにより、オーナーが外航日本船舶を建造・保有しやすい環境を整備することで、外航日本船舶の中でも特に技術革新等に対応した質の高い船舶の増加が図られ、平成 20 年度で 11.2%である我が国海外航海運企業の輸送比率について、平成 27 年度まで概ね 12%程度を維持すること及び平成 21 年央で 107 隻の外航日本船舶を概ね 450 隻とすることを目標とし、平成 23 年度までに概ね 160 隻とすることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 20 年度～平成 23 年度)</p> <p>仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>① 日本の船舶登録に係る費用負担は、諸外国と比して高い水準にあることから、日本商船隊は、国際競争条件が不均衡な中での他国商船隊との競争を強いられるとともに、外航日本船舶の中でも質の高い船舶の増加が図られず、日本商船隊の競争力が低下することとなり、安定的な輸送を確保することが困難となる。</p> <p>② 経済安全保障確立の観点から必要最低限な外航日本船舶 450 隻とされているが、外航日本船舶建造のインセンティブが失われ、早期達成が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年度～平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安全保障の確立と日本商船隊の国際競争力の確保の観点からオーナーの外航日本船舶の建造・保有を促進するため、外航日本船舶の中でも効率性の高く競争力のある「国際船舶」の登録免許税を軽減し、外航日本船舶の保有コストを引き下げることにより、オーナーが外航日本船舶を建造・保有しやすい環境を整備することにより、外航日本船舶を増加させることが可能となる。 ・ 本租税特別措置により、外航日本船舶を中核とした日本商船隊の船隊整備が図られることにより、荷主との長期契約締結による輸送コスト削減や定期航路サービスの確立による輸送コストの削減が見込まれる。 ・ 四国等を中心とするオーナーは、現時点では外航日本船舶を保有していないが、本制度を利用して外航日本船舶を建造した場合、新たな税収が発生することとなる。
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>外航船舶については、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、1994 年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」(造船協定)が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されているため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした経済安全</p>

	との役割 分担	<p>保障の確立及び日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶特別償却制度・買換特例制度:外航船舶貸渡事業者(オーナー)船舶の船舶取得時のキャッシュフローを確保 ・ 固定資産税非課税措置:オーナーの外航日本船舶保有コストを低減 ・ 登録免許税の税率軽減措置:オーナーの外航日本船舶保有コストを低減 <p>なお、規制、補助金等はない。</p>
	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	<p>「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申」(平成 19 年 12 月答申)では、非常時における最低限必要な日本籍船は 450 隻と試算しており、経済安全保障の観点からの日本籍船の重要性に鑑み、日本籍船の増加を図ることが至急の課題となっている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	持株会社の設立による関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に係る特例措置の創設
2	要望の内容	<p>1. 持株会社・関空会社における準備金制度 関空会社（関西国際空港の運営を行う株式会社）並びに持株会社（関空会社及び伊丹会社（大阪国際空港の運営を行う株式会社）の株式保有等を行う株式会社）において、空港用地造成費用を累積限度額として積み立てた金額の損金算入を認めることにより、持株会社及び関空会社における法人税の課税を猶予する整備準備金を創設する。（関西国際空港整備準備金の拡充）。</p> <p>2. 法人事業税（資本割）の軽減措置の創設 持株会社、関空会社及び伊丹会社に係る法人事業税（資本割）の課税標準の軽減措置を創設する。（関西国際空港株式会社及び指定造成事業者に対する事業税の資本割の課税標準の特例（現行：6分の5控除）の拡充）</p>
3	担当部局	国土交通省大臣官房参事官（近畿圏・中部圏空港担当）
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和59年度 関西国際空港整備準備金制度（租税特別措置法第57条の7第1項）の創設</p> <p>平成16年度 法人事業税の軽減措置（地方税法附則第9条第4項）の創設</p> <p>平成21年度 法人事業税の軽減措置の5年延長</p>
6	適用又は延長期間	<p>持株会社・関空会社における準備金制度：恒久措置</p> <p>法人事業税（資本割）の軽減措置：平成29年3月31日まで</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西空港の我が国の国際拠点空港としての再生並びに関西空港及び伊丹空港の一層の活用により、近畿圏の航空需要を拡大し、我が国の成長に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○国土交通省成長戦略会議航空分野報告書（平成22年5月17日）（抜粋） 関空について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。 具体的には、関空の事業価値に加え、伊丹（大阪国際空港）の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、持株会社の設立といった方式により両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。</p> <p>○新成長戦略（平成22年6月22日閣議決定）（抜粋） 成長戦略実行計画（工程表） Ⅲ アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）～①</p>  <p>1.5倍の流れ倍増 抜本的なオープンサイの推進 オープンサイの枠組みの拡大 民間航空事業者制（運賃規制・チャータールール等）の緩和推進 羽田の2倍国際拠点空港化 首都圏空港の強化 「民間の知恵と資金」を活用し、空港経営の抜本的効率化と航空ネットワーク維持方策の見直し 関空・伊丹の経営統合に係る制度改正とコンセッション契約の検討</p> <p>2010年度に実施する事項 2011年度に実施するべき事項 2013年度までに実施するべき事項 2020年度までに実施するべき成果目標</p> <p>2倍の国際拠点空港化等 国際競争力の強化 訪日外国人（※）2,500万人、 再乗客は1,600万人 訪日外国人の2倍国際拠点空港化等 国際競争力の強化 国際競争力の強化 ※訪日観光客を主体とした 自由からの訪日外国人 ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標25「航空交通ネットワークを強化する」に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 関空会社及び伊丹会社の経営の安定化を図るとともに、国際競争力強化に向けた機能強化等を行う。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 関空会社及び伊丹会社の安定的な業務の提供が行われること。
<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 持株会社・関空会社における準備金制度により、空港用地造成費用を累積限度額とし、整備準備金として積み立てた金額の損金算入を認めることにより、持株会社及び関空会社における法人税の課税を猶予し、会社の財務体質の健全化を通じて、今後のLCC専用ターミナルの整備、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策を円滑に実施することが可能となる。</p> <p>また、法人事業税（資本割）の軽減措置により、持株会社、関空会社及び伊丹会社の適正な事業税負担を図ることにより、経営統合後の会社の経営の安定化を図ることが可能となる。</p> <p>これにより、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての再生並びに関西国際空港及び大阪国際空港の一層の活用が図られ、近畿圏の航空需要が拡大し、我が国の成長に寄与することとなる。</p>			
8	有効性等	① 適用数等	<p>①適用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西国際空港整備準備金 : 0件/年 ・ 関空会社に係る法人事業税（資本割）の軽減措置 : 3件/年 <p>②将来推計</p> <p>将来の適用数等については、現在検討している経営統合スキームの詳細が確定し次第、早急に推計することとしたい。</p>
		② 減収額	<p>①実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西国際空港整備準備金 : 0百万円/年 ・ 関空会社に係る法人事業税（資本割）の軽減措置 : 548百万円/年 <p>②将来推計</p> <p>将来の減収額については、現在検討している経営統合スキームの詳細が確定し次第、早急に推計することとしたい。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成28年度） 持株会社・関空会社における準備金は、空港用地造成費用を累積限度額とし、整備準備金として積み立てた金額の損金算入を認めることにより、持株会社及び関空会社における法人税の課税を猶予し、会社の財務体質の健全化を通じて整備の推進を図るものであることから、今後のLCC専用ターミナルの整備、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策を円滑に実施することが可能となる。</p> <p>また、法人事業税（資本割）の軽減措置により、持株会社、関空会社及び伊丹会社の適正な事業税負担を図ることにより、経営統合後の会社の経営の安定化を図ることが可能となる。</p> <p>これにより、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての再生並びに関西国際空港及び大阪国際空港の一層の活用が図られ、近畿圏の航空需要が拡大し、我が国の成長に寄与することとなる。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成28年度) 空港用地造成費用を累積限度額として積立てた準備金の損金算入を認めることにより、持株会社及び関空会社における法人税の課税を猶予し、LCC専用ターミナルの整備、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策を円滑に実施することが可能となる。 また、法人事業税（資本割）の軽減措置により、持株会社、関空会社及び伊丹会社の適正な事業税負担を図ることにより、経営統合後の会社の経営の安定化を図ることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間：平成21年度～平成28年度) 本措置が認められなければ、経営統合後の関空会社及び伊丹会社の経営の安定化、LCC専用ターミナルの整備、貨物ハブ強化等の国際競争力強化の強化策実施の支障となり、近畿圏の航空需要の拡大を図り、我が国の成長へ寄与することが困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成21年度～平成28年度) 関空会社及び伊丹会社の経営の安定化、国際競争力強化に向けた機能強化等を図り、関西国際空港の国際拠点空港としての再生及び大阪国際空港の一層の活用による近畿圏の航空需要の拡大を図ることは、我が国の成長戦略に大きく寄与するものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>空港用地造成費用を累積限度額として積立てた準備金の損金算入を認めることにより、持株会社及び関空会社における法人税の課税を猶予、会社の財務体質の健全化を通じて整備の推進を図るものであることから、今後のLCC専用ターミナルの整備、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策を円滑に実施する上で妥当な措置である。</p> <p>法人事業税（資本割）については、持株会社、関空会社及び伊丹会社の資本金が国から出資を受けた公共財産等に由来する等、その性質及び目的が他の課税法人と明らかに相違することから、事業税負担の適正化を図り、会社の安定的な経営を確保する上で妥当な措置である。</p> <p>本措置は、新成長戦略及び国土交通省成長戦略会議報告を受けて実施する持株会社方式による関西空港及び伊丹空港の円滑な経営統合と経営統合後の経営の安定化を図るための措置であり、既存の措置との重複はない。</p> <p>持株会社・関空会社における準備金制度により、持株会社及び関空会社に課される法人事業税（付加価値割・所得割）及び法人住民税の税額に影響することとなる。</p> <p>しかしながら、関西国際空港及び大阪国際空港は、近畿圏における国際線・国内線の中核的なネットワークを構成し、地域に多大な社会的・経済的便益をもたらしており、本租税特別措置を講ずることにより実現する両空港の一体的運営及び国際競争力の強化は、地域に更なる便益をもたらすものである。</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長			
2	要望の内容	個人又は法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という）第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え又は交換した場合の譲渡所得の課税の特例措置（80%の圧縮記帳等）の適用期限を延長する。			
3	担当部局	航空局 空港部 首都圏空港課、環境・地域振興課			
4	評価実施時期	平成22年8月			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度	創設（6年間）	平成3年度	5年間延長
		昭和50年度	5年間延長	平成8年度	5年間延長
		昭和55年度	5年間延長	平成13年度	5年間延長
		昭和60年度	5年間延長	平成18年度	5年間延長
		平成元年度	1年間延長		
6	適用又は延長期間	5年間			
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒防法）の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第百十号） ②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年4月20日法律第26号）</p> <p>①（移転の補償等） 第9条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p> <p>②（移転の補償等） 第9条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建築物等」という。）の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p>			

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標25「航空交通ネットワークを強化する」に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (特定飛行場) ・ 飛行場周辺に残存する移転対象 644 件の移転をできる限り促進する。 (成田国際空港) ・ 成田国際空港周辺に残存する移転対象 619 件の移転をできる限り促進する。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 (特定飛行場) ・ 平成 22 年度から平成 26 年度までに約 130 件の移転を行う (成田国際空港) ・ 平成 22 年度から平成 26 年度までに約 120 件の移転を行う
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。	
8	有効性等	① 適用数等	(特定飛行場) ・ 平成 18 年度 43 件 (43 者), 平成 19 年度 39 件 (39 者), 平成 20 年度 34 件 (34 者), 平成 21 年度 16 件 (16 者) 平成 22 年度見通し 26 件, 平成 23 年度見込み 26 件, 平成 24 年度見込み 26 件, 平成 25 年度見込み 26 件, 平成 26 年度見込み 26 件, 平成 27 年度見込み 26 件, (成田国際空港) ・ 平成 18 年度 50 件 (50 者), 平成 19 年度 38 件 (38 者), 平成 20 年度 32 件 (32 者), 平成 21 年度 36 件 (36 者) 平成 22 年度見通し 24 件, 平成 23 年度見込み 24 件, 平成 24 年度見込み 24 件, 平成 25 年度見込み 24 件, 平成 26 年度見込み 24 件, 平成 27 年度見込み 24 件, 移転補償により買取った土地であることを証明する証明書 (買取り証明書) の実績件数及び実績額に基づく。
		② 減収額	(特定飛行場) ・ 平成 18 年度 1,135 百万円, 平成 19 年度 326 百万円, 平成 20 年度 293 百万円, 平成 21 年度 522 百万円 平成 22 年度見込み 570 百万円, 平成 23 年度見込み 570 百万円, 平成 24 年度見込み 570 百万円, 平成 25 年度見込み 570 百万円, 平成 26 年度見込み 570 百万円, 平成 27 年度見込み 570 百万円 (成田国際空港) ・ 平成 18 年度 223 百万円, 平成 19 年度 60 百万円, 平成 20 年度 300 百万円, 平成 21 年度 216 百万円

		<p>平成 22 年度見込み 173 百万円, 平成 23 年度見込み 200 百万円, 平成 24 年度見込み 200 百万円, 平成 25 年度見込み 200 百万円, 平成 26 年度見込み 200 百万円, 平成 27 年度見込み 200 百万円</p> <p>移転補償により買取った土地であることを証明する証明書（買取り証明書）の実績件数及び実績額に基づく。</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年度～平成 27 年度） 平成 18 年度から平成 21 年度において、特定飛行場で 132 件、成田国際空港で 156 件の移転を実施。当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年度～平成 27 年度） 前回税制改正要望時に、移転の達成目標を、平成 18 年度から平成 22 年度までの間に、特定飛行場において 130 件、成田国際空港において 92 件と設定。実際には、平成 18 年度から平成 22 年 5 月までの間に、特定飛行場において 138 件、成田国際空港において 180 件の移転を達成し、目標を上回る移転を実施した。 第 2 種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）には、未だ移転対象となる居住者が残存しており、また、航空機の低騒音化が進んでいるものの、便数の増加等により、未だ航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、引き続き、移転を促進する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 18 年度～平成 27 年度） 空港周辺における騒音被害を解消するために移転を促進するには、移転の際に譲渡する土地建物等の譲渡所得に係る税負担による資産の目減りが移転の障害となり得ることから、本特例措置により、税負担をできる限り軽減することが有効である。本特例措置の延長が認められなければ、第 2 種区域及び航空機騒音障害防止特別地区内の住民の移転の促進が困難となり、当該住民の生活の安定及び福祉の向上、空港と周辺地域との調和ある発展に多大な影響を与える。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 18 年度～平成 27 年度） 航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。 このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生してしまうという問題があり、税負担を軽減する措置を何ら講じない場合には、税負担による資産の目減りを嫌う住民が、移転をためらうということが想定される。本特例措置は、移転の実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減するものであり、移転の促進のために非常に効果的であり、税収減を是認するような効果を有しているものであると言える。</p>

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	国税である本税を課税しつつ、さらに国の補助金で課税額を補てんする仕組みは非効率であり、また、土地の買換え等を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であるため、税制上の特例措置によることが相当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る割増償却制度
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成17年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（以下、「物流総合効率化法」という。）が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、これまでは、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者（同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。）が、倉庫用建物等の施設（特定流通業務施設に限る。）を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度（5年間10%）の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>物流総合効率化法が施行後5年を迎え、同法に基づく流通業務の総合化及び効率化に向けた取り組みをこれまで以上に促進することにより、流通に関わる事業者の国際競争力の強化及びその事業活動に伴う環境負荷の低減をより一層図っていくため、今般、以下の通り対象施設、対象者、設備要件、割増償却率を変更する。</p> <p>〈現行の対象施設〉 <u>物流総合効率化法の認定もしくは確認を受けた倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち立地要件等を満たすもの</u></p> <p>〈新たな対象施設〉 <u>物流総合効率化法の認定もしくは確認を受けた特定流通業務施設（倉庫、トラックターミナル、上屋、インランドポート）及びその附属設備若しくは構築物のうち立地要件等を満たすもの</u></p> <p>〈現行の対象者〉 <u>物流総合効率化法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者（特定流通業務施設の確認を受けた者を含む。）</u></p> <p>〈新たな対象者〉 <u>物流総合効率化法による総合効率化計画の認定を受けた者（特定流通業務施設の確認を受けた者及び改正港湾法による経営計画の認定を受けた国際コンテナ戦略港湾における港湾経営会社を含む。）</u></p> <p>〈倉庫用の建物に係る現行の設備要件〉 <u>垂直型連続運搬装置・電動式密集棚装置・自動化保管装置のいずれかを有しなければならない</u></p> <p>〈倉庫用の建物に係る新たな設備要件〉 <u>自動仕分装置・自動搬送装置・垂直型連続運搬装置・電動式密集棚装置・自動化保管装置のいずれかを有しなければならない</u></p> <p>〈現行の割増償却率〉 <u>5年間、10%</u></p> <p>〈新たな割増償却率〉 <u>5年間、20%（物流総合効率化法の認定もしくは確認を受けた倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びインランドポート）</u></p> <p><u>5年間、10%（物流総合効率化法の認定もしくは確認を受けた特定流通業務施設（倉庫（上記以外）、トラックターミナル、上屋）</u></p>
3	担当部局	政策統括官付参事官（物流施設）室 港湾局港湾経済課、振興課

4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度 創設</p> <p>平成8年度 延長 (20/100) 地区要件の追加</p> <p>平成10年度 延長 (18/100) ランプウェイ構造追加</p> <p>平成12年度 延長 (16/100)</p> <p>平成14年度 延長 (12/100) 規模要件の引き上げ</p> <p>平成16年度 延長 (10/100) 輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成17年度 延長 (10/100) 要件の見直し</p> <p>平成18年度 延長 (10/100)</p> <p>平成19年度 延長 (10/100)</p> <p>平成21年度 延長 (10/100) 要件の見直し</p>
6	適用又は延長期間	5年間(平成23年度～平成27年度)
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度の目的は、物流総合効率化法に基づき、流通業務（輸送・保管・荷さばき・流通加工等）を総合的・効率的に実施する事業者に対する支援措置を講ずることにより、我が国産業の国際競争力の強化や多様化する消費者ニーズへの対応を図るとともに、物流分野における地球温暖化対策（CO2排出量の削減）を図るものである。</p> <p>同法が施行されて約5年が経過しようとしているが、「国土交通省成長戦略」、「地球温暖化対策基本法案」、「新成長戦略」においても明記されているように、上記目的に対する政策的要請は制定時以上に高まっていることから、今後、これらの措置を講ずることにより、我が国産業の国際競争力の強化及び環境の負荷の低減を積極的に推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流総合効率化法において、流通に係わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図るとされている。 ・新成長戦略(H22.6閣議決定)において、7つの戦略分野の1つである「グリーン・イノベーション」には、「2020年における温室効果ガスの25%削減目標を掲げた地球温暖化対策も含まれる。」とされている。 ・地球温暖化対策基本法案において、我が国における1年間の温室効果ガスの排出量に関し、中期目標として2020年までに1990年における温室効果ガスの排出量から25%の削減を図ることを掲げている。 ・国土交通省成長戦略において、国際競争力のある港湾サービスの実現（「港湾力の発揮」）が戦略の柱の一つと位置づけられており、国際コンテナ戦略港湾への集荷のため「鉄道フィーダー及びトラックフィーダーの抜本的強化のためのインランドポート等の形成」、「海上コンテナ貨物の円滑な輸送に資するインランドポート等の抜本的強化」に取り組むことが必要とされている。 <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>

6	31	51	66	88	(101)	242(343)
---	----	----	----	----	-------	----------

税制利用証明書（地方運輸局発行）に基づく実績

※平成 22 年度は見込み（合計のカッコ内は平成 22 年度見込みを算入）

(2) 今後の見込み (件)

H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
144	194	247	294	344	1,222

過去の実績等を基に推計

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H17 年度～H27 年度）
 平成 17 年 10 月 1 日の「物流総合効率化法」施行後、平成 22 年 3 月末現在で 140 件の総合効率化計画認定があり、1 件あたりの CO2 排出削減率は 26%となっている。（140 件の排出削減量 84 千トン／1990 年比△7%）
 なお、本制度利用率（平成 17 年 10 月～平成 22 年 3 月末現在）は 26%となっている。
 今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成 32（2020）年度末までに CO2 排出量を 1990 年比 25%削減する。
 また、我が国の国際コンテナ港湾の競争力強化を図るため平成 22 年 8 月に国際コンテナ戦略港湾を選定し、インランドポート等を活用した国際コンテナ戦略港湾への集荷促進を通じて、以下の目標を達成することとしている。
 2015 年までに、東アジア主要港等でのトランシップ率半減
 2020 年までに、国際トランシップも視野

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H17～H27 年度）
 平成 17 年 11 月に閣議決定された「総合物流施策大綱（2005-2009）」に基づく「今後推進すべき具体的な物流施策」の進捗状況を把握する指標（平成 18 年 3 月物流施策推進会議決定）において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の認定件数については平成 21 年までに 110 件と目標を定めており、達成している。
 今後は、環境負荷低減の課題に対応すべく、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成 27 年度末までに CO2 排出量を 1990 年比 13%削減する。
 また、インランドポートの整備を促進することで、今後 5 年間で、国際コンテナ戦略港湾へ年間 15 万 T E U 以上の集荷増を図る。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H17～27 年度）
 拡充されない場合、平年度においての適用件数は 7 件、減収見込みは 19 百万円と見込まれるが、CO2 削減について、従来と同程度の削減しか見込めず、2020 年度までに 25%削減（1990 年比）という政府の地球温暖化対策の中期目標を達成できない。
 また、インランドポートの整備促進等による国際コンテナ戦略港湾への集荷増を図ることが困難となり、国際コンテナ戦略港湾の国際競争力の強化が達成できない。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17~H27年度)</p> <p>平成20年度末における総合効率化計画の認定件数は122件と、上記目標による倉庫用建物等の整備は行われており、所期の効果を上げているところであるが、我が国産業の国際競争力の強化をしつつ、環境負荷の低減を促進する物流効率化をさらに推進する必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが、事業運営上避けて通れなくなっている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。したがって本件特例措置は、本件目的達成のために取り得る、施設整備に対する補助金といった直接的な支援と比べ、手段として妥当性が認められる。</p> <p>なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当無し
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え等の特例措置
2	要望の内容	<p>特定の事業用資産の買換え及び交換の場合等の課税の特例措置を5年間延長する。</p> <p>〔特例内容〕 対象地域 ・既成市街地等の内から外への買換え及び交換 ・誘致区域の外から内への買換え及び交換 ・農村地域等の外から農村工業導入地区内への買換え及び交換 譲渡資産：土地、建物又は構築物 買換資産：土地、建物、構築物又は機械装置 (買換資産を取得した日から1年以内に倉庫業の用に供したとき又は供する見込みのあるとき) 圧縮記帳比率：80/100</p>
3	担当部局	政策統括官付参事官（物流施設）室 自動車交通局貨物課 港湾局港湾経済課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和45年度 創設 平成3年度 延長 平成8年度 延長 平成13年度 延長 平成18年度 延長</p>
6	適用又は延長期間	5年間(平成23年度～平成27年度)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>民間事業者の活力を最大限に活用しつつ、誘致区域の外から内への買換え等を図ることにより、倉庫、トラックターミナル、上屋を利用した物流業務に伴う都市部における交通混雑や環境問題への対応を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「総合物流施策大綱(2009-2013)」(平成21年7月閣議決定)において、「輸送コストや情報伝達コストの低減のため、また、最適立地戦略が進む中で日本が事業活動を行う魅力的な拠点として選ばれ続けるために、社会資本と連携した物流施設の整備及び当該施設を利用した物流の総合化・効率化に取り組む必要がある。」また、CO2排出量の削減について「今後はサプライチェーン全体からの環境負荷を低減していくこと等、更に進んだ取組みが求められる。」とされている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 倉庫、トラックターミナル、上屋は物流の結節点にあって、国民生活及び産業活動に欠くことのできない重要物資の荷さばき・保管行為により、物資の安定的供給に不可欠な機能を果たしているが、特に、物流の効率化等の要請への対応が求められており、物流施設に起因する都市部における交通混雑や環境問題への対応を図るために、施設の移転等に伴う再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した倉庫、トラックターミナル、上屋の適切な立地誘導を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過去5年間の実績では5件の適用があったことから、今後、安定的に買換え等が行われることを指標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 施設の移転に伴う再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した倉庫、トラックターミナル、上屋の適切な立地誘導を図ることにより、これら物流施設に起因する都市部における交通混雑の緩和や、騒音、排ガス等の環境問題への対応に寄与する。</p>																										
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>(1)実績 (件)</p> <table border="1" data-bbox="547 927 1436 1039"> <thead> <tr> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度※</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>(1)</td> <td>5(6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>政策統括官、自動車交通局、港湾局によるアンケート調査 ※平成22年度は見込み(合計のカッコ内は平成22年度見込みを算入)</p> <p>(2)今後の見込み (件)</p> <table border="1" data-bbox="547 1176 1308 1270"> <thead> <tr> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>過去の実績等を基に推計</p> <p>平成17年度から21年度の本制度利用件数は5件であるが、1件当たり4千万円の実績は効果が大きく、僅少とは言えず、また、利用できる事業者に何ら要件を課しているものではないため、特定の者に偏っているとは言えない。</p>	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度※	合計	2	0	2	1	0	(1)	5(6)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計	1	1	1	1	1	5
H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度※	合計																						
2	0	2	1	0	(1)	5(6)																						
H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計																							
1	1	1	1	1	5																							
	<p>② 減収額</p>	<p>(1)実績 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="547 1543 1436 1655"> <thead> <tr> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度※</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76</td> <td>0</td> <td>136</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>(44)</td> <td>221(265)</td> </tr> </tbody> </table> <p>過去の実績等を基に推計 ※平成22年度は見込み(合計のカッコ内は平成22年度見込みを算入)</p> <p>(2)今後の見込み (件)</p> <table border="1" data-bbox="547 1783 1308 1877"> <thead> <tr> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> <p>過去の実績等を基に推計</p>	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度※	合計	76	0	136	9	0	(44)	221(265)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計	44	44	44	44	44	220
H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度※	合計																						
76	0	136	9	0	(44)	221(265)																						
H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計																							
44	44	44	44	44	220																							

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H17年度~H27年度)</p> <p>本制度による優遇措置が行われることにより、倉庫等の流通業務地区等の誘致区域内への誘致が促進されつつある。 今後も、更なる再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した施設の整備を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H17年度~H27年度)</p> <p>物流施設に起因する都市部における交通混雑や環境問題への対応を図るために、施設の移転等に伴う再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した倉庫、トラックターミナル、上屋の適切な立地誘導が図られている。 今後も、更なる再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した施設の整備を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H17年度~H27年度)</p> <p>延長されない場合、施設の移転等に伴う再投資意欲の喚起がなされず、社会的要請に対応した倉庫、トラックターミナル、上屋の適切な立地誘導が図れないことから、これら物流施設に起因する都市部における交通混雑や環境問題への対応ができないこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17年度~H27年度)</p> <p>上記目標による倉庫、トラックターミナル、上屋の移転等が行われてきているが、更なる再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した施設の整備を図る必要がある。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本制度は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ない。</p> <p>課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の資金繰りの安定にも効果を発揮する。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	該当無し
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置
2	要望の内容	<p>地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を延長する。</p> <p>①対象地域 ア. 東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ. 東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>②対象者 大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等</p> <p>③対象資産：緊急地震速報受信装置及び関連設備</p> <p>④特別償却率：100分の20</p>
3	担当部局	気象庁地震火山部管理課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 58 年度 創設</p> <p>昭和 60 年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>昭和 62 年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成元年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成3年度 適用期限2年間延長、対象資産の拡充、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成5年度 適用期限2年間延長</p> <p>平成7年度 適用期限2年間延長</p> <p>平成8年度 対象地域の拡充</p> <p>平成9年度 適用期限2年延長</p> <p>平成 11 年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 12 年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 13 年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ、適用対象者の限定</p> <p>平成 14 年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 15 年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 17 年度 適用期限2年間延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 19 年度 適用期限2年間延長</p> <p>平成 21 年度 適用期限2年間延長、対象資産の改組、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ</p>
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、甚大な被害が予</p>
	① 政策目的及びその根拠	

			<p>想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。</p> <p>このため、地震の発生直後に、各地での強い揺れ(主要動)の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数を13万台(平成20年12月時点)から25年度までに26万台とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省政策評価基本計画</p> <p>【政策目標】4. 水害等災害による被害の軽減</p> <p>【施策目標】10. 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実に包含。</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 全国における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 緊急地震速報の利活用を促進させるために、特性や減災のための活用方策について各方面各地域に普及させるべく、関係省庁や各種団体と連携、協力して、講演会や受信端末展示会等のイベントを開催等して、緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数を13万台(平成20年12月時点)から25年度までに26万台とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該租税特別措置により、取得時の負担が軽減され、緊急地震速報の受信端末等の導入が増えることで、達成目標の到達に寄与し、政策目的である地震被害軽減にも寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>162件(1年あたり推計)(別紙参照)</p> <p>21年度より対象資産を変更しており、その実績件数は調査中。</p>
		② 減収額	<p>10百万円(1年あたり)(別紙参照)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度) 目標の達成に向けて、施設の利用者の生命・身体の安全の確保、機械停止等による被害拡大防止が図られるよう、強化地域及び推進地域に存する事業者による緊急地震速報受信装置等の設置を促進しているところ。緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数は22年3月時点で21万台。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度) 地震防災対策を推進するため、不特定多数の者が利用しており被災時に大きな混乱が生じ被害が拡大するおそれがある施設や、危険物取扱施設等周辺地域に大きな被害を及ぼす蓋然性の高い施設など、対策実施の優先度が高い施設等に対象を絞って、地震防災対策を戦略的に実施していくことが重要である。また、災害対策を進める上で、今後は国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要であり、「自助・共助」の取組を喚起するためのインセンテ</p>

		<p>イブを与える施策が求められている。</p> <p>このような考え方に立ち、強化地域・推進地域に存する、病院・劇場・百貨店・旅館等の不特定多数の者が出入りする施設を管理する者、石油類・火薬類・高圧ガス等の危険物の製造・貯蔵等を行う施設を管理する者、鉄道事業等の一般旅客運送に関する事業を運営する者、学校・社会福祉施設・電気事業・ガス事業・水道事業・大人数が勤務する工場等の重要な施設又は事業を管理・運営する者を優先対象として、本租税特別措置により一定の地震防災対策用資産の取得を促し、各地域での地震防災体制の構築を進めてきたところであるが、平成20年10月に内閣府(防災担当)が実施した、本租税特別措置の対象地域内の企業に対するアンケート調査によると、既に緊急地震速報受信装置を導入済みの事業者は7.0%にとどまり、引き続き本租税特別措置を講じて導入を促進させる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度)</p> <p>緊急地震速報受信装置の導入により、主要動到達前の避難経路確保や製造機械の停止などの措置をとることができたケースが、平成20年の岩手・宮城内陸地震などで見られた。本租税特別措置が延長されない場合、緊急地震速報受信装置の普及が遅れ、近く発生する可能性のある東海地震や東南海・南海地震などが発生した場合の被害の発生、拡大を抑制することができない恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度)</p> <p>緊急地震速報の利活用の実態として、平成21年8月11日の駿河湾を震源とする地震や平成22年3月14日の福島県沖の地震の際に、デパートや小売店で館内放送を行い客の誘導に生かされたケースや、工場や倉庫において従業員の安全確保、機械の停止による被害防止策が取られたケースなどがあった。今後、より普及が進むことでこういった予防策がとられやすくなり、被害拡大の防止に資するものと考えられる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>平成19年3月の中央防災会議で内閣総理大臣より「緊急地震速報を政府一体となって、国民への普及・啓発に取り組んでいただくようお願いしたい」とのご発言があったことを踏まえ、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議」が設置された。同会議を中心に政府一体となった取組を展開しているところであるが、一般に災害対策を進める上では国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要とされており、そういった「自助・共助」の取組を喚起するインセンティブを与える必要がある。ここで租税特別措置というインセンティブを与えることにより、地震防災対策用資産の取得時コストを軽減し、当該資産の導入を通じた地域防災力向上を図ることが可能となる。</p> <p>また、法的規制や義務付けについては以下の考え方により行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策誘導により自発的意思による設置・取得を促すことが、「自助・共助」の取組を喚起するという考え方に沿うものであり、法的規制はその次のステップであること。 ・緊急地震速報受信装置により地震の揺れを速やかに受信できる状態にすることに加えて、受信者がその情報をもとに被害防止や軽減のための行動をとることが必要である。そのため、積極的に防災対策を講じようとする者が、自

			発的に導入すべきものであって、一律の義務付けにはなじまない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置は現在のところ講じられていない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>気象庁「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」や、それを受けた平成 19 年 3 月の中央防災会議において、阿部勝征東大名誉教授(前述の検討会座長)より「緊急地震速報の利活用の促進、利活用に伴う混乱防止に向けた政府一丸の取組が必要」とのご発言があった。</p> <p>また、同氏を会長とする緊急地震速報利用者協議会より、平成 21 年度税制改正に際して「緊急地震速報の受配信に係る設備・機器等」を対象資産としてほしい旨の要望書が提出された。この中で、緊急地震速報受信装置が地震防災に役立つほか、特別償却制度の適用により法人等の対象資産の設置に弾みがつくと述べられている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

【法人税】

「地震防災対策用資産の取得に関する特例措置」の適用見込について

1. 試算の前提条件（毎年の適用件数等）

（※今後、調査を実施する予定）

(1) 緊急地震速報受信装置の適用件数

① 平成 20 年 10 月に内閣府防災担当の直営でアンケート調査を実施し、東海、東南海・南海、日本海溝・千島海溝の各強化地域・推進地域（以下「対象地域」という。）に所在する大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）第 4 条各号に掲げる施設又は事業を運営・実施する事業者（以下「対象事業者」という。）のうち、**5,331 社**へ調査票を郵送し、**2,521 社**から回収した。

② 回収した**2,521 社**について見ると、現時点で既に導入済みの事業者は**7.0%**。緊急地震速報の整備目標では、**今後 10 年で約 3 割**まで引き上げることとしているため、今後 10 年で**20%**整備率を引き上げることとする。

③ 上記**20%**は、自発的に受信装置を購入する事業者や、本税制特例をはじめとした今後の官民一体での普及促進の取組の結果新たに購入することとなる事業者など、様々な場合が含まれるが、このうち、

- 赤字企業（欠損法人）については税制特例の適用を受けられないため、税制以外の取組によって取得を促すこととする。そして、その割合については、国税庁の「平成 18 年会社標本調査結果（税務統計から見た法人企業の実態（4～3 月決算）」で全法人の**66.3%**とされているから、これを控除し、

$$20 (\%) \times 0.337 = \mathbf{6.74\%}$$

④ 次に、**6.74%**の事業者の中には、

- ・ 税制特例をはじめから当てにしないで、自発的・積極的に購入する事業者
 - ・ 低価格の受信装置（数万円～10 数万円程度）を購入する事業者で、（減税見込み額と申請の手間との兼ね合いで）税制を活用せずに購入する事業者
 - ・ 税制について無知・無関心であるため、税制を活用せずに購入する事業者
- など、何らかの理由により税制を活用しないで購入する事業者が一定割合含まれる。しかし、その割合は把握困難であるため、便宜上、上記 **6.74%**の約**1/3**(※)が税制特例を利用すると仮定し、**2.25%**を税制特例の活用による購入分とする。

※ 平成 20 年 10 月に内閣府が実施したアンケート調査では、本税制特例の認知度は1%未満であり、今後周知・広報の推進によりこの割合を大幅に引き上げることを見込んで約 1 / 3 と仮定する。

⑤ ここで、総務省消防庁の統計によると、対象地域に所在する対象事業者の総数は、**118,964 社**。したがって、対象地域全体の全対象事業者のうち、税制特例の活用により緊急地震速報受信装置の導入を促す事業者数（10 年間）を算出すると、

$$118,964 \times 0.0225 = \underline{2,677} \quad \text{よって、} \quad \boxed{\text{年平均 268 件}}$$

(2) 感震装置及び緊急遮断装置の適用件数

平成 20 年度以前から対象資産である「感震装置及び緊急遮断装置」の平成 19～20 年度の適用実績は年平均 3 件(※1)であり、新たな税制への衣替えによる P R 効果等で 4.4 倍(※2) 程度に適用件数が増加すると仮定すると、その適用件数は、

$$3 \times 4.4 = \boxed{\text{年平均 13 件}}$$

※1 感震装置及び緊急遮断装置の適用実績（最近 5 年間）

平成 15 年度…0 件、平成 16 年度…1 件、平成 17 年度…2 件、平成 18 年度…2 件、平成 19 年度…5 件

※2 本税制特例の創設時からの 5 年間（昭和 58～62 年度）の適用実績は 137 件（27.4 件／年）、最近 5 年間（平成 16～20 年度）は 31 件（6.2 件／年）であり、平成 21 年度改正による税制の一新により当初は創設時と同様の利用増加が見込まれることから、その増加率を 27.4 ÷ 6.2 ≒ 4.4 倍 と仮定。

2. 適用見込

以上を踏まえた上で、本税制特例による最初の1年間の減税額とは、対象資産の総取得価額に係る特別償却額相当分に対応する所得税額・法人税額であると考え、以下の四角囲みの条件を基に計算すると、

● **特別償却率：20%**

● **個人事業者（所得税対象）と法人（法人税対象）の割合：**

・ 国税庁の「平成18年申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」より事業所得者数が1,904（千人）、

・ 国税庁の「平成18年会社標本調査結果（税務統計から見た法人企業の実態（4～3月決算）」より法人数が2,592（千社）であるから、

⇒ **所得税：法人税 = 1,904 : 2,592 = 42.3 : 57.7**

よって、1.において試算した適用見込みより、法人税での適用件数は

● **緊急地震速報受信装置の適用件数： $268 \times 0.577 = 155$ （件）**

● **感震装置及び緊急遮断装置の適用件数： $13 \times 0.577 = 7$ （件）**

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新幹線鉄道大規模改修準備金
2	租税特別措置等の内容	<p>全国新幹線鉄道整備法の指定所有営業主体である法人が、適用事業年度において、承認積立計画に係る新幹線鉄道施設の大規模改修の実施に要する費用の支出に備えるため、その積立期間にわたって、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p> <p>この準備金は、積立期間の末日を含む事業年度後の翌事業年度から、10年間で均等額(工事予定期間が10年間に満たない場合には、工事予定期間に占める当該事業年度の月数分)を益金に算入する。(この制度は課税の繰り延べであり、積み立て開始から取り崩し終了までの期間全体で見ると、納税額に変化は生じない。)</p>
3	担当部局	国土交通省鉄道局 総務課、財務課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設
6	適用期間	承認積立計画に記載された積立期間内の日を含む各事業年度 平成14年10月～平成40年3月(東海道新幹線)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 かけがえのない公共交通インフラである新幹線鉄道について、将来必要となる大規模改修に向けて万全な備えを行い、その安定的な輸送を将来的に確保するため、新幹線鉄道の大規模改修を円滑に実施する。</p> <p>《政策目的の根拠》 全国新幹線鉄道整備法第15条～第23条</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標29 鉄道網を充実・活性化させる。 に包含。</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新幹線鉄道の大規模改修の円滑な実施</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 積み立てるべき新幹線鉄道大規模改修引当金の総額 5000億円(東海道新幹線の大規模改修)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 準備金を確実に積み立てることで、新幹線大規模改修を円滑に行い、安定的な輸送を将来的に確保する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	1件(JR東海 東海道新幹線)
		② 減収額	平成14年度の減収額は▲50億円 (損金算入額166億円×法人税率30%=50億円) 平成15年度以降、各年減収額は▲100億円(平成21年度見込み含む) (損金算入額333億円×法人税率30%=100億円) ※なお、平成30年度以降、準備金は10年間で均等額を益金算入するため、積み立て開始から取り崩し終了までの期間全体で見ると、納税額に変化は生じない。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成14年10月～平成22年8月) 東海道新幹線における大規模改修は平成30年から平成40年にかけて行うものであり、安定的な輸送を将来的に確保するという政策目的は、大規模改修終了後に発現していく。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成14年10月～平成22年8月) 東海道新幹線の大規模改修は平成14年より平成29年まで15年間で準備金の積み立てを行い、平成30年から平成40年の10年間で工事を行う計画であり、既に7年半以上が経過し、その間、準備金の積立は着実に進んでいる。 ※目標額5,000億円に対して、2,500億円まで積立が進んでいる。 ----- 《税収減を是認するような効果の有無》(平成14年10月～平成22年8月) 東海道新幹線における大規模改修は平成30年以降に行うものであり、その時点で効果が発現していく。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	全国新幹線鉄道整備法に基づく大規模改修費用の支出に備えるための引当金の積立を義務づけるとともに、同法に基づき積立を行った際の損金算入及び大規模改修時の取り崩し・益金算入が認められる租税特別措置を合わせて行う制度は、民間事業者である鉄道事業者には、巨額の費用を必要とする新幹線の大規模改修を確実に進めるとともに、大規模改修が行われる際の利用者負担の平準化を図るための措置として、的確である。なお、この制度は課税の免除ではなくあくまで課税の繰り延べであり、積み立て開始から取り崩し終了までの期間全体で見ると、納税額に変化は生じない。このことから、本特例は、補助金による大規模改修よりも国庫への負担が確実に少なくなると考えられることから、効率的なものであり、政策手段としての確かなものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例については他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けた引当金積立計画に従って、現在、我が国の大動脈を担う東海道新幹線の大規模改修に向けて、着実に準備金の積立が行われているところであり、かけがえのない公共交通インフラである新幹線鉄道の大規模改修を行うことにより、安定的な輸送を将来的に確保するという目的を確実に達成するための制度として、本租税特別措置は欠かせないものとなっていること、並びに、今後、山陽新幹線、東北新幹線、上越新幹線の大規模改修の際にも必要となることから、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金
2	租税特別措置等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の定期検査を受けるための修繕(以下、「特別修繕」という。)に要する費用を準備金として積み立てたときは、その一定限度額(3/4)以下の積立額の損金算入を認める。 ・ 特別修繕が完了した場合には、その全額を取り崩して益金に算入する。
3	担当部局	海事局総務課財務企画室、外航課、内航課
4	評価実施時期	平成 22 年 7 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設
6	適用期間	-
7	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1; text-align: center;"> <p>必要性等</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: center;"> <p>① 政策目的及びその根拠</p> </div> </div>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>四面環海である日本では、外航海運がエネルギー資源等の輸入や工業製品等の輸出における貿易量の 99.7%を担っており、日本の社会・経済を支える基盤として重要な役割を果たしているとともに、このような物資の大半を日本の外航海運事業者が運航する船舶(日本商船隊)によって輸送している。</p> <p>外航海運は世界単一の市場が形成され、グローバル化する世界経済の中で、本邦外航海運事業者と諸外国の外航海運事業者との間の競争は激化の方向にあり、平時より競争力のある日本商船隊を維持・強化する必要性が増している。</p> <p>一方、内航海運は、国内貨物輸送の約1/3、鉄鋼、セメント等の産業基礎物資の約8割を輸送するとともに、離島航路をはじめとする国内旅客輸送にとって重要な公共交通機関であり、我が国の国民生活や産業活動に必要な不可欠な役割を果たしており、引き続き安定的な輸送サービスの維持が必要である。</p> <p>海上輸送に不可欠な輸送手段である船舶は、安全性を確保するため、船舶安全法に基づき5年毎の定期検査を義務付けている。船舶は、その使用に伴い経年劣化することから、検査に際しては、多額の費用をかけて大規模な特別修繕(例えば、外航船は一隻あたり平均で約1.5億円)を行うことが必要となっている。</p> <p>このため、特別修繕費用を平準化し、適切に修繕が行われることにより、外航海運については、競争力のある日本商船隊の維持・強化を図り、概ね12%の我が国商船隊の輸送比率を平成 23 年度まで維持する。また、内航海運については、船舶の運航に支障を来さないようにし、国内輸送需要の中で海運</p>

		<p>に求められる輸送量の維持を図り、概ね3割の内航海運の国内輸送比率を平成 25 年度まで維持する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>[外航]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国土交通省成長戦略」(平成 22 年 5 月 17 日) 1. 海洋分野 ・「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) 成長戦略実行計画(工程表)Ⅲ アジア経済戦略 ・「海洋基本法」(平成 19 年 4 月 27 日法律第 33 号) 第 24 条 <p>[内航]</p> <p>国土交通省政策評価体系において、施策目標「海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進」として位置づけられている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標:20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>に包含</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>[外航]</p> <p>我が国商船隊の輸送比率を平成 23 年度まで概ね 12% を維持</p> <p>[内航]</p> <p>内航海運の国内輸送比率を平成 25 年度まで概ね 3割 を維持</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>[外航]</p> <p>我が国商船隊の輸送比率(世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送量の割合)</p> <p>[内航]</p> <p>内航海運の国内輸送比率(国内貨物輸送量における内航海運による輸送量の割合)</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特別修繕が適切に行われ定期検査に合格し日本船舶が支障なく運航されることにより、外航海運については中国やインド等の新興国の経済成長等を背景とした世界の海上輸送量が増える中、「我が国商船隊の輸送比率を平成 23 年度まで概ね 12%」となることで、競争力のある日本商船隊の維持・強化が図られたといえる。また、内航海運については「内航海運の国内輸送比率を平成 25 年度まで概ね 3割 を維持」されることで、国内輸送需要の中で海運に求められる輸送量の維持が図られたといえる。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航</td> <td>109者</td> <td>111者</td> <td>16者</td> </tr> <tr> <td>内航</td> <td>343者</td> <td>338者</td> <td>334者</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>452者</td> <td>449者</td> <td>350者</td> </tr> </tbody> </table> <p>外航海運実績:平成18・19年度については事業者団体調査による集計値を 基に推計 平成20年度については事業者団体調査及び海事局調査 内航海運実績:平成18・19年度については事業者団体調査による集計値を 基に推計 平成20年度については海事局調査</p>		平成18年度	平成19年度	平成20年度	外航	109者	111者	16者	内航	343者	338者	334者	計	452者	449者	350者
		平成18年度	平成19年度	平成20年度														
	外航	109者	111者	16者														
内航	343者	338者	334者															
計	452者	449者	350者															
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航</td> <td>902百万円</td> <td>976百万円</td> <td>474百万円</td> </tr> <tr> <td>内航</td> <td>3,927百万円</td> <td>4,401百万円</td> <td>2,190百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,829百万円</td> <td>5,377百万円</td> <td>2,664百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>外航海運実績:平成18・19年度については事業者団体調査による集計値を 基に推計 平成20年度については事業者団体調査及び海事局調査 内航海運実績:平成18・19年度については事業者団体調査による集計値を 基に推計 平成20年度については海事局調査</p>		平成18年度	平成19年度	平成20年度	外航	902百万円	976百万円	474百万円	内航	3,927百万円	4,401百万円	2,190百万円	計	4,829百万円	5,377百万円	2,664百万円	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度															
外航	902百万円	976百万円	474百万円															
内航	3,927百万円	4,401百万円	2,190百万円															
計	4,829百万円	5,377百万円	2,664百万円															
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成20年度)</p> <p>本税制特別措置により、特別修繕費用を計画的に準備金として積み立て、適切な修繕が行われる結果として、外航海運については競争力のある日本商船隊の維持・強化が、内航海運については船舶の運航に支障を来さないことにより、国内輸送需要の中で海運に求められる輸送量の維持が図られている。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成20年度)</p> <p>外航海運については、測定指標である「我が国商船隊の輸送比率」について、平成18年度～20年度実績がそれぞれ11.4%、11.2%、11.2%である。</p> <p>内航海運については、測定指標である「内航海運の国内輸送比率」について、平成18年度～20年度実績がそれぞれ35.9%、34.9%、33.7%である。</p> <p>[出典]</p>																	

			我が国商船隊の輸送比率実績: REVIEW2008(Fernleys)、海事局外航課調査 内航海運の国内輸送比率実績: 交通関連統計資料集(国土交通省総合政策 局情報安全・調査課)
			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年度～平成2 0年度) 仮に、本租税特別措置が廃止されることになれば、5年に1回の定期検査 時の巨額な支出となる大規模な特別修繕のための資金を計画的に積み立て ることによる費用の平準化ができなくなること及びキャッシュフロー等の面で経 営の安定化を阻害することとなり、外航海運については競争力のある日本商 船隊の維持・強化に、内航海運については船舶の運航に支障を来し国内輸送 需要の中で海運に求められる輸送量の維持に大きな影響が出ることから、本 租税特別措置は税込減を是認するに足る効果が認められると考えられる。
9	相当性	① 租税特別 措置等によ るべき 妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> 本税制特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的に国庫負担は少なくなる。 課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保され、事業者の資金繰りにも効果がある。 5年毎に多額の特別修繕費用が生じることとなるため、この負担を平準化させ、海運事業者に適切な修繕を実施させることができる。
		② 他の支援 措置や義務 付け等との 役割分担	海上運送の安全確保のため船舶安全法に基づき5年以内に1回の定期検査が義務づけられている一方、本租税特別措置は、1回の支出としては巨額の費用を要する大規模な特別修繕を実施し、船舶の運航を確保するため、必要な資金を計画的に準備金として積み立て、海運事業者のキャッシュフロー等経営の安定化を図るもの。
		③ 地方公共 団体が協力 する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		本租税特別措置により、特別修繕費用を計画的に準備金として積み立て、適切な修繕が行われる結果として、外航海運については競争力のある日本商船隊の維持・強化が、内航海運については、船舶の運航に支障を来さないことにより、国内輸送需要の中で海運に求められる輸送量の維持が図られているので、引き続き存続させる必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-